第２期中標津町都市計画マスタープラン

目　次

序章　都市計画マスタープランについて
序－１　計画策定の背景と目的
（１）都市計画とは １
（２）都市計画マスタープランとは ２
序－２　計画の対象区域と計画期間
（１）計画の対象区域 ３
（２）計画期間 ３
序－３　計画策定の方法
（１）策定体制 ４
（２）策定プロセス ４

第１章　中標津町の現状と課題
１－１　社会状況・まちの状況の変化 ５
１－２　これまでの２０年間で取り組んできた成果と課題 ５
１－３　町民の関心が高い地域課題 ６
１－４　中標津町が向き合うべき課題 ７

第２章　中標津町全体の都市づくり構想
２－１　都市づくり構想の考え方 ８
２－２　将来都市像 ９
２－３　次世代に継承し大切にする都市の自然環境と歴史環境 １０
２－４　私たちのまちの“ツボマップ” １１
ツボ１「まちなか」を刺激する取り組み １３
ツボ２「身近な地域の拠点」を刺激する取り組み １６
ツボ３「公園・公共施設」を刺激する取り組み １７
ツボ４「歴史文化資産（伝成館など）」を刺激する取り組み １９
ツボ５「公共交通」を刺激する取り組み ２１
ツボ６「広域交流拠点（中標津空港など）」を刺激する取り組み ２３
ツボ７「計根別」を刺激する取り組み ２４
２－５　都市整備に基本方針
（１）土地利用の方針 ２６
（２）道路・交通体系の方針 ２９
（３）水と緑の環境方針 ３２
（４）その他都市施設等の整備方針 ３４
２－６　長期的な都市の構造づくり
（１）基本的な考え方 ３５
（２）目標と内容 ３５

第３章　まちの“ツボ”活性化プロジェクト・地域別街づくり構想
３－１　まちの“ツボ”活性化プロジェクト・地域別街づくり構想の考え方 ３７
３－２　まちの“ツボ”活性化プロジェクト ３８
３－３　地域別街づくり構想
（１）地域別街づくり構想の考え方 ４４
（２）地域別街づくり構想の推進 ４４
（３）地域別街づくり構想 ４５

第４章　計画の実現・推進のための方策
４－１　計画の推進方策
（１）協働のまちづくりによる推進 ５５
（２）庁内の横断的連携による推進 ５８
４－２　計画の進行管理（評価・見直しの考え方） ５９

参考資料
資料１　策定経過 ６０
資料２　計画策定の参加者 ６１
資料３　中標津町都市計画審議会答申 ６４

序章　都市計画マスタープランについて

序－１　計画策定の背景と目的

本町では、平成 13 年（2001 年）３月に町民との協働のもと、これからの“**まちづくりの指針**”となる「中標津町都市計画マスタープラン」を策定しました。計画期間は平成 13 年度（2001 年度）～令和２年度（2020 年度）とし、中間年を迎えた平成 23 年（2011 年）３月に見直しを行いました。（以下「第１期計画」といいます。）

令和３年（2021 年）３月で計画期間満了となることから、理念を継承しつつ、社会状況の変化に対応しながら、未来を見据えた持続可能なまちづくりを町民と協働によって進めるため、第２期中標津町都市計画マスタープランを策定します。

（１）都市計画とは…？

暮らしやすいまちにするための仕組みのことです

都市計画は「都市計画法」という法律に定められた制度で、**まちの魅力や活力を高め、安定した快適な暮らし**を送るため、都市づくりの「ルール」やまちの骨格をつくる大事な「事業」を定め、「実現」していくための仕組みのことです。

まちには、多くの人が暮らし、活動しています。都市計画は、まちに暮らす一人ひとりが夢の実現や幸せを実感できるよう、わたしたちのまちをどのように整備し、豊かな暮らしにつなげていくかを示すものであり、暮らしの基盤となるものです。

協働でまちづくりに取り組むことが必要です

中標津町では、これまで都市計画のルールを定め、多くの事業によって市街地を形成し、暮らしやすいまちを目指して取り組んできました。

一方、わが国全体で人口減少が進む中、本町においても人口減少が進んでおり、財政的な制約も大きくなると予測され、今後行政だけでより良いまちを実現することは難しくなってきています。

暮らしやすく快適に生活できるまちにしていくためには、**行政だけでなく、町民、企業、団体などの様々な主体が、知恵を出し合い、補い合い、できることを重ね合わせて、まちの課題解決に取り組む「協働のまちづくり」**が必要不可欠となっています。

略して、
“都市マス”と呼んでいます

（2）都市計画マスタープランとは…？

都市計画マスタープランは、正式には「都市計画に関する基本的な方針」といい、町が定めるものです。町が定める都市計画は、この“都市マス”に即したものでなければならないとされており、**概ね 20 年後**を見据えた計画です。

本計画は町の上位計画である**「中標津町総合計画」**と「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（北海道策定）」と連動しながら定めます。また、本計画では個別の事業内容そのものを直接決めるものではありませんが、本町が定める都市計画の決定や変更あるいはその具体的な検討の指針となるものです。

都市マスは…、

① **都市の将来像を明示し、町民と行政が共有する役割を担います。**
② **各行政計画で踏まえるべき都市づくりの総合的な指針です。**
③ **具体的な土地利用や都市施設などの基本的な方針を示すものです。**
④ **町民と行政が協働で実現するための指針です。**

都市マスとは、誰が・いつ・どこで・どんなことをするのかはっきりさせ、みんなで共有するもの

■都市マスの位置づけ

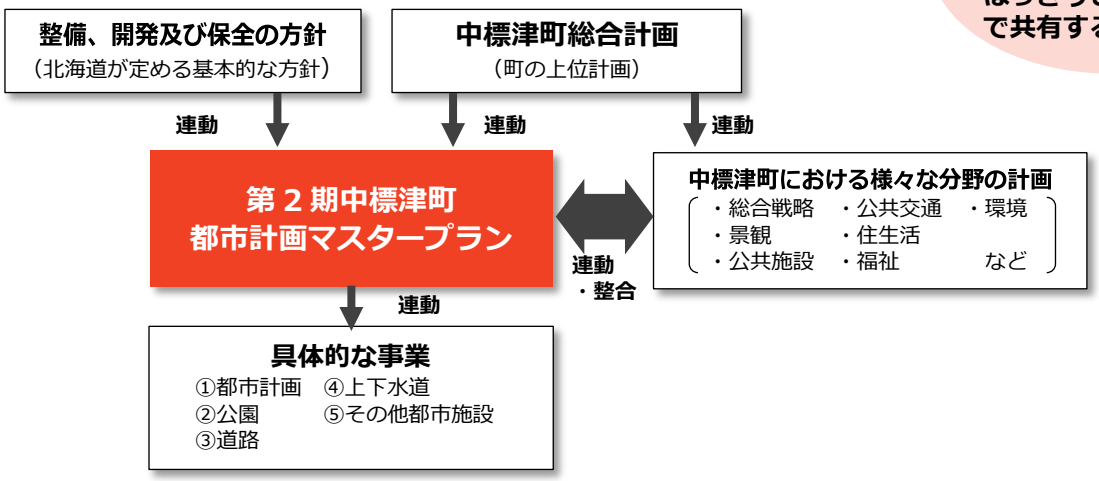

～　本計画の構成　～

第１章
中標津町の現状と課題 …P5

第２章
中標津町全体の都市づくり構想 …P8

- 将来都市像 …P9
- 次世代に継承し大切にする都市の自然環境と歴史環境
  ▼大切にしながら …P10
- 私たちのまちの“ツボマップ” …P11
- 都市整備の基本方針 …P26
  ▽ゆくゆくは
- 長期的な都市の構造づくり …P35

第３章
まちの“ツボ”活性化プロジェクト 地域別街づくり構想 …P37

第４章
計画の実現・推進のための方策 …P55

序－２　計画の対象区域と計画期間

（１）計画の対象区域

本計画の対象区域は、**中標津都市計画区域全域（約 4,425 ha）**とします。

また中標津市街地に次いで人口が集積する計根別地域は、幼稚園から高校までが揃い、子供から大人が一体となって地域への誇りと愛着を持つ活動をしている魅力的な地域です。中標津町においてまちづくりの重要な位置づけとなることから**計根別市街地**も対象とします。

■計画の対象区域

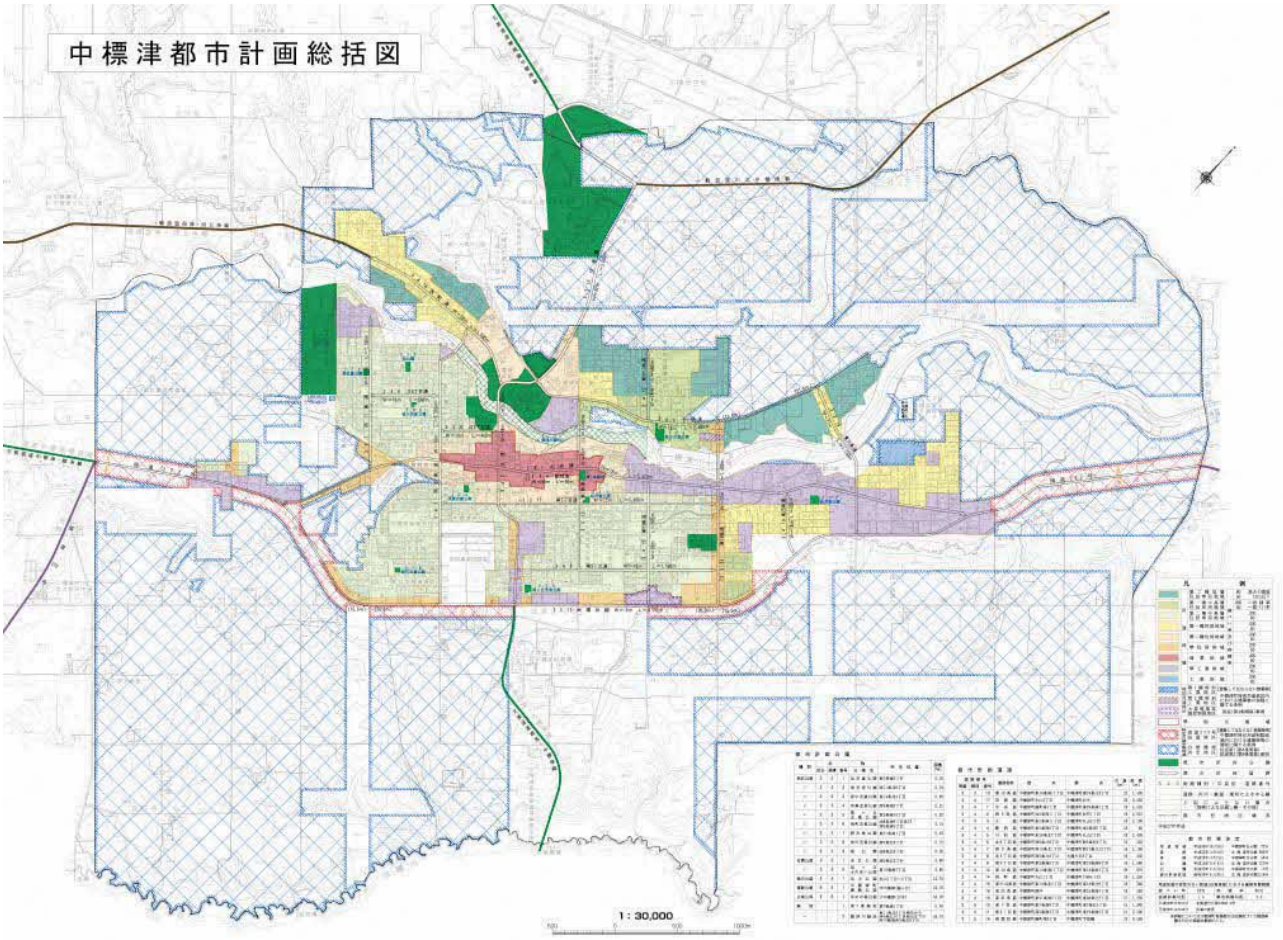

（２）計画期間

計画期間は、まちの将来像を示す計画として、概ね 20 年先を見据えて**令和 3 年度（2021 年度）～令和 22 年度（2040 年度）**とします。中標津町総合計画と連動し、並行して検証と見直しを行います。

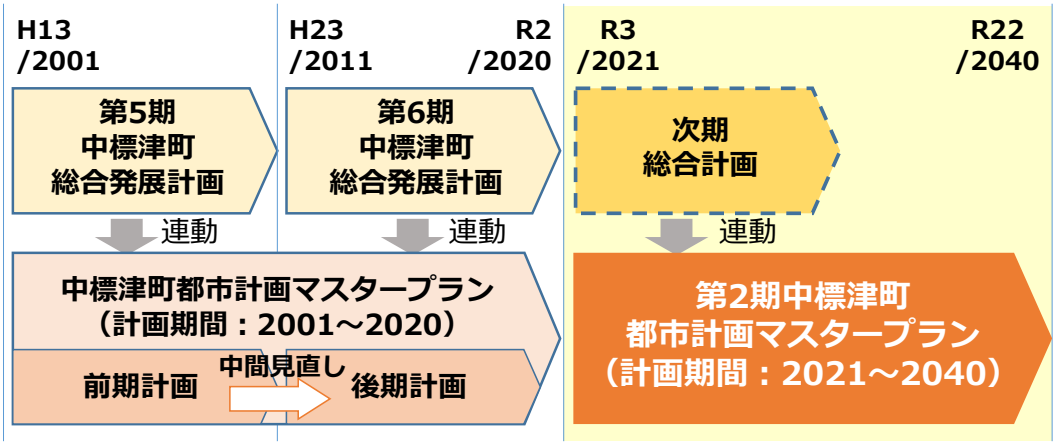

序－３　計画策定の方法

（１）策定体制

本計画は、町民や各団体のメンバー、行政、学識経験者が参加する「策定委員会」と庁内関係部局が連携・調整する「庁内推進会議」を中心に検討を行いました。

また、計画の内容には、町民と行政職員が参加する「対話の場」をはじめ、町民アンケート調査や各団体へのインタビュー、フォーラムなどでたくさん頂いた、町民の意見を反映しています。

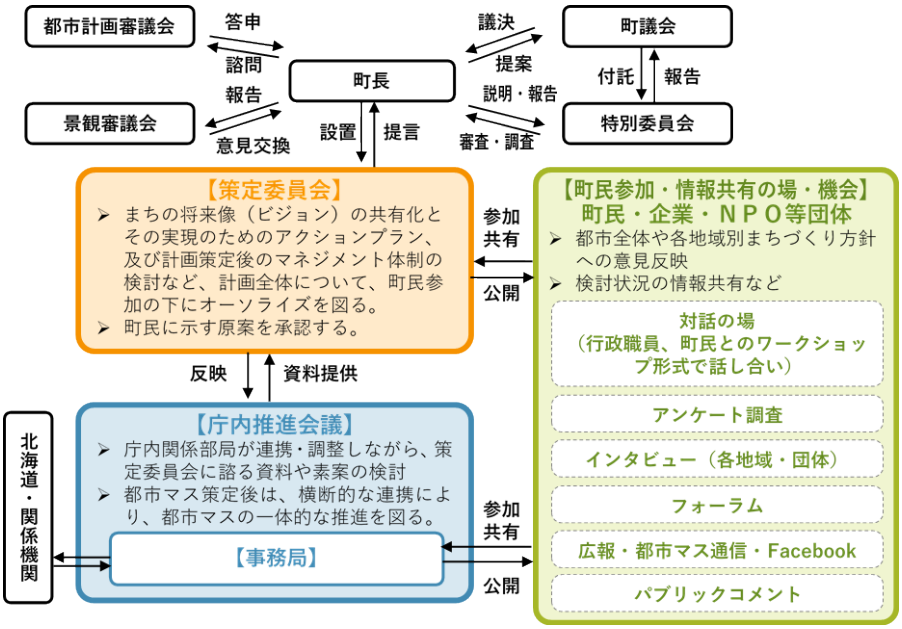

（２）策定プロセス

計画策定は、平成 30 年度（2018 年度）から令和 2 年度（2020 年度）の 3 か年をかけて検討しました。

平成 30 年度（2018 年度）は策定委員会を 2 回開催し、主に計画の検証を行い、令和元年度（2019 年度）は策定委員会を 3 回、対話の場を 2 回開催し、都市づくり構想を検討しました。令和 2 年度は策定委員会を 3 回、計画の実現に向けたプロジェクトチーム会議を 3 回開催し、具体的な実行プランを検討しました。

平成 30 年度（2018 年度）
計画の検証・まちの課題
- 策定委員会　：2 回
- 庁内推進会議　：2 回

令和元年度（2019 年度）
都市づくり構想
- 策定委員会　：3 回
- 庁内推進会議　：3 回
- 対話の場　：2 回
- アンケート調査
- インタビュー
- フォーラム

令和 2 年度（2020 年度）
プロジェクトチーム・実現化方策
- 策定委員会　：3 回
- 庁内推進会議　：2 回
- ﾌﾟﾛｼﾞｪｸﾄﾁｰﾑ会議

令和 3 年度（2021 年度）
協働により計画の実行
- 庁内推進会議
- 街づくり協議会
- ﾌﾟﾛｼﾞｪｸﾄﾁｰﾑ
- 町民、企業、団体

対話の場とは…？

“対話”とは、相手の意見を尊重し、相手の立場に立って、新たな解決策を導く話し合いのことです。

地域には様々な人が暮らし多様な意見を持っています。このような“場”をつくり、ほかの方の意見を聴くことで気付きが生まれ、人のつながりができ、次へのアクションにつなげることを狙いとしています。

第１章　中標津町の現状と課題

１－１　社会状況・まちの状況の変化　～都市政策上の課題が多様化～

①本格化した**人口減少・少子高齢化**への対応
②**コンパクトなまちづくり**の推進
③激甚化する**自然災害**への対応
④都市間競争の激化に対応した、**まちの個性や魅力**を高めるまちづくりの必要性
⑤**産業技術**の進展・**生産性**向上
⑥自然環境や地球環境との共生、**持続可能な社会**に向けた世界的な共通目標（**SDGs**※）
⑦新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大による**“ウィズコロナ”、”アフターコロナ”**を見据えたまちづくりの対応

※**SDGs**：持続可能な開発目標（SDGs）とは，2015 年 9 月の国連サミットで採択された**2030 年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標**です。
17 のゴールが示され，地球上の**「誰一人取り残さない（leave no one behind）」**ことを誓っています。

１－２　これまでの 20 年間で取り組んできた成果と課題

①総合計画連動構想

本町では、平成 23 年（2011 年）3 月の中間見直し以降、「総合計画連動構想」と「地域別の街づくり構想」の施策・事業の実施項目ごとの達成状況等を検証しながら計画の進行管理を行うとともに、年度ごとの検証の結果に応じ、進行管理表を更新し、施策・事業の進捗状況を発信してきました。

平成 30 年度（2018 年度）時点では 95.0%が実施済または実施中となっています。

■策定委員による検証

【達成度の評価が高かった施策】

・中標津町総合体育館やタワラマップ川親水広場、児童センター等の施設整備

【今後さらにステップアップを図るべき施策】

・中標津の食の魅力を伝えるまちづくり、景観に関する情報発信・意識醸成、景観形成団体の育成

【今後取り組んでいくべき施策・検討が必要な施策】

・**公共交通**：公共交通の再編
・**中心市街地**：世代別・世代間の気軽な交流の場づくり、農村の町の生活の楽しさが感じられる物販・交流の場の創出、まちなかの回遊性を高める歩行空間の創出
・**コミュニティ**：町民の力を活かす仕組みづくり、町内会を中心とした地域コミュニティの構築
・**産業・観光**：観光案内プロの育成、農商工観の連携による地域イメージ戦略＆マーケティング
・**景観・歴史文化**：自然と調和した建築物・工作物の整備促進、歴史的建造物の保存、管理、活用

②地域別構想

市街地を全 6 地域に区分し、平成 23 年（2011 年）3 月以降、各地域の町内会を中心に構成される 3 つの街づくり協議会が設立し、地域の主体的かつ独自性のある取り組みが実施されています。

一方、町内会加入率が低いことから、町内会に加入していない住民との関わり方や、担い手の高齢化によるマンパワー（担い手）の不足といった課題を抱えています。

第１期計画を振り返って踏まえるべき事項

✓ 基本理念や 100 年・1000 年先を見据えた長期的な構想を尊重しましょう
✓ 社会情勢やまちの状況変化・課題に対応し、今後 20 年を見据えた取り組みを検討しましょう
✓ できる取り組みから育てていく、協働のまちづくりを推進していきましょう
✓ 次期計画も、効果検証をしながら進めていきましょう

1－3　町民の関心が高い地域課題（町民アンケート調査結果から）

①居住年数と将来の居住意向

居住年数は、20 年以上住んでいる人が 55.4%と最多で、現在住んでいる地区に住み続けたい人が 54.3%と半数以上となっています。

②居住環境に関する重要度×満足度

「病院や福祉施設」「公共交通の利便性」は、重要度は高いものの満足度が低いため、特に改善が必要な項目と考えられます。一方、「図書館などの文化施設」「居住環境」「自然景観」などの項目は満足度が高く、特に「買い物」や「水や空気、食べ物」は満足度が高くなっています。

③将来にわたって大切にしていきたいと思う中標津町の魅力

「中標津空港があり、札幌や東京と短時間でつながっていること」と回答した人が 75.2%と最も多く、次いで「買物するのに便利な大型スーパーがあること」と回答した人が 38.3%となっています。

④身近な地域で、もっと充実したらよいこと・やってみたいこと

「商店街の活性化、空き店舗の活用」と回答した人が 49.1%と最も多く、道路環境や公共交通の整備のほか、多様な人と人の交流を求める声も上がっています。

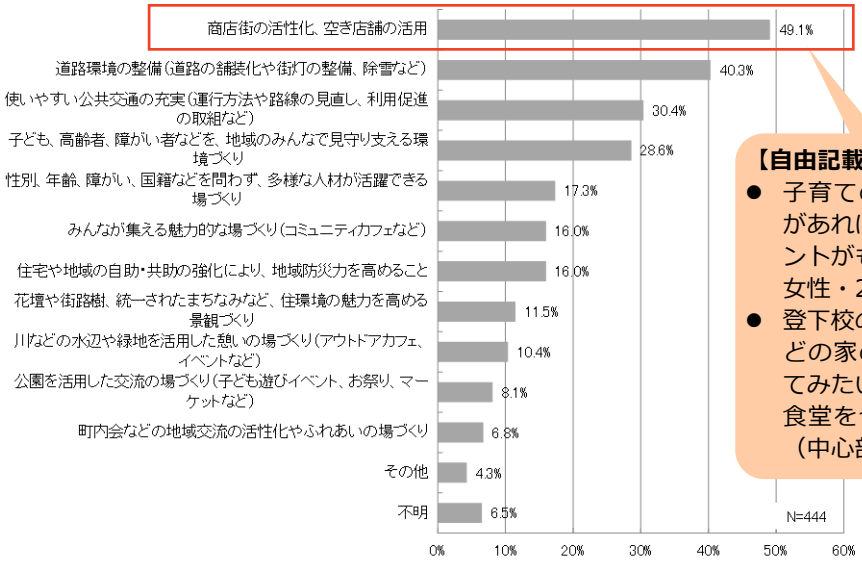

【自由記載の意見】

- 子育ての間の休憩にお話が出来る場所があれば良い。子どもが交流できるイベントがもっとあれば良い。（中心部地域・女性・20 代）
- 登下校の見守りや、高齢者や障がい者などの家の除雪などボランティアでやってみたいです。空き店舗を使って子ども食堂をやってみてはどうでしょうか。（中心部地域・女性・40 代）

～参考：まちづくりの課題とアイデアについてインタビュー～

なかしべつ観光協会

- 開陽台ツアーズを設立し**着地型観光**を作っていくことが可能になった
- 中標津は、道外・海外の方がイメージする北海道に近いので**「これが北海道だ」と PR** したい

西部地域　まちづくり協議会

- たこづくり・たこあげ大会は**高齢者と子どもたちの交流**になっているが、**スタッフが高齢化**
- 地域とのつながりが希薄な人に**つながりを持つことのメリット**を理解してもらいたい

中標津小学校コミュニティスクール

- コミュニティスクール（CS）で**地域の人を巻き込む**ことができ、**住民と学校が近づくきっかけ**になった
- 継続して手伝ってもらう**地域住民のサポーター制度**を作りたい

ゲストハウス ushiyado

- **街を消費する仕組み**を作るため、地域資源を活用した**分散型のまち宿を作った**
- 街角で総菜の販売や軽食を食べられる場所など、中標津町に**かっこいい場所**を増やしたい

中心部地域　街づくり協議会

- **人が集まる場所作りが重要**だと考えてイベントを実施
- 交流拠点は、**しるべっと、東武、体育館**などがあるが、現状では、集まる場を作っても、**誰が集まるのかが見えない**のが課題

中標津東小学校コミュニティスクール

- 東っ子サポーターである**地域住民が活躍**
- **学校を核としたまちづくり**で、地域とのつながりをつくり、**自然と地域の人や子どもたちが集まれる環境**を作ることが必要

なかしべつ地域懇談会

- **50 年先を見据えて中標津町で何かできないか**、今後の中標津のまちづくりを考える場
- **都市マスの対話の場**について、地域懇談会のメンバーも一緒にやっていけばいい

１－４　中標津町が向き合うべき課題

（１）人口減少・高齢化社会に対応し、持続的な都市経営を考慮した戦略的なまちづくりの取り組み

①中標津町で豊かで安心した暮らしを実現する取り組みが必要

人口減少・高齢化が進行する一方で、多様化するライフスタイルやワークスタイルに対応し、豊かな暮らしを中標津で実現できる環境を整え、安心して暮らし続けられるように、医療・福祉、公共交通、教育、子育てなどの施策について総合的に取り組むことが必要です。

②次代を見据えながら、中標津町が一丸となって地域産業を支える方策が必要

人口減少・高齢化により働き手の減少が進む中では、生産性向上を図るとともに、次代を担う子どもたちへの教育を見つめ直し、産業の担い手の確保や若い世代の雇用の場づくりに取り組み、中標津が一丸となって地域産業を守ることが必要です。

③コンパクトなまちづくりを推進する方策が必要

人口減少・高齢化により都市を運営する財源も縮小してきます。これまでの人口増加によって都市が広がり、道路・下水道・公園など都市基盤施設の整備を推進してきました。しかし無秩序に都市が拡散していくと市街地の空洞化が進行し、これまで整備した都市施設が有効活用されないまま老朽化するなど行政コストが増大する恐れがあります。

また、将来的に空き家の増加が予測されており、防災、防犯、環境衛生、景観阻害など生活環境に影響を及ぼすことが懸念され、空き家発生の予防や空き地・空き家等の有効活用を推進することが求められています。

限りある貴重な財源を「医療、福祉、公共交通」など生活の質の向上と「子育て、教育」など未来への投資に振り向けるため、市街地拡大の抑制と市街地内部の充実といったコンパクトなまちづくりを推進することが必要です。

（２）長期を見据えつつ、短期的な取り組みを重ねながら進めていくまちづくり

人口減少などの社会経済状況や技術開発の動向が激しく変化しており、新型コロナウイルス感染症が世界的に流行している中、中々将来を見通すことが難しくなっています。

そのため、長期的なビジョンを見据えつつも、社会経済状況やまちが抱える課題、技術開発の動向に柔軟に対応しながら短期的な取り組みを展開し、その取り組み結果を長期ビジョンに反映していく。そして、さらなる短期的な取り組みを展開していくという、まちづくりを進めていくことが必要となっています。

（３）協働のまちづくり

人口減少社会において、厳しい財政状況にある行政だけでまちづくりを進めることは限界を迎えると想定されます。そのため、町民、企業、団体、行政の協働によって様々な課題に対応し、人と人とのつながりを強めることで地域全体の活力を高め、自立したまちづくりを実現していくことが必要です。

第２章　中標津町全体の都市づくり構想

２－１　都市づくり構想の考え方

都市づくり構想は、第１期計画の「次世代に継承し大切にする都市の自然環境と歴史環境（まちづくりの土台）」「交流・共生・自律をテーマとした都市の構造づくり（長期構想）」を踏まえながら、20 年間を見据えた将来都市像と都市づくりの基本目標を設定し、協働と対話による検討を行った 10 年程度を見据えた「私たちのまちの“ツボマップ”（短中期構想）」で構成します。

将来都市像・基本目標　～20 年

私たちのまちの“ツボマップ”（短中期構想）

- 短中期構想「私たちのまちの“ツボマップ”」は、身近でまちの大切な場所（＝まちの“ツボ”）を、町民、企業、団体、行政の協働により、魅力的な場所・暮らしやすいまちに変えていこうとする作戦マップです。
- 総合計画と連動しながら、都市づくり上力点を置くこれらの“ツボ”を刺激する取り組みを実践します。この構想は実践と検証を踏まえながら、柔軟に見直していくものです。

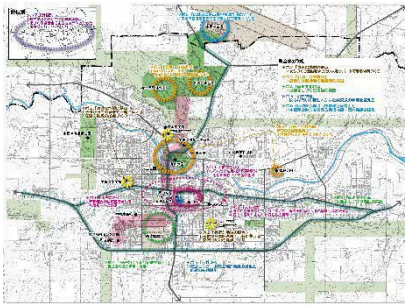

全７つのまちの“ツボ”

ツボ１：まちなか
ツボ２：身近な地域の拠点
ツボ３：公園・公共施設
ツボ４：歴史文化資産（伝成館など）
ツボ５：公共交通
ツボ６：広域交流拠点（中標津空港など）
ツボ７：計根別

～10 年

実現するための
都市整備の方針

都市整備の方針

- 土地利用の方針
- 道路・交通体系の方針
- 水と緑の環境方針
- その他都市施設等の整備方針

大切にしていきながら…

ゆくゆくは…

次世代に継承し大切にする都市の自然環境と歴史環境（まちづくりの土台）

次世代の子どもたちに伝えていきたいものをまちづくりの土台にしていこう。

①自然環境と共生した持続的な都市づくり
②歴史を積み重ねた個性ある都市づくり

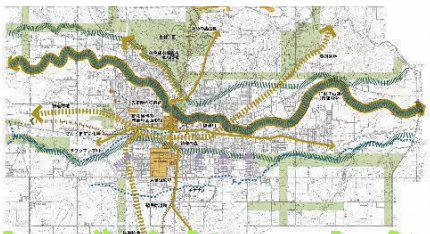

まちづくりの土台

交流・共生・自律をテーマとした都市の構造づくり（長期構想）

将来にわたって中標津で豊かに暮らしていくために、交流・共生・自律をテーマとした都市の構造をつくっていこう。

①交流のある都市の骨格づくり
②共生する都市の骨格づくり
③自律する都市の骨格づくり

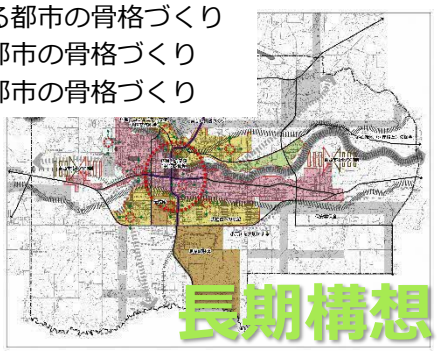

長期構想

2－2　将来都市像

環境首都 なかしべつ

中標津町では、自然や歴史といった風土を大切にするなかで、交流を楽しみ、共生を重んじ、自律を追求し、人間を中心に据えた都市を実現するための将来の都市像を 『環境首都 なかしべつ』 と掲げ、世界に誇れる取り組みを継続していく、強い意志を内外に示し、都市づくりに取り組みます。

【都市づくりの基本目標】

①都市の骨格を形成してきた自然や歴史を長期的に大切にします。

②総合計画と連動しながら、生活実感に基づいた実効性の高い施策を展開する短中期的な都市づくりに取り組みます。

③協働による都市づくりを進めます。

【私たちが大切にしていきたい都市づくりの想い】

“まちづくりはひとづくり”

社会や経済が絶え間なく変化していく中で、私たち一人ひとりがまちの課題を自分ごととして捉え、主体的にまちづくりに参画し、対話を重ねてお互いを理解し合いながら、協働のまちづくりによってまちの課題解決に取り組み、持続可能なまちを目指します。

子どもや大人、お年寄りなど様々な人との“交流”を楽しみ、自然や農業との“共生”を積極的に図り、自由と責任を意識しながら“自律”して行動します。

そして、人と人がつながり、助け合い、誰もが安心できる居場所と活躍できる場のあるまちを目指してまちづくりを進めていきます。

こうした取り組みを続けていきながら、悠久の時を超えて形成された豊かな自然環境と、開拓期から先人たちがつくりあげてきた歴史文化を大切にし、この中標津のまちを子どもたちに継承していきます。

2－3　次世代に継承し大切にする都市の自然環境と歴史環境

（1）基本的な考え方

“豊かな自然と大地”を次世代に継承し、“街の基盤が形成された 20 世紀の近代化遺産”を大切にし、長期的な視点から “自然と共生した持続的な都市づくり”と“歴史を積み重ねた個性ある都市づくり”を進め、都市の風土や歴史を保全・活用したまちづくりを進めます。

（2）目標と内容

①自然と共生した持続的な都市づくり

“都市化以前の状態に近い良好な自然”に該当する自然環境を大切にします。

- 骨格的な河川としての標津川
- 河岸段丘などの特色的な地形
- ゆめの森公園や緑ヶ丘森林公園周辺、防風保安林の緑地
- 武佐岳への眺望を確保する空間 など

②歴史を積み重ねた個性ある都市づくり

“開拓から近代化に至る 20 世紀の歴史”に該当する歴史環境を大切にします。

- 基幹産業の発展に貢献した防風保安林
- 根釧原野の開拓事業を象徴する現酪農試験場（旧北海道農事試験場根室支場）
- 北海道の漁業を支えたさけ・ますふ化場
- 街の発展や人・ものの動きを支えてきた道路・殖民軌道・鉄道・空港
- 市街地発展の礎となった開拓当時の市街地区画形態
- 町民の心の拠り所となっていた中標津神社周辺の鎮守の森
- 先人の足跡である先史時代の遺跡 など

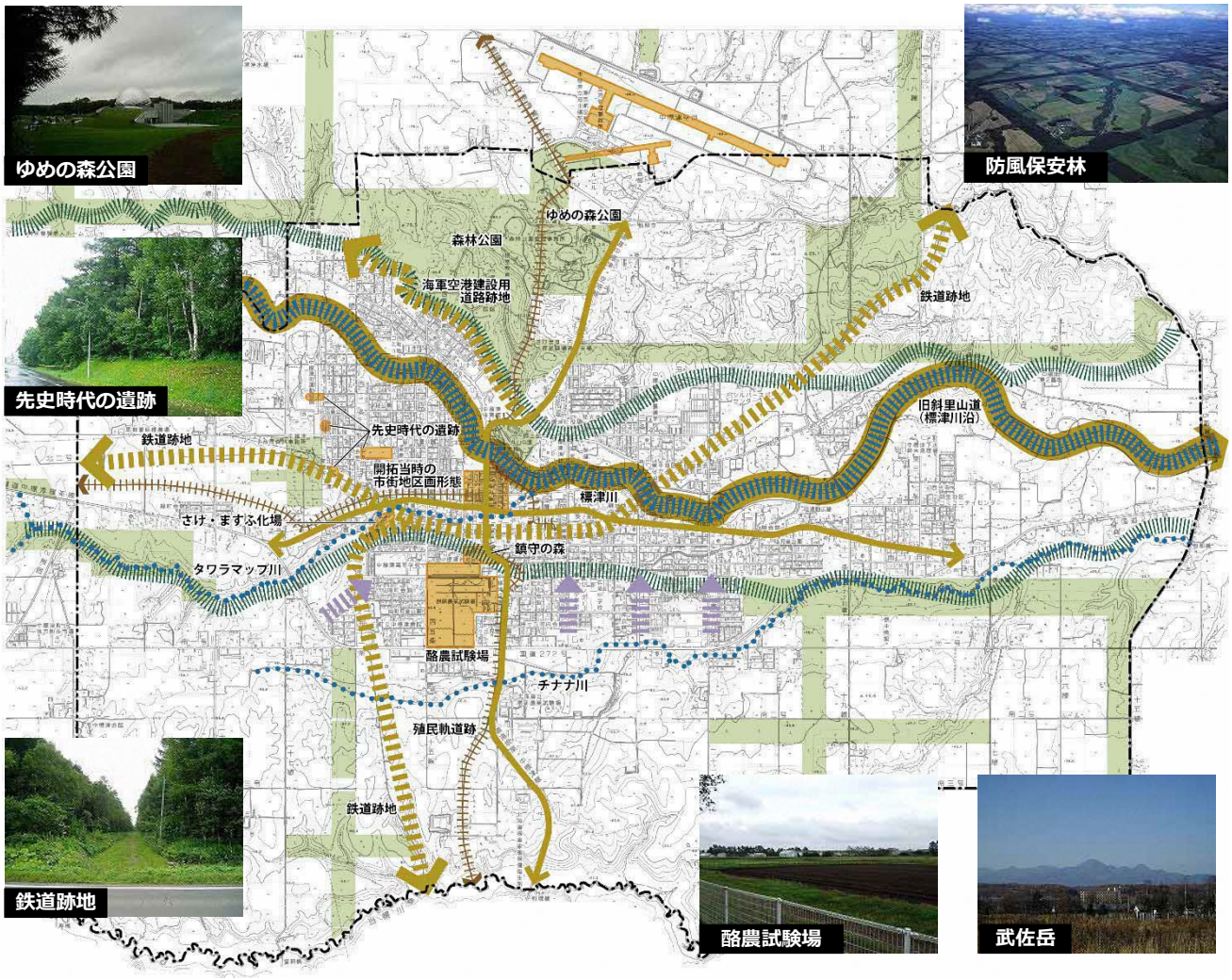

2－4　私たちのまちの“ツボマップ”　～協働で取り組む短中期構想～

（1）基本的な考え方

- まちのツボとは、私たちの身体にある“ツボ”と同じように、そこを刺激するとまちがイキイキするような場所のことです。
- 策定委員会や対話の場での議論を重ね、“まちのツボ”として、7 つ挙げられました。
- この“ツボマップ”は、全て行政が実行するものではなく、**町民、企業、団体、行政の協働**により、**魅力的な場所・暮らしやすいまちに変えていこうとする作戦マップ**です。
- 総合計画と連動しながら、取り組みを実践・検証し、状況の変化に合わせて柔軟に計画を見直しながら進めていきます。

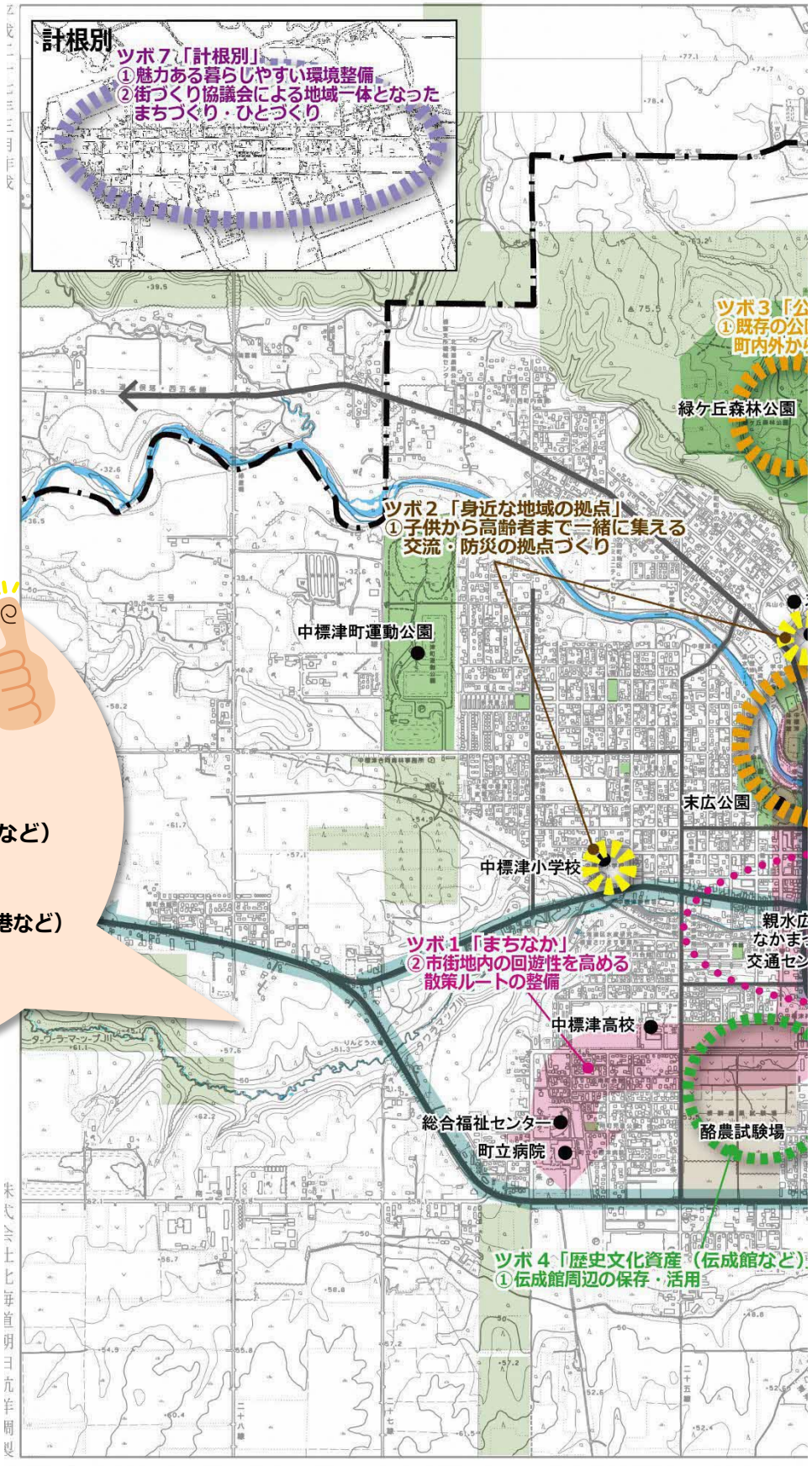

全７つのまちの“ツボ”

ツボ１：まちなか

ツボ２：身近な地域の拠点

ツボ３：公園・公共施設

ツボ４：歴史文化資産（伝成館など）

ツボ５：公共交通

ツボ６：広域交流拠点（中標津空港など）

ツボ７：計根別

※次ページ以降に記載している実現方策（例）及び実現に向けたステップ（例）は、策定委員会や対話の場で出された意見を整理したものです。

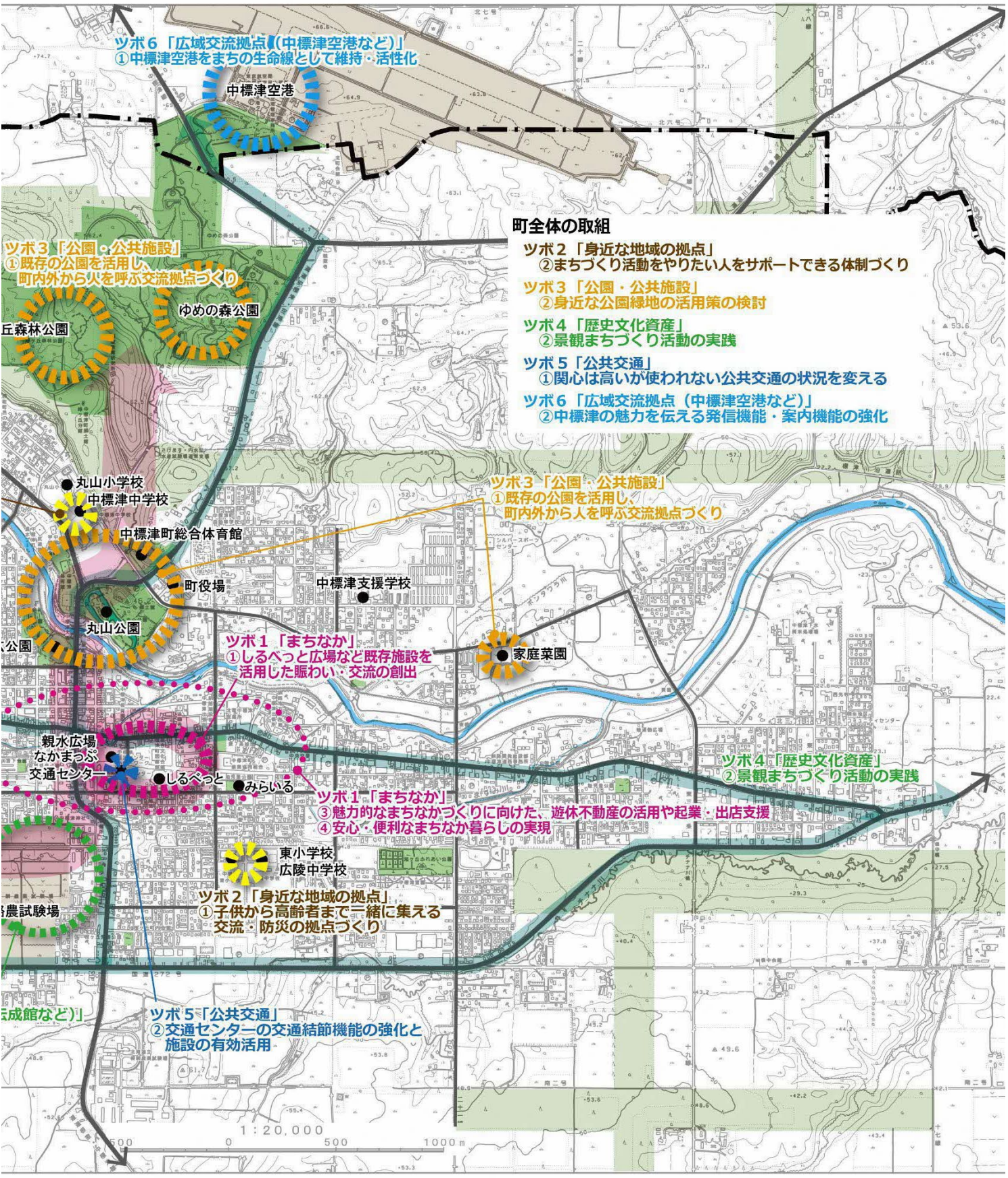
ツボ６「広域交流拠点（中標津空港など）」
①中標津空港をまちの生命線として維持・活性化
中標津空港
町全体の取組
ツボ２「身近な地域の拠点」
②まちづくり活動をやりたい人をサポートできる体制づくり
ツボ３「公園・公共施設」
②身近な公園緑地の活用策の検討
ツボ４「歴史文化資産」
②景観まちづくり活動の実践
ツボ５「公共交通」
①関心は高いが使われない公共交通の状況を変える
ツボ６「広域交流拠点（中標津空港など）」
②中標津の魅力を伝える発信機能・案内機能の強化
ツボ３「公園・公共施設」
①既存の公園を活用し、
町内外から人を呼ぶ交流拠点づくり
ゆめの森公園
丘森林公園
丸山小学校
中標津中学校
中標津町総合体育館
町役場
中標津支援学校
丸山公園
家庭菜園
ツボ１「まちなか」
①しるべっと広場など既存施設を
活用した賑わい・交流の創出
親水広場
なかまつぶ
交通センター
しるべっと
みらいる
ツボ１「まちなか」
③魅力的なまちなかづくりに向けた、遊休不動産の活用や起業・出店支援
④安心・便利なまちなか暮らしの実現
ツボ４「歴史文化資産」
②景観まちづくり活動の実践
東小学校
広陵中学校
ツボ２「身近な地域の拠点」
①子供から高齢者まで一緒に集える
交流・防災の拠点づくり
ツボ５「公共交通」
②交通センターの交通結節機能の強化と
施設の有効活用
1：20,000
500
0
500
1000 m

ツボ１「まちなか」を刺激する取り組み

①しるべっと広場など既存施設を活用した賑わい・交流の創出

- 「まちなか」は、商業の場だけではなく、人と人、人とまちのつながりを感じ、安心して生活できる暮らしの場であり、産業と連携した生業の場、町外の人と交流を楽しむ場であります。そのため、まちなかにあるタワラマップ川親水広場、しるべっと広場、しるべっと、なかまっぷ、交通センターが位置するエリアを核としながら広場等の既存施設を活用し、まちなかに賑わいと交流を創出します。
- 「なかしべつ夏祭り」や「まちなか賑わい秋の陣」、「なかしべつ冬まつり」など各イベントでの使用に加え、期間を限定した実験的な利用から日常的な利用など、町民、企業、団体、行政が様々なことにチャレンジできる場として積極的に使いこなし、まちなか全体の価値を高める取り組みを推進します。
- 日常的に子どもたちの遊び場となるよう整備内容について検討します。
- イベント時は、核となる施設間の連携を図り、まちなかの回遊性を高めることを検討します。また、東１条通や中央通で歩行者天国を行うなど、道路や河川等の公共空間を活用することも考えられます。

活用イメージ例

・広場でコンテナハウスやテント、キッチンカーを暫定的に設置して利用する。
・広場で本を読み、くつろぐことができるように施設と連携して活用する。
・オープンカフェやギャラリー、チャレンジショップとして利用する。
・朝市やフリーマーケット、屋台村、ライブ、パブリックビューイングなど、様々なイベントスペースとして利用する。
・町民が気軽に集まり、観光客も参加できる交流の機会を定期的に開催する。
・日本語学校と町民との交流の場を開催する。

【関連主体】

活用者・参加者（町民、企業、団体）／施設管理者／所有者／町（経済振興課、都市住宅課）

【実現方策（例）】

- 社会実験を重ねた活用方策の検討とノウハウの蓄積
- 持続的に活用できるスキーム検討（管理主体、運営主体、活用主体）

【実現に向けたステップ（例）】

Step1	Step2	Step3
・実際に広場等を使ってみる ・既存イベントの告知・PR により町内外から人を呼ぶ（まず知ってもらう）	・SNS 等で情報発信（仲間・ファンを集める） ・活用範囲の拡大	・イベントテーマの拡充（アートなど） ・継続的な活用体制の検討

ステップのイメージ

Step1…すぐにできること、できそうなこと
Step2…ちょっと頑張ればできること、できそうなこと
Step3…すぐにはできないけども、ゆくゆくは実現したいこと

②市街地内の回遊性を高める歩行者ネットワークの整備

- 市街地内の主要箇所を結ぶ散策する歩行者ネットワークを整備し、まちなかの回遊性を高めます。“人生 100 年時代”を見据えて健康寿命の延伸を目指し、自家用車中心の生活の中で、歩く文化の醸成を図ります。
- 歩道等の改修・整備やサインの整備、花壇やみどりによる沿道景観を整え、安全で歩きやすく、町民が日常的に歩きたくなる環境を整えます。
- 町民をはじめ観光客にとっても、中標津に来たくなるような中標津の自然、歴史、文化に触れられるイベントの開催など、魅力あるルートとなる取り組みを検討します。
- 市街地中心部を東西に横断する JR 線路跡地について、中心市街地の役割を高める利活用を検討します。

【関連主体】

町民／団体／企業／施設管理者／町（経済振興課、保健センター、建設管理課、都市住宅課）

【実現方策（例）】

- まちなか散策ルートの設定
- 歩道の改修・整備、サイン等の整備
- 散策ルートの活用（イベント開催等）
- 景観まちづくり活動の促進

【実現に向けたステップ（例）】

Step1	Step2	Step3
・散策ルートの設定と PR	・イベントに合わせて歩く（まち歩き文化の醸成へ） ・情報発信（SNS 等）	・歩道の改修、整備 ・景観まちづくり活動の促進

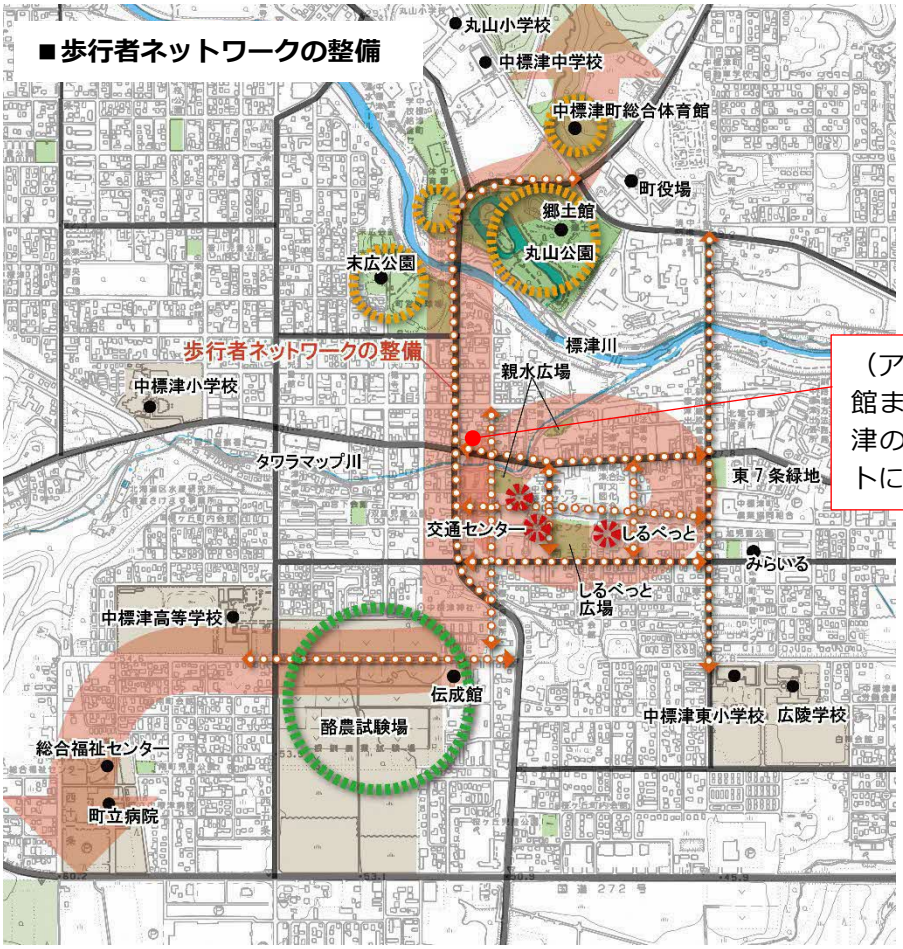

（アイデア）東 1 条通から伝成館までつながるルートを中標津の歴史と発展を感じるルートにする。

③魅力的なまちなかづくりに向けた、遊休不動産の活用や起業・出店支援

- 人と人とのつながりや交流を重要視し、まちなかが魅力的な雰囲気をもつエリアとなることを目指します。そのための手法として、まちなかにある空き地、空き家、空き店舗等の遊休不動産を活用した起業・出店を支援し、まちなかの価値を高める取り組みを推進します。
- 観光客等の交流人口の拡大や滞在時間の延長に向けて、基幹産業である農業・酪農と連携した体験・交流機会の充実を図るとともに、まちなかで時間を過ごす楽しみ方の拡充、消費活動の拡大や魅力創出を行うことで経済効果を高めます。
- 特に、骨格的な道路である大通や中央通沿道の遊休不動産の活用を促進し、飲食やクラフト等の店舗のスタートアップや、高校生をはじめとする若者が集まり交流を図るコミュニティカフェ、テレワークの場となるシェアオフィス・コワーキングスペースなど、新たな人や活動の展開により、エリア価値の向上を目指します。

【関連主体】

不動産所有者／企業／団体／町（経済振興課、都市住宅課）

【実現方策（例）】

- 空き地、空き家、空き店舗等の活用事業に対する支援
- まちなかの魅力を高める取り組みの推進
- 「中標津町空家等対策計画」に基づく施策の実施
- 観光・商業事業者等が連携した情報発信
- 夜間における移動手段の確保

【実現に向けたステップ（例）】

Step1	Step2	Step3
・遊休不動産活用に対する支援とその PR	・遊休不動産活用による新たな人・活動の展開	・遊休不動産活用の面的な広がり、エリア価値の向上へ

④安心・便利なまちなか暮らしの実現

- 人生 100 年時代を見据え、健康寿命の延伸に向けて、地域食堂など高齢者の暮らしと交流を支える場を確保します。
- 安心して中標津で暮らし続けることができるよう、高齢者向けの住宅（サービス付き高齢者向け住宅、シェアハウスなど）の整備を促進します。
- 高齢者が自身で管理できなくなった住宅を子育て世帯等に貸し出す制度など、ライフステージに応じた住み替えが可能となる仕組みの充実と、積極的な情報発信を行います。
- 公共施設については、まちなかでの整備を推進し、生活利便性を高めます。

【関連主体】

医療・福祉事業者／不動産事業者／団体／町（福祉課、介護保険課、都市住宅課）

【実現方策（例）】

- 高齢者の暮らしと交流を支える場の確保（地域食堂など）
- 高齢者向け住宅の整備・改修の推進（サービス付き高齢者向け住宅、シェアハウス等）
- 住み替え支援制度等の情報発信
- 公共施設や公営住宅等のまちなかへの誘導

【実現に向けたステップ（例）】

Step1	Step2	Step3
・住み替え支援制度等の情報発信 ・公共施設や公営住宅等のまちなかへの誘導	・高齢者の暮らしと交流を支える場の確保 ・高齢者向け住宅の整備・改修の推進	・高齢者の暮らしと交流を支える場の継続的な展開

ツボ２「身近な地域の拠点」を刺激する取り組み

①子どもから高齢者まで一緒に集える交流・防災の拠点づくり

- 児童館、町内会館、老人クラブなど町内の団体が交流できるコミュニティ拠点を形成します。地域で誰もひとりぼっちにならないように一人でも気軽に利用でき、集まりたいときは誰でも利用できる場であるとともに、地域の高齢者や子どもが一緒に過ごせる多世代交流の場づくり、外国人も含めた多文化共生を進める場づくりを目指します。
- 拠点づくりにあたっては、既存施設の活用や新たな整備（建替え等）が考えられ、地域の特性に合わせて拠点づくりを進めます。
- 新たに整備する際は、各地域の集会機能や子育て支援機能などを複合化し、災害時には、防災拠点として機能する拠点とします。
- 市街地内に限らず、郊外地域においても地域の拠点づくりや場づくりを目指します。

【関連主体】

町民／町内会／団体／町（総務課、子育て支援室、生活課、都市住宅課）

【実現方策（例）】

- 集会施設や子育て支援施設などの個別施設計画の検討
- 複合施設整備の検討

【実現に向けたステップ（例）】

Step1	Step2	Step3
・既存施設の活用検討	・施設再編の検討	・施設整備 ・施設の活用

②まちづくり活動をやりたい人をサポートできる体制づくり

- 町内には様々な場所で活動する団体や人が多くいますが、これらの団体や活動を知る機会は多くありません。そこで、町内で活動する各団体の活動や人を知ることができる場や情報交換できる場づくりを促進します。
- （仮称）町民活動センターを設置し、まちづくり活動をしたい町民をはじめ、町内会や NPO、コミュニティスクールなどの団体へ情報提供や支援を行うとともに、団体間の連携を促進することで、さらなる活動の広がりや展開を支えます。

【関連主体】

町民／団体／企業／町（企画課、生活課、教育委員会、都市住宅課）

【実現方策（例）】

- 人や活動の出会いの場・つなぐ場、情報交換できる場づくり（コミュニティカフェなど）の支援
- 定期的に町民や観光客が交流する場・機会の開催支援
- （仮称）町民活動センターの設置検討

【実現に向けたステップ（例）】

Step1	Step2	Step3
・出会いの場、つなぐ場、情報交換できる場づくり	・定期的に町民や観光客が交流する場・機会の開催	・（仮称）町民活動センターの設置検討

ツボ３「公園・公共施設」を刺激する取り組み

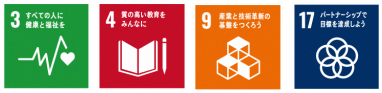

①既存の公園を活用し、町内外から人を呼ぶ交流拠点づくり

- 町内にある各公園の特色を踏まえ、協働体制のもと公園を有効活用することで、生き生きとした暮らしを支える交流の場づくりや町内外からも人を呼び込む魅力づくりに取り組みます。

ア　ゆめの森公園

- ゆめの森公園は屋内で子どもが遊ぶことができる施設を有し、四季を通じて遊ぶことができるため、町内外から多くの方が利用する道立広域公園です。そのため北海道や施設管理者と連携しながら、適切な施設の維持管理や公園の活用を促進します。

イ　緑ヶ丘森林公園

- 公園施設の長寿命化など適切な維持管理をするとともに、豊かな自然環境に囲まれた立地特性を活かして、自然に学び・触れる場を強化し町外から人を呼び込む集客機能やレクリエーション機能の向上を図るなど、公園のリニューアル等を行います。
- 緑ヶ丘森林公園がコースの一部となっている「330°マラソン」などの各種イベントについては、全国各地から呼び込むためにイベントの魅力を高める工夫や情報発信を積極的に行います。
- 開陽台も含めた雄大な景色を活かした観光ツアーなどを行います。

活用イメージ（例）
・キャンプ機能の強化（RV パークの整備など）と、キャンパーやサイクリストが楽しめる他の公園とのネットワーク化
・プレーパークなど自然を活かした遊びの場の整備
・木育のフィールドとしての利用
・道内外からカメラマンを呼び込むフォトツアー　など

ウ　丸山公園

- 丸山公園は貴重で豊かな自然環境を有しており、まちなかに近接している立地特性を活かして、誰もが気軽に訪れ、自然に触れることができる憩いの場となるよう利活用方策を検討します。
- 郷土館機能の在り方検討と合わせて、丸山公園の活用について検討します。（ビジターセンター、ネイチャーセンターなどの産業、歴史、文化、観光に関する情報発信、施設の整備など）

活用イメージ（例）
・自然ガイドの配置
・お祭りやアートイベント、アウトドアイベント等での活用
・歩行者ネットワークとの連携　など

エ　末広公園／体育館跡地

- 中心市街地に近接している立地特性を活かし、イベントスペース等の利活用方策を検討します。

オ　中標津町総合体育館（330°アリーナ）

- 中標津町総合体育館は、日常的に多くの町民が運動やサークル活動の場として利用されています。さらに利用者が快適に過ごし、利用者同士の交流が促進されるよう、施設内の有効スペースを活用し、交流・休憩の場を整備します。

活用イメージ（例）
・エントランスホールでコーヒーが飲める
・夏季限定でキッチンカーやチャレンジショップを開く　など

カ　家庭菜園

- 老朽化している箇所を修繕するとともに休憩機能の整備も検討します。
- 高齢者と子どもの交流の場としての活用も推進します。

【関連主体】
町民／北海道／施設管理者／町（生活課、建設管理課、教育委員会-生涯学習課）

【実現方策（例）】
- 企業、団体等と連携した公園活用方策の検討（Park-PFI 等）
- 公園内の自然ガイド
- 施設の適切な維持管理と長寿命化

【実現に向けたステップ（例）】

Step1	Step2	Step3
・公園ごとに特色を出す ・公園を活用しやくする	・情報発信により周知	・ガイドの配置検討

②身近な公園緑地の活用策の検討

- 生活の中で身近にある公園緑地について、平時は子どもたちの健全な遊び場となり、災害時においては防災拠点として機能するため、長寿命化対策を行うことで、適正な維持管理を行います。
- 町内会をはじめ各地域で積極的な有効活用を図ります。

【関連主体】
町民／町（総務課、建設管理課）

【実現方策（例）】
- 各公園における適切な維持管理と長寿命化
- 各地

【

Step1	Step2	Step3
・各地域での積極的な活用	・各公園における適切な維持管理と長寿命化	・各地域での積極的な活用と維持管理

ツボ４「歴史文化資産（伝成館など）」を刺激する取り組み

①伝成館周辺の保存・活用

- 本町の開拓の礎を築いた登録有形文化財となっている伝成館（旧北海道農事試験場根室支場）は適切に保存・管理するとともに、中標津の歴史・文化を学ぶ地域学習の場や、町内外の人との交流の場となる観光の拠点として活用します。
- 白樺並木の特徴的な景観を活かした散策路として、樹木の手入れや更新を行うとともに、町民の憩いの場となるよう整備（ベンチ等）を検討します。
- 今後策定予定の「中標津町文化財保存活用地域計画」に基づき取り組みを推進し、将来的には、老朽化が進む郷土館の施設機能の受け皿となることも含めて検討します。

■伝成館周辺図

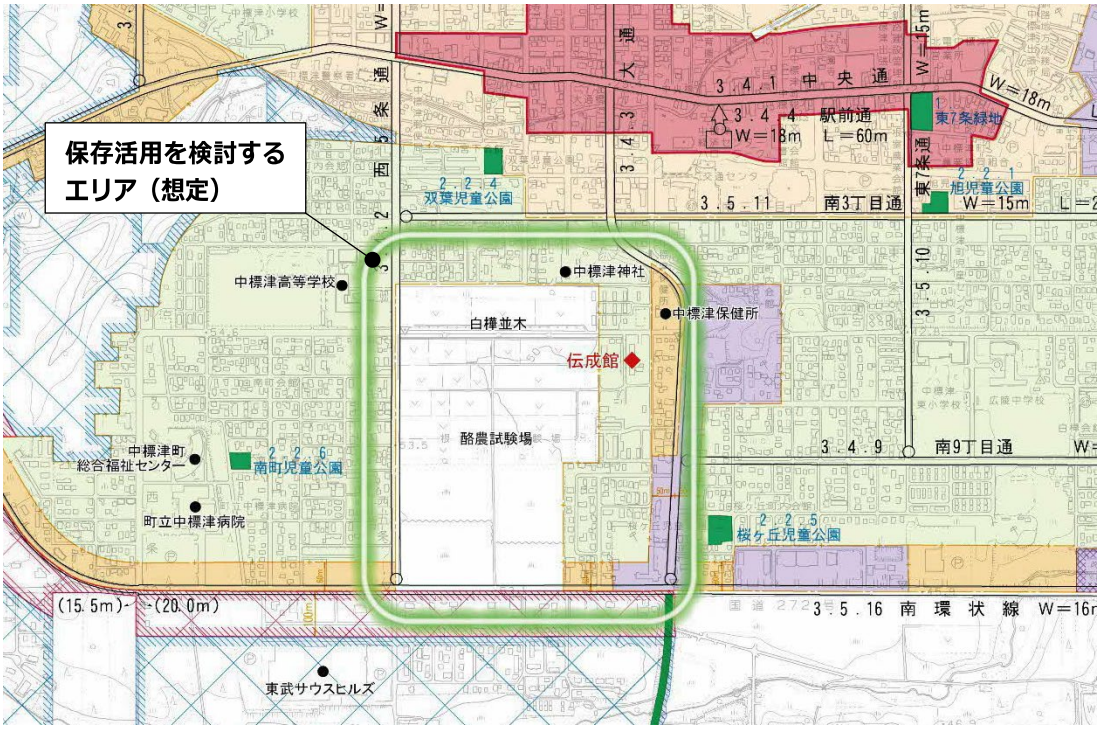

【関連主体】

団体／北海道／町（教育委員会-生涯学習課、都市住宅課）

【実現方策（例）】

- 一般の人が立ち寄りやすい雰囲気、イベントづくり
- 景観を体感できるコースの発信・活用
- イベントを継続し広げるための仕組みづくり
- 中標津の歴史を学ぶ場づくり・意識の醸成
- 「中標津町文化財保存活用地域計画」に基づく取り組みの推進

【実現に向けたステップ（例）】

Step1
- 一般の人が立ち寄りやすい雰囲気づくり、イベントの開催
- 意識の醸成
- 白樺の保存
- 景観を体験できるコースの発信・活用

Step2
- イベントを継続し、広げるための仕組みづくり
- 歴史を学ぶ場づくり（既存施設の活用、白樺並木の野外展示など）

Step3
- 中標津の歴史を学ぶ場づくり（郷土館機能の統合など）

②景観まちづくり活動の実践

- 本町の景観は、先人たちの開拓の歴史文化の積み重ねであり、私たちの日々の暮らしや営みを映し出すもので、取り扱い方ひとつで失われてしまう可能性を持つ貴重な財産です。まちに誇りと愛着を持ちながら、本町の風土に調和した景観を形成し、後世に引き継いでいくことが大切です。そのため、「中標津町景観計画」と連携しながら、景観に対する町民意識の醸成や関心の向上（町民一人ひとりの暮らしや身の回りの住まいが景観となる）、町民、企業、団体等の景観まちづくり活動の促進、景観計画と既存制度等を活用した景観まちづくり活動の支援を推進します。
- 景観まちづくりを実践する景観形成団体・景観活動団体のネットワーク化を進めるとともに、景観整備機構※組織化に向けた活動の展開を進めます。

【関連主体】

町民／景観形成団体・景観活動団体／企業／団体／町（都市住宅課）

【実現方策（例）】

- 景観整備機構の設立も見据えた取り組みの展開
- 「中標津町景観計画」に基づいた協働による景観まちづくりの推進

【実現に向けたステップ（例）】

Step1	Step2	Step3
・景観まちづくりの推進 ・景観まちづくりの活動のネットワーク化	・景観整備機構の設立検討	・景観整備機構の設立

※景観整備機構：民間団体や市民による自発的な景観の保全・整備の一層の推進を図る観点から、一定の景観の保全・整備能力を有する公益法人またはＮＰＯについて、景観行政団体である中標津町がこれを指定し、良好な景観形成を担う主体として位置付ける制度。（景観法第 92 条第 1 項）

ツボ５「公共交通」を刺激する取り組み

①関心は高いが使われない公共交通の状況を変える

- 本町では自家用車を中心とした移動となっているため、今後利用促進が図られず人口減少が進行した場合、公共交通利用者の更なる減少が懸念されます。そのため、高齢者や子どもなど、自ら自動車を運転することが難しい町民の移動手段を確保し、安心・安全かつ自由で健康的な生活ができるまちづくりを進めるとともに、自家用車による二酸化炭素排出量を抑える低炭素まちづくりを推進するため、公共交通網の再編や利便性向上、利用促進を図り、持続可能な公共交通ネットワークを形成します。
- 具体的には、バス運行路線や便数、ダイヤ等の見直しや小型バス運行等の検討も含めた市街地全体の公共交通のあり方を検討し、町民のニーズに応じた公共交通ネットワークの維持・充実を図ります。そのため、まずは「実際に使ってみる」ことから始め、その上で不便なところを洗いだし、利便性を高めていくことが必要です。
- 公共交通は、町民のみならず観光客も利用してもらえるよう、生活交通と観光交通をセットで検討し、両者の利便性を満足するダイヤやルートの設定が必要です。
- また検討にあたっては、ICT やアプリ等を活用した新たなモビリティサービス（MaaS※：Mobility as a Service）の構築や、自動運転などの新技術の活用についても検討します。

【関連主体】

町民／交通事業者／町（生活課、都市住宅課）

【実現方策（例）】

- バス利用の実態把握
- 公共交通利用促進策の実施（バス試乗会、バス利用改善会議の開催、バスロケーションシステムの導入、アプリの開発など）
- 新たなモビリティサービス（MaaS）構築の検討
- バス路線網の見直し（循環バスの路線・便数の見直し、地域公共交通計画の策定）
- 新たな交通モードの導入検討（デマンドタクシーや乗合タクシー、コミュニティバスなど）
- タクシー観光の案内

【実現に向けたステップ（例）】

Step1	Step2	Step3
・バス利用の実態把握・公共交通利用促進策の実施（路線、停留所、ルートなどの情報発信など）	バスの改善策の検討 ・バス路線網の見直し ・新たな交通モードの導入検討	・新たな交通モードの本格的な導入 ・新たなモビリティサービス構築の検討

※MaaS（マース）：“Mobility as a Service”の略。出発地から目的地までの移動ニーズに対して最適な移動手段をシームレスに一つのアプリで提供するなど、移動を単なる手段としてではなく、利用者にとっての一元的なサービスとして捉える概念

②交通センターの交通結節機能の強化と施設の有効活用

- 交通センターの交通結節機能の強化を図るため、施設内においてバス待ちをしながら過ごせる飲食等の機能強化や観光案内機能の強化、レンタサイクルの整備などを図ります。
- 「ツボ１：まちなか」と一体的に検討し、バス乗降場については、実態に合った施設規模への見直しも含め、余剰となっているバス乗降場についてはイベントで活用するなど、まちなかの賑わいと交流の創出に向けて施設全体を有効活用します。

【関連主体】

町民／交通事業者／町（生活課、都市住宅課）

【実現方策（例）】

- 交通センター内の機能強化
- レンタサイクルの整備
- イベント時におけるバス乗降場の有効活用
- バス乗降場の適正規模の見直し

【実現に向けたステップ（例）】

Step1	Step2	Step3
・イベント時における施設の有効活用	・交通センター内の機能強化	・レンタサイクルの整備 ・バス乗降場の適正規模の見直し

ツボ６「広域交流拠点（中標津空港など）」を刺激する取り組み

①中標津空港をまちの生命線として維持・活性化

- 本町は道東・根室地域の空の玄関口である中標津空港を有しており、周辺地域の産業や観光、生活を支える人・モノの活発な交流を支える広域交通の拠点です。そのため、航空ネットワークの拡大といった空港機能の向上を図るとともに、交通や観光などの発信機能の強化、利便性の向上のほか、空港でしか買えないものや食べられないものの整備など集客機能の強化を図ります。
- 広域交通の拠点として、市街地や周辺観光地と結ぶ交通ネットワークの充実を図ります。
- 首都圏と結ばれている優位性を活かして、首都圏との交流人口の拡大に取り組みます。
- 日本本土の最も東部に位置し、北方領土に近接した空港である特性を活かし、北方領土との航空ネットワークの構築や北方領土の PR を行います。

【関連主体】

北海道／空港ターミナル管理者／団体／企業／町（企画課、空港対策室、生活課、都市住宅課）

【実現方策例】

- 空港ターミナルにおける交通や観光等の情報発信機能や集客機能の強化
  （アイデア：空港を起点にミニカー（公道カート）で町内観光コースを巡る）
- 新規路線拡大といった空港機能の強化
- 市街地や周辺観光地と結ぶ交通ネットワークの充実
- 空港周辺地域（ゆめの森公園など）の活用検討
- 空港ターミナルにおける北方領土のＰＲ

【実現に向けたステップ例】

Step1	Step2	Step3
・情報発信機能の強化（交通情報、観光情報の周知）	・空港と宿泊施設を結ぶ交通ネットワークの充実 ・空港の集客機能の強化 ・空港周辺地域（ゆめの森公園など）の活用検討 ・北方領土の PR	・空港機能の強化（新規路線の拡大など）

②中標津町の魅力を伝える発信機能・案内機能の強化

- 中心市街地において中標津町をはじめ根室管内や道東の観光情報も合わせて発信し、中標津空港から中心市街地、中心市街地から各観光目的地へつなぐ観光案内機能を強化します。
  また、中標津独自のアプリや SNS 等を活用した情報発信にも力を入れます。
- 町内の温泉や飲食店など資源の活用と魅力を発信し、町内の回遊性を高める取り組みを推進します。
- 観光協会と連携し、中標津のもつ魅力を伝えることができる観光ガイドの育成を図ります。
- 中心市街地では、観光客と町民が出会い、交流することができる機会や場の開催支援を行います。

【関連主体】

観光協会／企業／町（経済振興課）

【実現方策（例）】

- 既存施設を活用した観光案内機能の強化
- アプリや SNS を活用した情報発信
- 定期的に町民や観光客が交流する場・機会の開催支援
- 観光ガイドの育成

【実現に向けたステップ（例）】

Step1	Step2	Step3
・定期的に町民や観光客が交流する場・機会の開催 ・アプリ、SNS での情報発信	・観光ガイドの育成	・既存施設を活用した観光案内機能の強化

ツボ７「計根別」を刺激する取り組み

①魅力ある暮らしやすい環境整備

- 子どもの遊び場を充実させるため、新たな公園整備のほか、既存の正美公園の活用や、農協裏の広場をはじめ小学校跡地、児童館跡地など、市街地の中にある遊休地の活用を推進します。
- 市街地の骨格となっている道道中標津標茶線の沿道景観を整えます。
- 計根別の生活利便性を確保するため、中標津市街地と結ぶ交通手段を維持・充実を図ります。
- 空き店舗等を活用し、コミュニケーションの場を作ります。
- 地元高校の加工品を扱う販売所を整備します。

【関連主体】

町民／北海道／町（生活課、経済振興課、建設管理課、都市住宅課）

【実現方策（例）】

- 新たな公園整備や既存の正美公園の活用
- 広場や遊休地を活用した身近な遊び場の整備
- 沿道景観の整備（街路樹等）
- 中標津市街地と結ぶ交通手段の維持・充実

【実現に向けたステップ（例）】

Step1	Step2	Step3
・既存の正美公園や空いた空間の活用検討 ・公共交通の移動手段の維持 ・公共交通利用促進策の実施	・新たな公園整備や子どもの遊び場の確保 ・沿道景観の魅力づくり ・公共交通手段の充実	・子どもの遊び場として常設的に利用 ・公共交通手段の維持

②街づくり協議会による地域一体となったまちづくり・ひとづくり

- 計根別地域に街づくり協議会の設立を検討し、地域が一体となった取り組みを展開できる体制を整えます。
- 地元高校との連携（高校でつくった加工品の販売など）や、ふるさと教育に力を入れた子育て支援事業の実施、地域イベントで子どもたちにも活躍してもらうことで地域への愛着を高め、地域の担い手の育成に取り組みます。

【関連主体】

町民／団体／地元高校／企業／町（都市住宅課）

【実現方策（例）】

- 町民全体で参加できる機会の設定
- 地元高校や地域の子どもたちと連携した取り組み
- 食をテーマにしたツアーの導入

【実現に向けたステップ（例）】

Step1	Step2	Step3
・町民全体で参加できる機会の設定 ・食をテーマにしたツアーの導入	・街づくり協議会の設立	・街づくり協議会を中心としたイベントの運営やまちづくりの実施

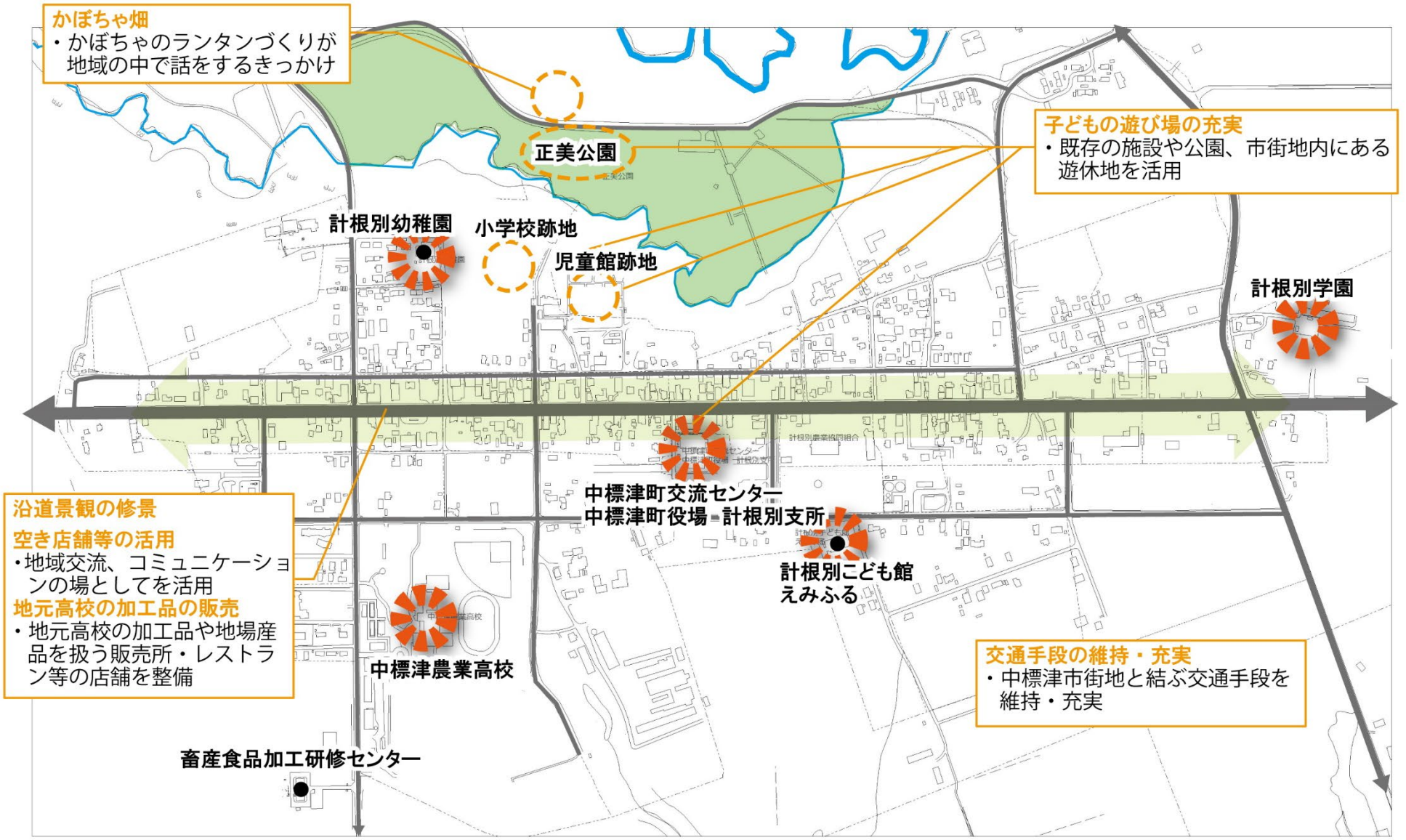
かぼちゃ畑
・かぼちゃのランタンづくりが地域の中で話をするきっかけ
正美公園
子どもの遊び場の充実
・既存の施設や公園、市街地内にある遊休地を活用
計根別幼稚園
小学校跡地
児童館跡地
計根別学園
中標津町交流センター
中標津町役場 計根別支所
計根別こども館
えみふる
沿道景観の修景
空き店舗等の活用
・地域交流、コミュニケーションの場としてを活用
地元高校の加工品の販売
・地元高校の加工品や地場産品を扱う販売所・レストラン等の店舗を整備
中標津農業高校
交通手段の維持・充実
・中標津市街地と結ぶ交通手段を維持・充実
畜産食品加工研修センター

２－５　都市整備の基本方針

「将来都市像・基本目標」及び短中期構想「私たちのまちの“ツボマップ”」を実現するための都市整備の基本方針として、**①土地利用**、**②道路・交通体系**、**③水と緑**、**④その他都市施設等**の４つの観点から、北海道の「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」と整合を図りながら、整備方針を定めます。

（１）土地利用の方針

【基本的な考え方】

- 人口減少、少子高齢化を見据えて、市街地周囲の豊かな自然環境や生産性の高い農地を保全するため市街地の拡大を抑制し、誰もが都市的なサービスを受けることができる機能的な市街地の形成に向けて、適切な土地利用の規制・誘導により、低炭素型都市構造への転換を図り、コンパクトで機能的・効率的な市街地の形成を進めます。

【基本方針】

①自然環境と共生したまとまりのある将来市街地の形成

- 将来的な都市経営を考慮し、主に整備開発を進める将来市街地（＝都市基盤施設重点整備区域という）は既存の用途地域内を基本とし、コンパクトな市街地規模を維持します。

②市街地周囲の自然環境や農用地の保全と有効活用

- 市街地を取り囲む豊かな樹林帯や保安林等は田園景観を構成する重要な要素であるため、これらの保全に努めます。
- 用途地域が指定されていない地域は、無秩序な市街地の拡大を防ぐため「特定用途制限地域」の指定により、市街地の拡大を抑制します。優良な農用地はその保全に努め、特に「農用地区域」については用途地域拡大の対象とはしません。
- 水害や土砂災害など、災害発生の可能性がある地区については、基本的に市街化を抑制し、緑化の促進や保全に努め、災害の防止を図ります。
- 一方、市街化を抑制しつつも、市街地周辺の自然環境に配慮しながら、河川、樹林地などを活用した自然体験の場や農地を活用した観光農業・体験農業など、地域資源としての有効活用を検討し、白地地域ならではの自然と共生する土地利用を図ります。

③機能的・効率的な市街地の土地利用を推進

- 地域特性を踏まえて、住居系、商業・業務系、工業系、交流・レクリエーション系の土地利用をバランスよく配置し、機能的・効率的な土地利用を推進します。
- 中心市街地は、住居系、商業・業務系、交流・レクリエーション系の複合拠点としての土地利用を図ります。
- 既成市街地では、自然環境や歴史環境、公共性の高い環境とそのネットワーク化を図りながら、低未利用地の有効活用や住環境や商業業務環境、レクリエーション環境の充実に向けた土地利用を進めます。
- 標津川北側に隣接する東中地区の用途地域の指定のない未利用地を周辺の住環境の保全に配慮しながら都市的利用することによって、既成都市施設（都市計画道路や下水道）の有効活用が図られるなど、効率的な土地利用促進により、コンパクトな市街地形成を進めます。
- 老朽化した危険な空き家の解消を進めるとともに、既存住宅や良質な空き家、空き地の有効活用を図り、良好な市街地環境の形成に向けた土地利用を進めます。

《専用住宅地》

・ 主に低層住宅及び中高層の住宅が集積している、または集積することが予測される地域に配置し、周辺の自然環境や田園環境と調和した良好な住環境の保全を図りながら居住水準の高い住宅地の形成を進めます。

・ 低未利用地の利用促進にあたっては、必要に応じて、道路、下水道等の公共施設の整備や冠水対策など、良好な住環境の形成に向けた都市基盤施設整備を進め、周辺環境や景観との調

和を重視した住環境の整備を誘導します。
・ 公的住宅は、計画的な都市づくりへの寄与を図るよう、中心市街地をはじめとする既成市街地での移転等建替や新規建設を進めます。

《まちなか居住・業務地区》
・ 中心市街地において、住宅のほか商店や事務所等が立地している、またはそのような状況が今後予測される地域に配置し、都市の活性化及び地域の利便性を確保するとともに良好な住環境の保全が図られたまちなか居住を促進します。
・ 低未利用地の活用や老朽化した住宅の建替の促進等による都市型住宅の供給や業務施設の整備を誘導します。

《商業・業務地区》
・ 商業・業務施設が集積した 3･4･3 大通、3･4･1 中央通沿線の中心市街地に配置し、空き地や空き店舗等の有効活用を検討しながら、飲食店や商業施設、業務施設の集積する「町の顔」としての魅力ある賑わい交流拠点の形成に努めます。
・ 商業発祥の地としての歴史を有する東 1 条通や中心市街地を流れるタワラマップ川をはじめ、しるべっと広場や交通センター等が集積するエリアと一体的に町の個性として活かしながら、町民や来訪者が、憩い、楽しめる環境の整備に努めます。

《沿道サービス・業務地区》
・ 市街地内交通の主要幹線道路として位置づけられる 3･5･16 南環状線（国道 272 号）の一部沿道地域で、サービス施設や大型の商業・業務施設が集積している、または集積することが今後予測される地域に配置し、背後の住環境等の保全に配慮するとともに、沿道における利便性を確保しながら、コンパクトな市街地形成を図るため都市的利用の拡大はせず既存の用途地域を維持します。

《工業地区》
・ 大規模工場等の工業施設が立地する地域に配置し、合理的な操業環境を維持するとともに、周辺の住環境の向上を図るため、敷地内での緑地の確保などを誘導します。
・ 町の経済や産業、雇用を支えるため、都市基盤施設重点整備区域内における未利用地を有効活用を促進することにより、生産力の強化を図ります。

《産業・住宅混在地区》
・ 住宅と中小規模の工業施設が集積、混在している、またはそのような状況が今後予測される地域に配置し、土地利用の純化を基本としながらも、生活利便性の確保と良好な住環境の保全に配慮しながら、住宅と工業施設等の共存を図ります。
・ 中小規模工場の工業系土地利用地域への移転を促進するとともに、周辺の住環境の向上を図るため、敷地内での緑地の確保などを誘導します。

《交流・レクリエーション地区》
・ 広域的に利用されている道立ゆめの森公園や緑ヶ丘森林公園、町民に利用されている運動公園、末広公園・野球場、中標津町総合体育館、丸山公園などを交流・レクリエーション地区として配置し、それぞれの施設の特色を踏まえて、自然・アウトドア、教育、スポーツ交流、酪農、観光等をテーマに、町内外の交流人口の拡大に向けて既存施設を有効活用し、交流・レクリエーション機能の強化・充実を進めます。
・ 登録有形文化財となっている伝成館周辺を交流・レクリエーション地区に位置付け、歴史文化資産を適切に保存・管理するとともに、地域資源として有効活用し観光・交流機能の強化を図ります。
・ これらの地区と中心市街地を結ぶ景観や歩行者動線のネットワーク化を図ります。

土地利用の方針

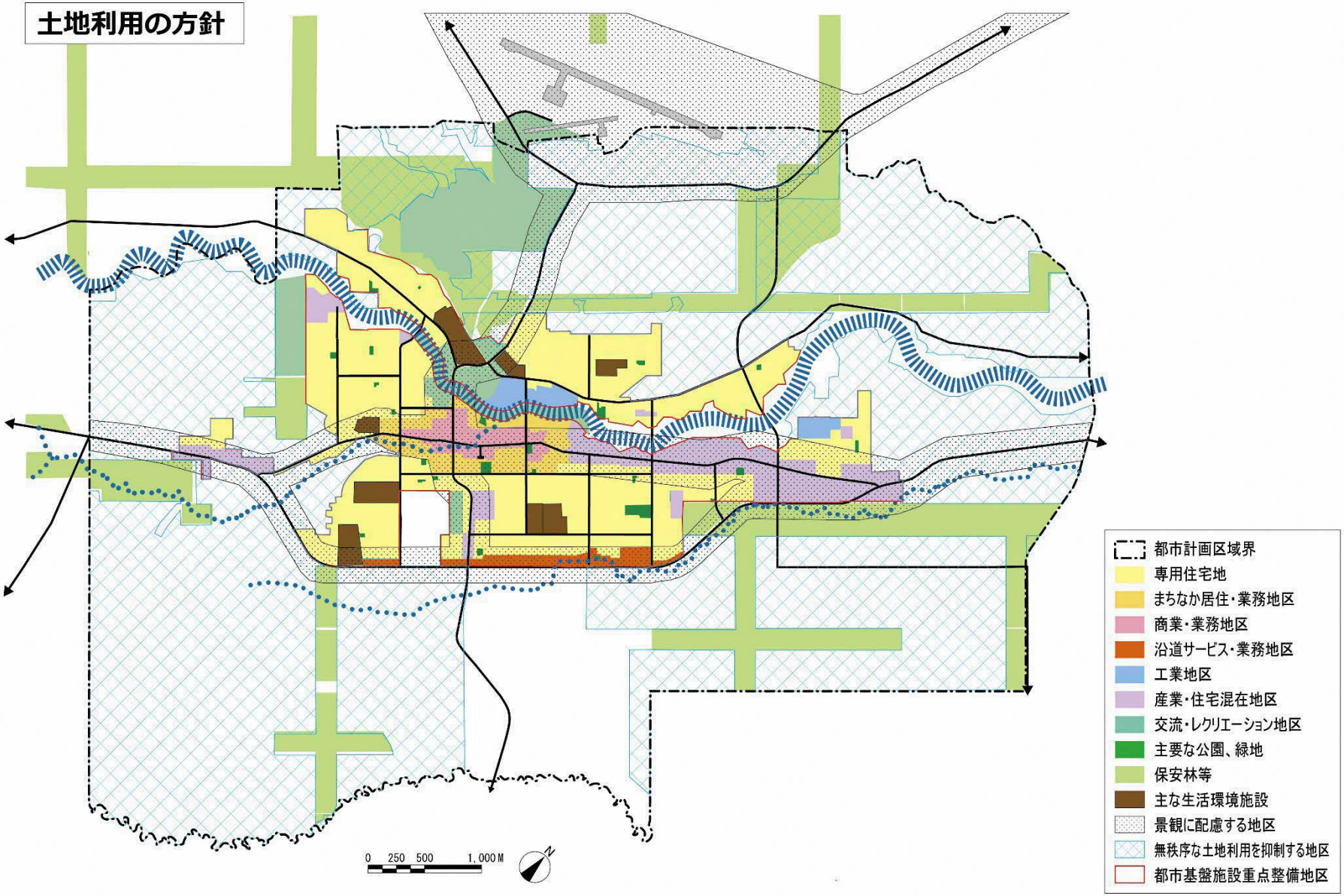
0 250 500 1,000M
都市計画区域界
専用住宅地
まちなか居住・業務地区
商業・業務地区
沿道サービス・業務地区
工業地区
産業・住宅混在地区
交流・レクリエーション地区
主要な公園、緑地
保安林等
主な生活環境施設
景観に配慮する地区
無秩序な土地利用を抑制する地区
都市基盤施設重点整備地区

（２）道路・交通体系の方針

【基本的な考え方】

- 本町は、中標津空港を有するとともに、道東・根室地域の中央部に位置する交通アクセスの良い都市であり、町外から多くの来訪客が訪れる都市です。そのため、都市間を結ぶ広域交通に対応した交通網の整備、市街地内の主要な拠点を結ぶ骨格道路網の整備を進めます。
- 地球環境にやさしい低炭素社会への実現に向けて自動車優先型から歩行者優先型の道路整備を図るとともに、人口減少・少子高齢化等の需要に適切に対応した持続的な公共交通ネットワークの形成を進めます。
- 効率性、快適性、安全性、環境との調和を考慮し、各交通手段が適切に役割分担した道路・交通体系を整備します。

【基本方針】

①広域交通に対応した交通網の整備

- 広域交通網として計画されている地域高規格道路釧路中標津道路及び根室中標津道路の整備にあわせ、市街地との良好なアクセスを確保し、効率の良い交通処理を行う関連道路網の検討を行います。
- 釧路市、標津町を連絡する南環状線（国道 272 号）は、交流、物流などの面で町民の生活に欠くことのできない都市の骨格となる路線であることから、主要幹線道路として位置づけ、関係機関との連絡調整を図り、適正な整備と維持及び景観整備を推進します。
- ひがし北海道の空の玄関口である中標津空港を有することから、広域交通の利便性の向上と円滑な交通ネットワークの形成に努めます。
- 交通センター及び交通広場は、乗り換え等を行う交通拠点として、中心市街地の賑わい創出と連動した交通結節機能の強化を図ります。

②市街地内の道路網の整備

《市街地内の地区間を結ぶ道路整備（幹線道路）》

- 市街地内の主要道道３路線（中標津標茶線、中標津空港線、根室中標津線）や一般道道３路線（俣落西五条線、川北中標津線、中標津停車場線）は、住宅地と商業地、空港と市街地など、市街地内における主要な拠点を結ぶ重要な路線であることから、幹線道路として位置づけ、関係機関との連絡調整を図り、適正な整備と維持及び景観整備を推進します。

《地区内を結ぶ道路網整備（補助幹線道路）》

- 幹線道路を補完する地区内の道路を補助幹線道路として位置づけ、未整備区間の早期整備に努めるとともに、老朽化した道路の再整備、適正な補修、改良など維持管理を行います。

《生活に密着した生活道路整備（区画道路）》

- 幹線道路や補助幹線道路を補完する区画道路は、町民の生活に密着した道路として「中標津町道路整備５箇年計画」に基づき順次整備を進めるとともに、適切な補修、改良など維持管理を行います。

《適切な都市計画道路網の配置》

- 標津川河川改修に伴う都市計画道路の変更の検討や、広域交通網整備によって新たな都市計画道路の計画が生じた場合は、周辺の土地利用状況を踏まえ、既存の市街地や道路との関係性、連絡性に配慮しながら、社会経済動向などを分析し適切に定めていきます。
- 既定の都市計画道路のなかで相当の期間整備未着手の路線については、周辺土地利用の状況や道路網としての位置づけなどを考慮した上で、町民や関係権利者の合意のもとに、変更や廃止などの見直しを検討します。

③人にやさしい歩行者道路網の整備

- 高齢社会における健康寿命の延伸や、子どもたちや、高齢者、障がい者を含めた全ての人が徒歩や自転車で安全で快適に市街地内を移動できるよう、歩行者ネットワークや自転車交通のネットワークを形成します。
- 具体的には、広幅員の歩道整備や緑豊かな沿道景観の整備,防犯性を考慮した照明整備のほか、河川敷や河川沿い、保安林内や公園内など自然環境を活かした水辺や緑と一体となった歩行者動線を形成します。また、中心市街地においては、市街地の回遊性を高めるため、誰でも安全・快適に歩行できるよう、ゆとりある歩行者道の形成に努めます。
- 全ての人にやさしい快適な道路空間を確保するため、歩行スペースの拡幅、段差の解消、傾斜の緩和、スロープの設置などバリアフリー化やユニバーサルデザイン化を推進します。
- 冬期間における安全な道路空間の確保を目的とし、町民、企業、団体、行政の協働のもと、各々の役割分担を明確にした除排雪体制の充実を図ります。

④持続可能な公共交通ネットワークの形成

- 高齢者や子どもなど、自ら自動車を運転することが難しい町民の移動手段を確保し、安心・安全かつ自由で健康的な生活ができるまちづくりを進めるとともに、自家用車による二酸化炭素排出量を抑える低炭素まちづくりを推進するため、公共交通網の再編や利便性向上、利用促進を図り、持続可能な公共交通ネットワークを形成します。
- 具体的には、バス運行路線や便数、ダイヤ等の見直しや小型バス運行等の検討も含めた市街地全体の公共交通のあり方を検討し、町民のニーズに応じた公共交通ネットワークの維持・充実を図ります。
- 公共交通は、町民のみならず観光客も利用してもらえるよう、生活交通と観光交通を一体的な視点から検討します。
- 利用者数の減少などによりバス路線の維持が困難になった地域については、デマンド交通※などへの転換も含めて検討し、利用者（町民）の足を守ります。
- 公共交通の利便性向上につながる取り組みを進め、公共交通への転換や利用促進を進めます。
- 交通拠点となっている交通センターは、中心市街地における賑わいと交流の創出に向けた取り組みと連動しながら、バス乗降場の適正規模への見直しも含めて、交通結節機能の強化・充実を図ります。

※デマンド交通：バスや電車などのようにあらかじめ決まった時間帯に決まった路線や停留所を運行するのではなく、電話予約など利用者のニーズに応じて柔軟な運行を行う公共交通の一形態。

都市計画道路等の状況

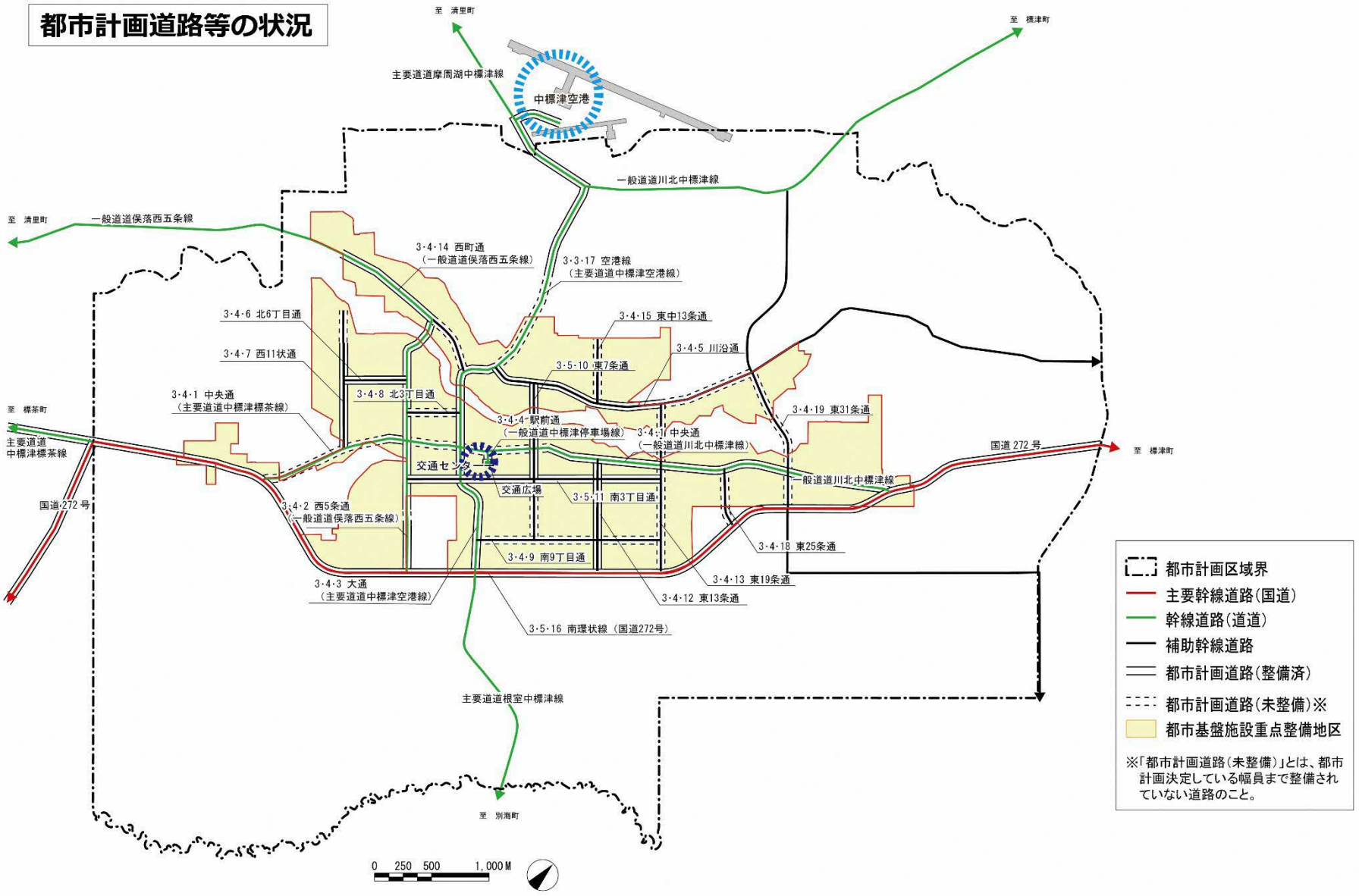
至 清里町
至 標津町
主要道道摩周湖中標津線
中標津空港
一般道道川北中標津線
至 清里町
一般道道俣落西五条線
3・4・14 西町通
（一般道道俣落西五条線）
3・3・17 空港線
（主要道道中標津空港線）
3・4・6 北6丁目通
3・4・15 東中13条通
3・4・7 西11状通
3・4・5 川沿通
3・5・10 東7条通
3・4・1 中央通
（主要道道中標津標茶線）
3・4・8 北3丁目通
3・4・19 東31条通
至 標茶町
3・4・4 駅前通
（一般道道中標津停車場線）
3・4・11 中央通
（一般道道川北中標津線）
主要道道
中標津標茶線
国道272号
至 標津町
交通センター
一般道道川北中標津線
交通広場
3・5・11 南3丁目通
国道272号
3・4・2 西5条通
（一般道道俣落西五条線）
3・4・18 東25条通
3・4・9 南9丁目通
3・4・13 東19条通
3・4・3 大通
（主要道道中標津空港線）
3・4・12 東13条通
3・5・16 南環状線（国道272号）
主要道道根室中標津線
至 別海町
0 250 500 1,000M
都市計画区域界
主要幹線道路(国道)
幹線道路(道道)
補助幹線道路
都市計画道路(整備済)
都市計画道路(未整備)※
都市基盤施設重点整備地区
※「都市計画道路(未整備)」とは、都市計画決定している幅員まで整備されていない道路のこと。

（３）水と緑の環境方針

【基本的な考え方】

- 市街地内の河川や緑、市街地周囲に広がる農村部は、先人からの暮らしと営みによってつくり上げられたまちの地域性を象徴するダイナミックで美しい景観を形成しています。
- これらの貴重な水と緑については、環境保全・景観、レクリエーション・防災といった、多様な機能が総合的に発揮されるよう「水と緑のネットワーク」の形成を目指します。

【基本方針】

《環境保全・景観》

①河川環境の保全と親水性の向上

- 市街地内を流れる標津川、タワラマップ川、ますみ川、チナナ川等の河川は、自然豊かな環境を形成し、市街地内に潤いをもたらす重要な水辺空間となっています。これら河川や上流部の水源を保全するとともに、水辺空間における親水性の向上を図り、潤いのある市街地環境の形成を図ります。

②良好な自然景観、中標津らしい農村景観の保全と創出

- 格子状防風林や河岸段丘の斜面緑地、標津川やタワラマップ川等の市街地内外の緑、河川は、市街地景観を構成する重要な自然景観構成要素であることから、その景観の維持・向上に向け、積極的な保全及び修景を図ります。
- 歴史的・文化的意義も大きい風格ある格子状防風林や、保安林などの貴重な森林資源の保全と活用に努めるとともに、中標津らしい農村景観の保全と創出に努めます。

③市街化の拡大を抑制する市街地外縁部の緑の保全

- 格子状防風林を形成する市街地北側や南側の保安林や、緑が豊富な西側の運動公園は市街地拡大のバッファーとしての効果があることから、これら市街地外縁部の緑の保全を図ります。

《レクリエーション・防災》

④公園の適正配置と施設の活用・維持管理

- 公園は、主として自然的環境の中で町民の貴重な憩いや交流、安らぎの場となるとともに、災害時には緊急の避難場所として活用されることから、その配置にあたってはその機能や周辺の土地利用、交通体系等を勘案し、計画的かつ適正に配置し公園の利用促進を図ります。
- これまでの“造り・増やす”時代から“守り・育てる”時代へとシフトし、町民、企業、団体、行政の協働による公園の活用や維持管理体制を検討し、官民協働による公園の積極的な活用と維持管理を図ります。
- 町で管理する都市公園施設については、「中標津町公園施設長寿命化計画」に基づき、既存公園施設の遊具等の計画的な修繕・更新を図り、安心して利用できる公園整備に努めます。

⑤市街地内の緑地の保全と花・緑による彩りある市街地の形成

- 鉄道跡地沿いの樹林地や河岸段丘斜面緑地、中標津神社周辺の鎮守の森などの市街地内の緑地は、市街地に潤いを与える重要な緑であることから、その積極的な保全を図ります。
- 住宅地等での庭先における花づくりや街路等における緑化、環境美化活動を促進し、花や緑であふれる潤いのある市街地形成に努めます。

⑥水と緑のネットワークの形成と回遊環境の向上

- 標津川河川敷を活用した散策路等によって各公園施設を有機的につなぎ、レクリエーション機能の向上を図るなど施設間のネットワーク化を図り、公園利用の促進を図ります。
- ジョギングやウォーキング等の町民ニーズに対応するため、標津川河川敷や鉄道跡地を活用したウォーキングコースに使える歩く道の環境整備を促進し、歩行空間のネットワーク化を図ります。

公園・河川等の状況

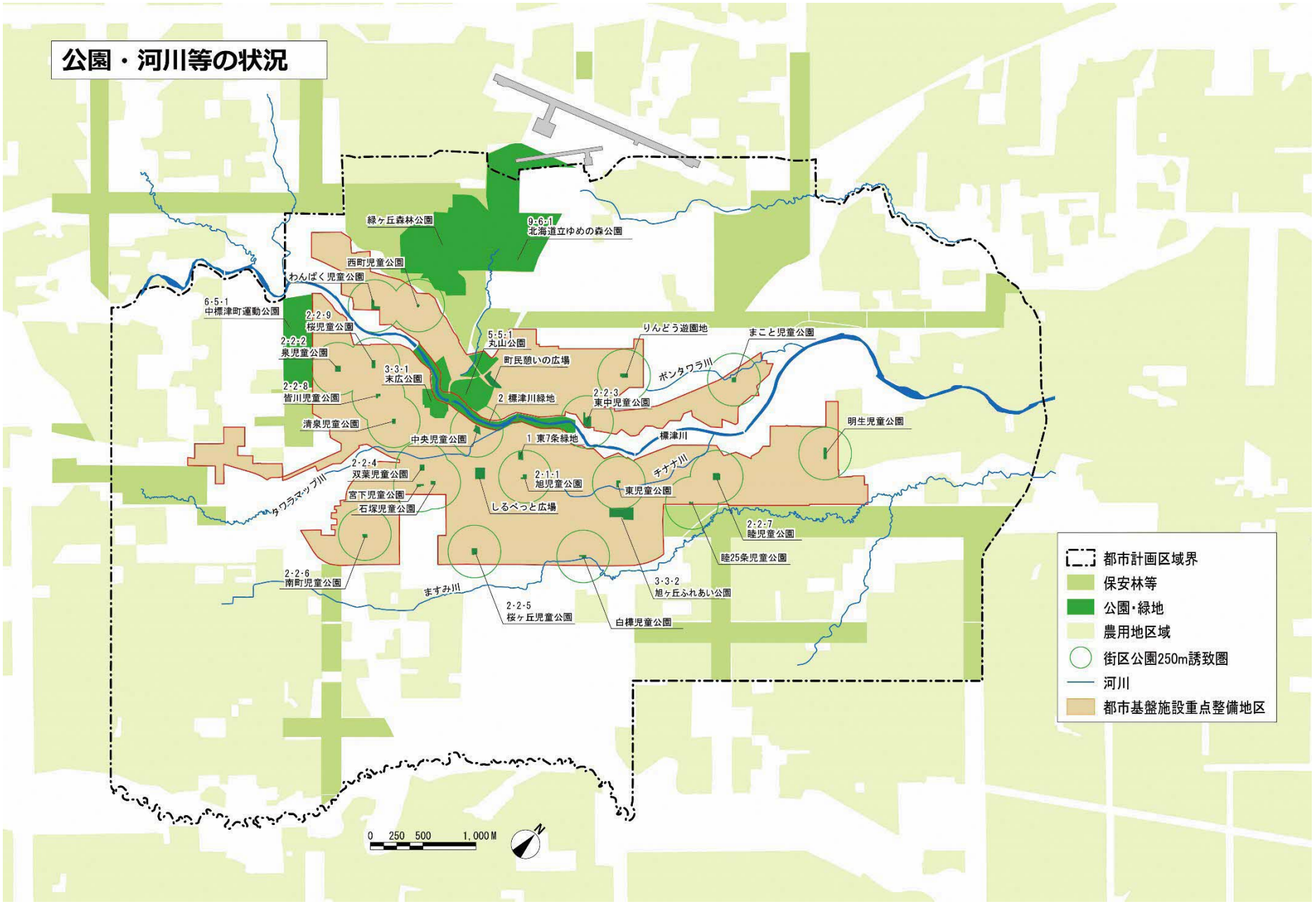
緑ヶ丘森林公園
9-6-1
北海道立ゆめの森公園
西町児童公園
わんぱく児童公園
6-5-1
中標津町運動公園
2-2-9
桜児童公園
2-2-2
泉児童公園
3-3-1
末広公園
2-2-8
皆川児童公園
清泉児童公園
中央児童公園
5-5-1
丸山公園
町民憩いの広場
2 標津川緑地
1 東7条緑地
りんどう遊園地
まこと児童公園
ポンタワラ川
2-2-3
東中児童公園
標津川
明生児童公園
チナナ川
2-2-4
双葉児童公園
宮下児童公園
石塚児童公園
タワラマップ川
2-1-1
旭児童公園
東児童公園
しるべっと広場
2-2-7
睦児童公園
睦25条児童公園
2-2-6
南町児童公園
ますみ川
3-3-2
旭ヶ丘ふれあい公園
2-2-5
桜ヶ丘児童公園
白樺児童公園
0 250 500 1,000M
N
都市計画区域界
保安林等
公園・緑地
農用地区域
街区公園250m誘致圏
河川
都市基盤施設重点整備地区

（４）その他都市施設等の整備方針

【基本的な考え方】

- 利用者ニーズに応じた効果的、効率的な施設配置とともに、人にやさしい施設づくりや、地球環境時代に対応した環境負荷の少ない施設づくりを目指します

【基本方針】

①効果的、効率的な生活環境施設の配置

- 生活環境施設は、都市生活を支えるうえで重要な施設となっていることを踏まえ、今後の配置については、市街地内の需要動向や町民の利便性を考慮し、施設の集約化や異なる機能の複合化など、効果的かつ効率的な施設配置を図ります。
- 低炭素社会を構築するコンパクトな都市づくりを進める観点から、公共公益施設の用途白地地域への立地を抑制し、既成市街地内での適正な立地を図ります。

②人にやさしい施設づくり

- 高齢社会への対応や福祉の都市づくりの観点から、生活環境施設の整備にあたっては、段差の解消やスロープ化などのバリアフリー化を推進するとともに、誰もが利用しやすいユニバーサルデザインの理念に基づいた施設づくりを推進します。

③環境に配慮した生活環境施設の整備

- 下水道施設は、都市の健全な発展と生活環境の改善等に向けて、適切な維持管理を行い、老朽化した下水道施設の長寿命化を図りながら改築更新等を行います。
- ごみ処理場等の都市施設については、施設の整備に関する計画等を踏まえて適切な位置に配置し、公益性と恒久的な性格を有するものについては、都市計画決定に向けた検討を行います。
- 施設整備にあたっては、環境負荷低減に配慮し、地球環境時代に対応した低炭素社会にふさわしい施設等の整備に努めます。

2－6　長期的な都市の構造づくり

「長期的な都市の構造づくり」は、100 年先を見据えたまちの将来都市構造として、第 1 期計画で位置づけられたものです。第 2 期の本計画においては、短中期構想「私たちのまちの“ツボマップ”」を受けて、この 100 年構想を継承しつつ、社会状況やまちの状況の変化に応じて見直し定めるものとします。

（1）基本的な考え方

- 町民一人ひとりが、それぞれの人生を豊かにするための“地域への夢や希望”を叶えることを目標とした長期的な視点での都市の構造づくりを目指します。
- 具体的には、“交流のある都市づくり”、“共生する都市づくり”、“自律した都市づくり”を基本的な方針とする「交流・共生・自律をテーマとした都市の構造づくり」を進めます。

（2）目標と内容

①交流のある都市づくり

様々な魅力にあふれ、あたたかな思いやりに包まれた“交流のある都市”を実現するため、地区内での交流・広域との交流・世界との交流のための**拠点づくり**と多様な**移動ネットワーク**をつくります。

《拠点づくり》

- 「地域のコミュニティ交流」を活発化する地区交流拠点の形成
- 「広域との交流」を促進する中心市街地を活性化
- 「世界との交流」を促進する空港を中心とした空港活用型活性化拠点の形成

《移動ネットワーク》

- 地区内の移動ネットワーク（補助幹線、歩行者・自転車道路）
- 都市内の移動ネットワーク（幹線、歩行者・自転車道路、公共交通）
- 広域間の移動ネットワーク（空港、広域幹線道路、広域公共交通）

②共生する都市づくり

地球に優しく、身近な潤いのあふれる“共生する都市”を実現するため、自然との共生に配慮する土地利用を図るとともに、中標津らしい風景や美しい景観、小河川を大切にします。

- 標津川や河岸段丘によって分けられてきた積極的な利用を図るべき土地（利用市街地ゾーン）と、自然との共生に配慮すべき土地（共生市街地ゾーン）に区分
- 「中標津らしい風景」である武佐岳への眺望を確保する空間
- 「美しい景観」を創り出す中心市街地と空港アクセス道路
- 「小河川」としてのタワラマップ川、チナナ川、ポンタワラ川、ますみ川

③自律した都市づくり

無駄が少なく、ゆとりのある“自律した都市”を実現するため、**コンパクトな市街地**を目指し、環境負荷の抑制に努めます。

- 「コンパクトな市街地」を担保する南北の保安林や急傾斜な丘陵地を保全
- 公的資産や空き地・空き家など都市の既存ストックを有効活用
- 東西の市街化抑制
- 車に頼らなくても快適に移動できる交通手段の充実

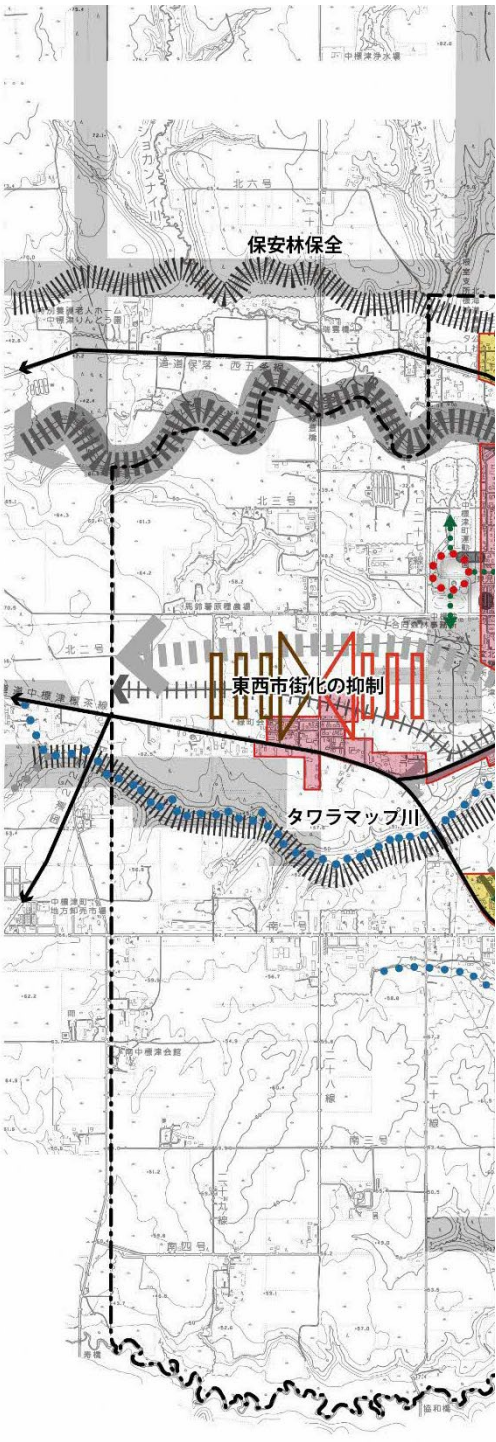

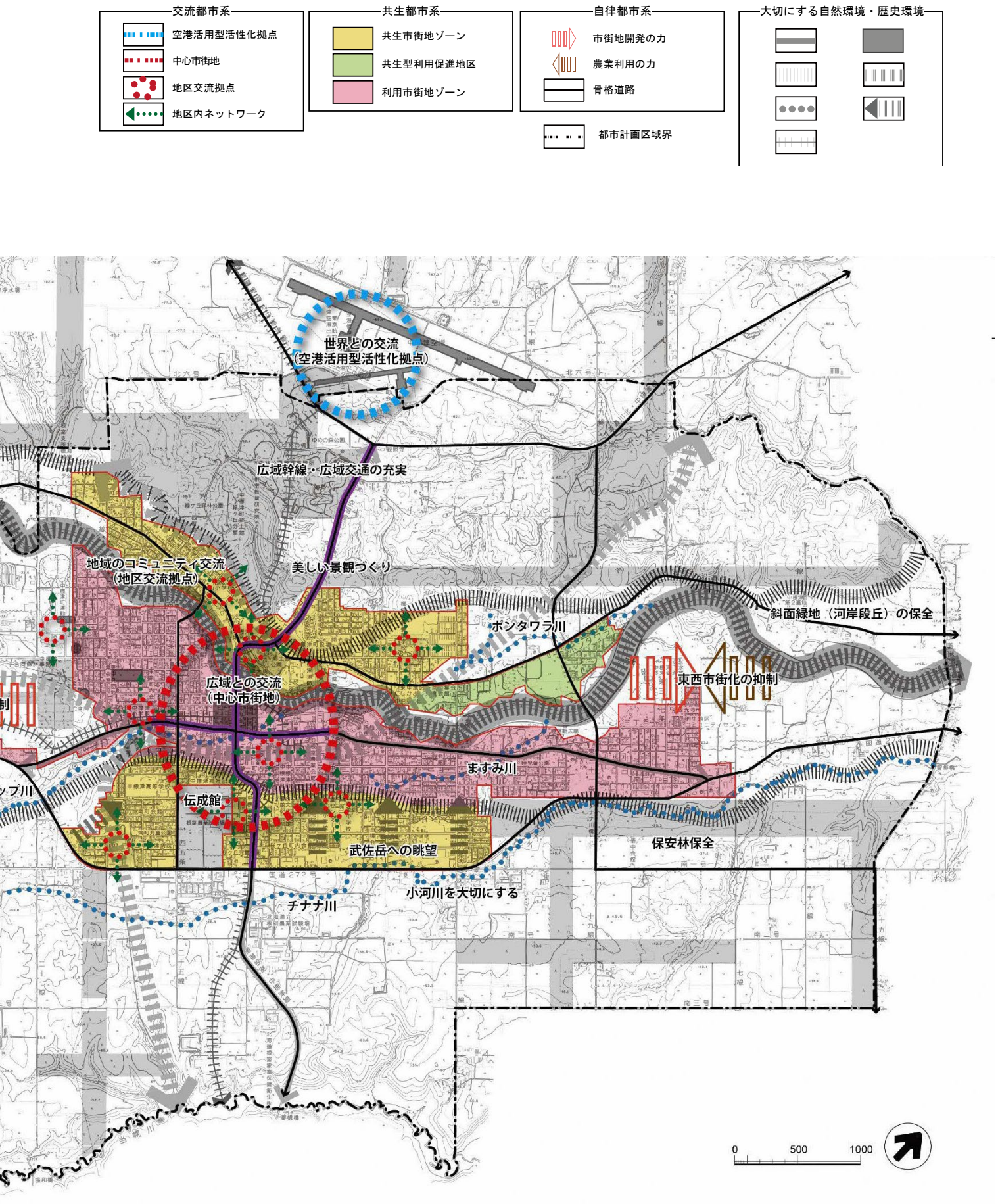
交流都市系
空港活用型活性化拠点
中心市街地
地区交流拠点
地区内ネットワーク
共生都市系
共生市街地ゾーン
共生型利用促進地区
利用市街地ゾーン
自律都市系
市街地開発の力
農業利用の力
骨格道路
都市計画区域界
大切にする自然環境・歴史環境
世界との交流
（空港活用型活性化拠点）
広域幹線・広域交通の充実
地域のコミュニティ交流
（地区交流拠点）
美しい景観づくり
ポンタワラ川
斜面緑地（河岸段丘）の保全
広域との交流
（中心市街地）
東西市街化の抑制
ますみ川
伝成館
武佐岳への眺望
保安林保全
小河川を大切にする
チナナ川
0
500
1000

第３章　まちの”ツボ“活性化プロジェクト・地域別街づくり構想

３－１　まちの“ツボ“活性化プロジェクト・地域別街づくり構想の考え方

- 策定委員会や対話の場、フォーラムなどで積み上げてきた、まちの“ツボ”とその“ツボ”を刺激する様々なまちづくりのアイデアの実現化に向けて、策定委員と町民で構成するプロジェクトチームを設置し、具体的な取り組み内容や進め方について検討し、とりまとめました。
- まちの“ツボ”活性化プロジェクトは、町民が主体となった取り組みであり、町民、企業、団体、行政等、様々な担い手が参加・連携しながら、アイデアとその実践を重ね、その場所（＝“ツボ”）の価値を高めていくことを目指します。
- プロジェクトチームは、第１期計画で位置づけた「地域別街づくり構想」と町内会を主体とした「街づくり協議会」と連携・協働をしながら進めます。双方の状況によっては発展的な統合や融合、拡大等も視野に入れながら柔軟に体制を変えながら、継続的な地域主体の協働まちづくりを推進していきます。

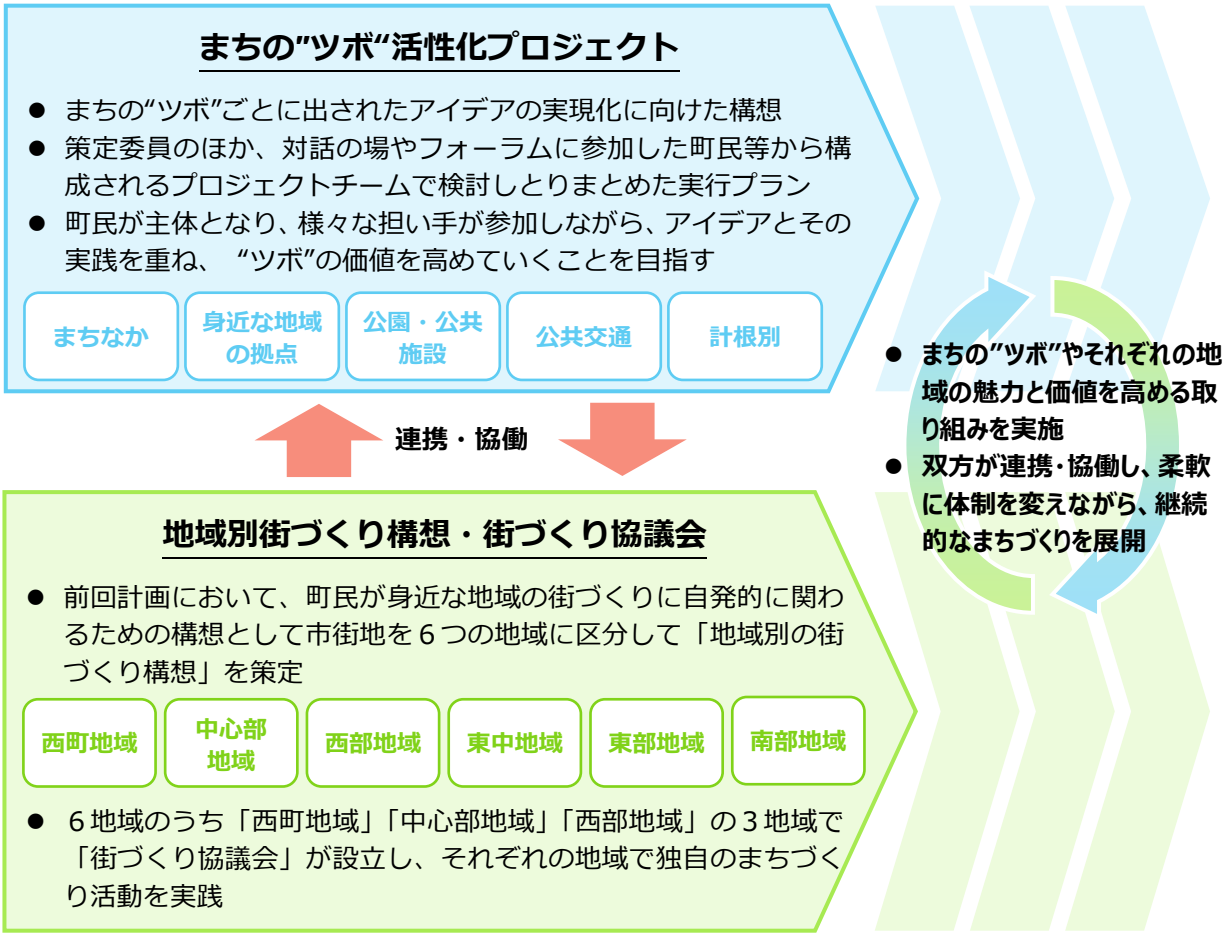

3－2 まちの“ツボ”活性化プロジェクト

5つのプロジェクト

- プロジェクトチームは、「私たちのまちの“ツボマップ”」で整理した7つの“ツボ”のうち、これまでの検討結果や現在の取り組み状況を踏まえて、5つのプロジェクトを設定しました。
- 本計画でとりまとめる構想は、今後取り組み状況やまちの状況の変化に応じ、活性化を図るツボの選択を含めて、適宜見直すこととします。

■5つのプロジェクト

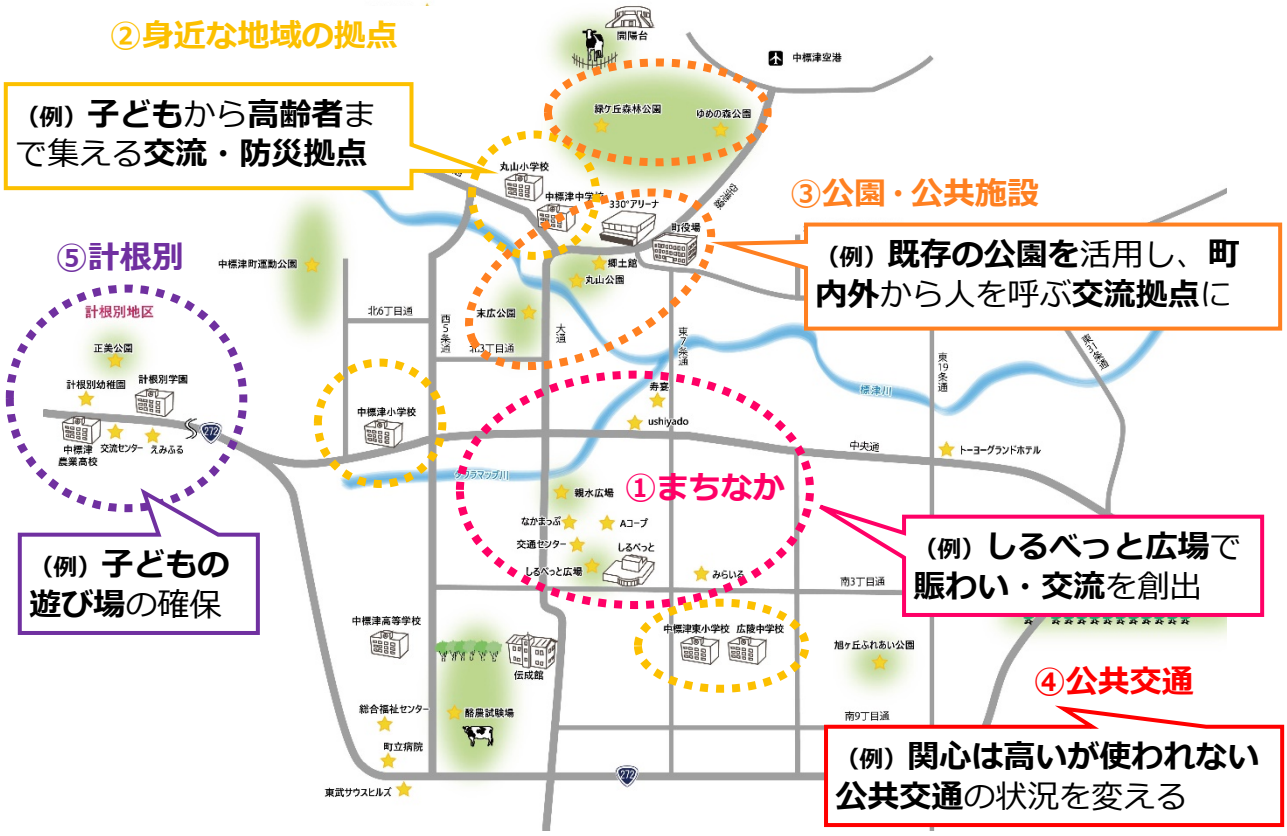

プロジェクト①「まちなか」

《目的・目標》

しるべっと広場を町民であふれる自慢できるような交流の拠点にする

《どんなことをやるか》

- **町民、企業、行政が一体となってアイデアを出し合い、みんなの「やってみたい」を実現する。**
- **より使いやすい広場に生まれ変わるために継続的な仕組み・仕掛けをつくる**

《具体的な行動計画》

	何を・どうやって	誰が（関わる）人
＊最初の一歩＊（R2 年度（2020 年度）に考えたこと）	・出来ることとアイデア出しを行い、イベントプランの実現に向けて検討	・プロジェクトチームメンバー
＊次の一歩＊（R3 年度（2021 年度）以降にやること）	・“映えスポット”の作成 牧草ロールの設置（牧草ベッド） ・コスプレイベント ハロウィンやランタンも関連して	・プロジェクトチームメンバー

《実現化に向けた課題》

・牧草ロールを広場内に配置する際の制限や条件の確認
・牧草ロールの確保
・活動財源の確保
・中標津農業高校の加工品販売の可能性
・“映えスポット”やイベントの広報、周知

■しるべっと広場周辺図

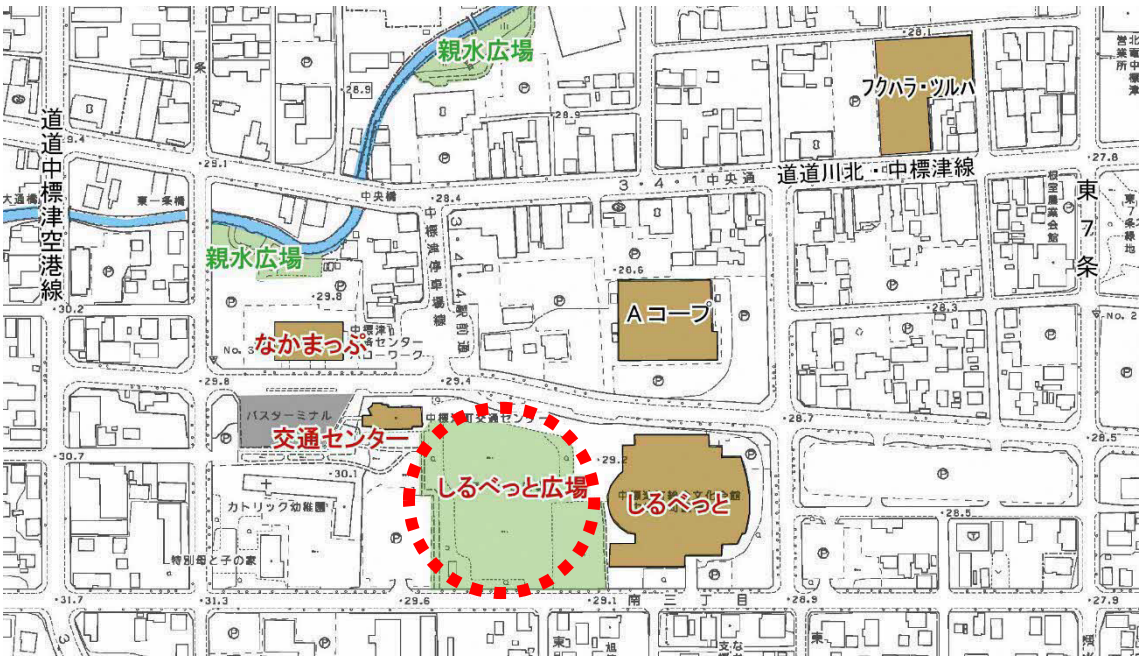

プロジェクト②「身近な地域の拠点」

《目的・目標》

（目標）希薄になった地域コミュニティを令和に即し復活させる
（目的）拠点を作って活動する

《どんなことをやるか》

- **既存施設を活用した拠点づくり、地域の人が繋がり防災協力体制をつくる**

《具体的な行動計画》

	何を・どうやって	誰が（関わる）人
＊最初の一歩＊（R2 年度（2020 年度）に考えたこと）	「ぷらっと茶フェ」×農高生 ぷらっと茶フェへ農高生が出向き、農高加工品の販売などをすることにより、今集まっている地域の人たちと高校生との地域コミュニティが生まれる	・社会福祉協議会 ・中標津農業高校 ・地元町内会 ・老人クラブ ・プロジェクトチームメンバー
＊次の一歩＊（R3 年度（2021 年度）以降にやること）	伝成館で開催している朝市（毎週日曜朝 9 時）に農業高校製品を販売するなどし、地域の人たちや朝市出店者、高校生との交流が生まれる。	・伝成館（代表、朝市出店者） ・地元町内会 ・社会福祉協議会 ・プロジェクトチームメンバー ・地元高校生

《実現化に向けた課題》

・中標津農業高校の活動参画
・中標津農業高校の加工品の販売数の制限
・開催時期の調整
・冷蔵オープンケースの確保

参考：ぷらっと茶フェ
・在宅介護者の会「ぬくもり」が「中標津町総合福祉センター（ぷらっと）」のロビーにて、だれでも無料で利用できるカフェを開設。
・お茶を飲んだり、おしゃべりしたり、同時開催のイベントにも自由に参加が可能。
・毎月第 1・第 3 水曜日の午前 10 時から正午まで。

参考：日曜朝市
・登録有形文化財となっている「伝成館」の駐車場にて、毎週日曜日に朝市が開催。
・家庭菜園等で採れた作物を中心に販売。

プロジェクト③「公園・公共施設」

《目的・目標》

お金をかけずに、まずは公園の情報発信！
もっと多くの人に公園を使ってもらう

《どんなことをやるか》

- **SNS で発信**
- **トイレや施設に貼紙（発信内容…どこに聞いたら良いか等がわかる様に／何ができるのか）**
- **公園の特色等の情報収集**

《具体的な行動計画》

	何を・どうやって	誰が（関わる）人
＊最初の一歩＊（R2 年度（2020 年度）に考えたこと）	・焚火をできるようにしたい（森林公園） ・各公園の情報を集める ・単なる紹介ではなくキャッチコピーを付ける ・実際に公園を見てみる	・町 ・プロジェクトチームメンバー ・施設管理者
＊次の一歩＊（R3 年度（2021 年度）以降にやること）	・施設の簡単な整備 ・FM はな、情報誌等での発信	・ボランティアや各関係団体と連携したい

《実現化に向けた課題》

・各団体との連携
・PR 媒体の検討

■公園位置図

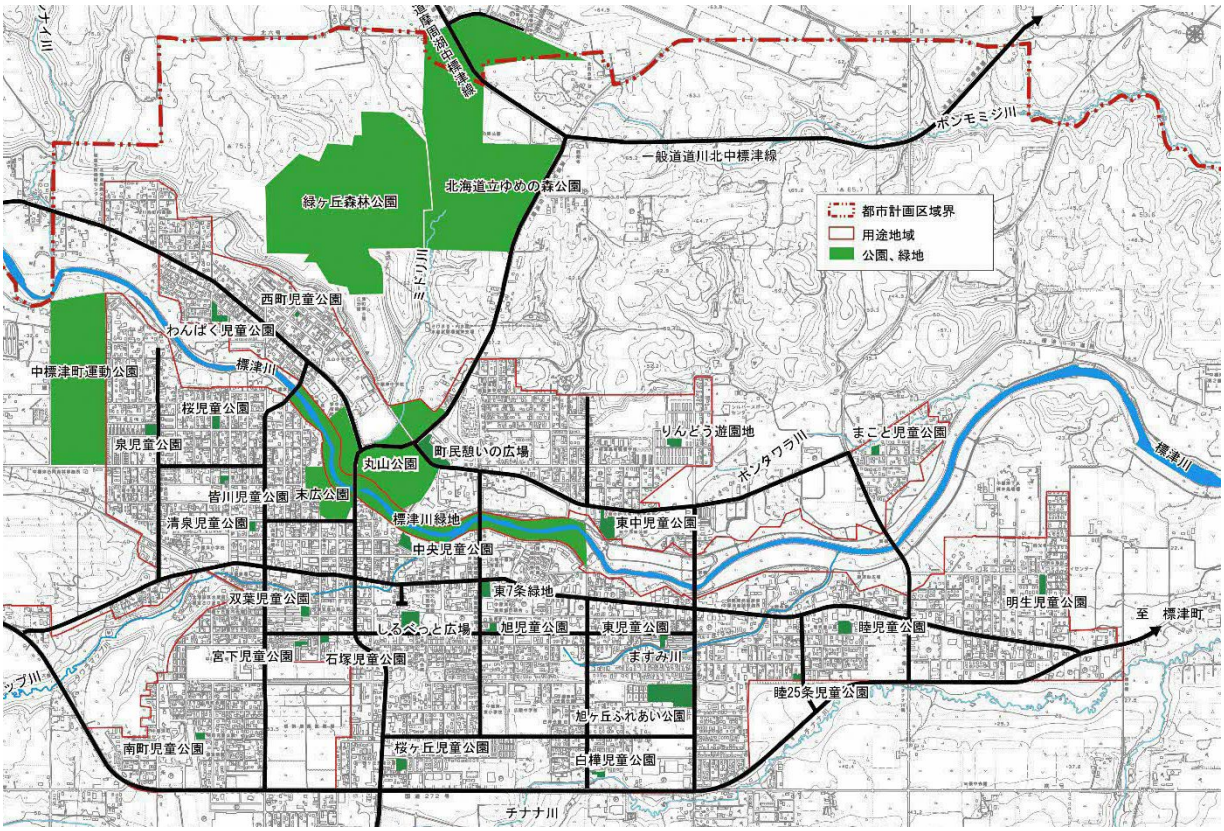

プロジェクト④「公共交通」

《目的・目標》

町民の移動に“自由”を！
より利用しやすい公共交通を目指す

《どんなことをやるか》

- **空港と空路、バス、ハイヤー、その他の補助的な移動手段について個々の現状把握をしてから、中標津らしい公共交通のあり方を全体把握する。**

《具体的な行動計画》

	何を・どうやって	誰が（関わる）人
＊最初の一歩＊（R2 年度（2020 年度）に考えたこと）	・来年度のプロジェクトに向けた内容の検討 ・利用者アンケート（一般利用者用に交通センターに設置する、農高生にヒアリングをする） ・町営バスを一元化した時刻表を作成する ・実際にバスに乗ってみる	・プロジェクトチームメンバー ・町 ・農高生
＊次の一歩＊（R3 年度（2021 年度）以降にやること）	・各交通事業者等の現状把握、ヒアリング等 ・他地域の事例学習や視察 ・「中標津町らしい公共交通会議」の開催検討 ・中標津町交通センターの内部空間の活用検討 ・農高生の移動支援	・プロジェクトチームメンバー ・各公共交通事業者等 ・町 ・一般町民 ・農高生と学校関係者

《実現化に向けた課題》

・各団体との連携
・PR 媒体の検討

■公共交通路線図（中標津市街地）

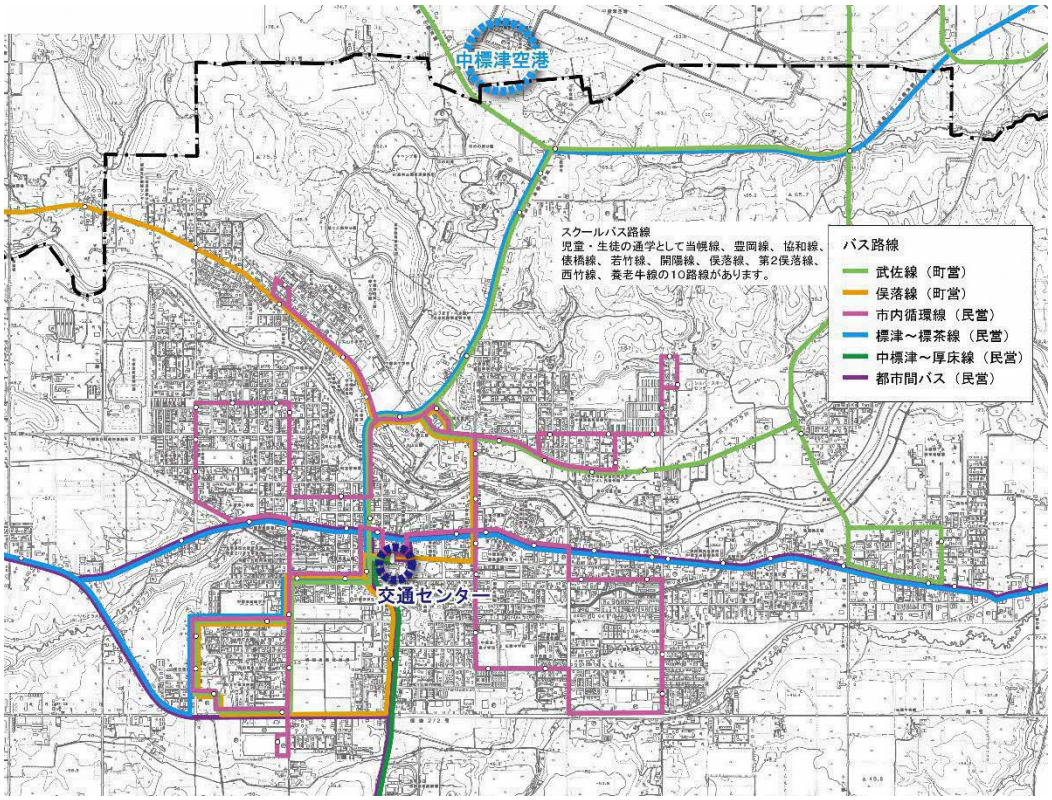

プロジェクト⑤「計根別」

《目的・目標》

多世代交流により計根別を持続可能な地域にする

《どんなことをやるか》

- **計根別の将来全体像をイメージする**

《具体的な行動計画》

	何を･どうやって	誰が（関わる）人
＊最初の一歩＊（R2 年度（2020 年度）に考えたこと）	・計根別まち歩き	・農高生 ・町内会 ・プロジェクトチームメンバー
＊次の一歩＊（R3 年度（2021 年度）以降にやること）	・小学校跡地の活用（ベンチを置く、テントを設置して農高の製品販売をしてみる ・農高生と町内会（地元住民）とで計根別の未来のマチの全体像を考えてみる	・農高生 ・町内会 ・プロジェクトチームメンバー ・計根別地区に魅力を感じる方

《実現化に向けた課題》

・活動財源の確保。
・小学校跡地で販売する場合、電気、水道、保健所等への届出。

■計根別ツボマップ

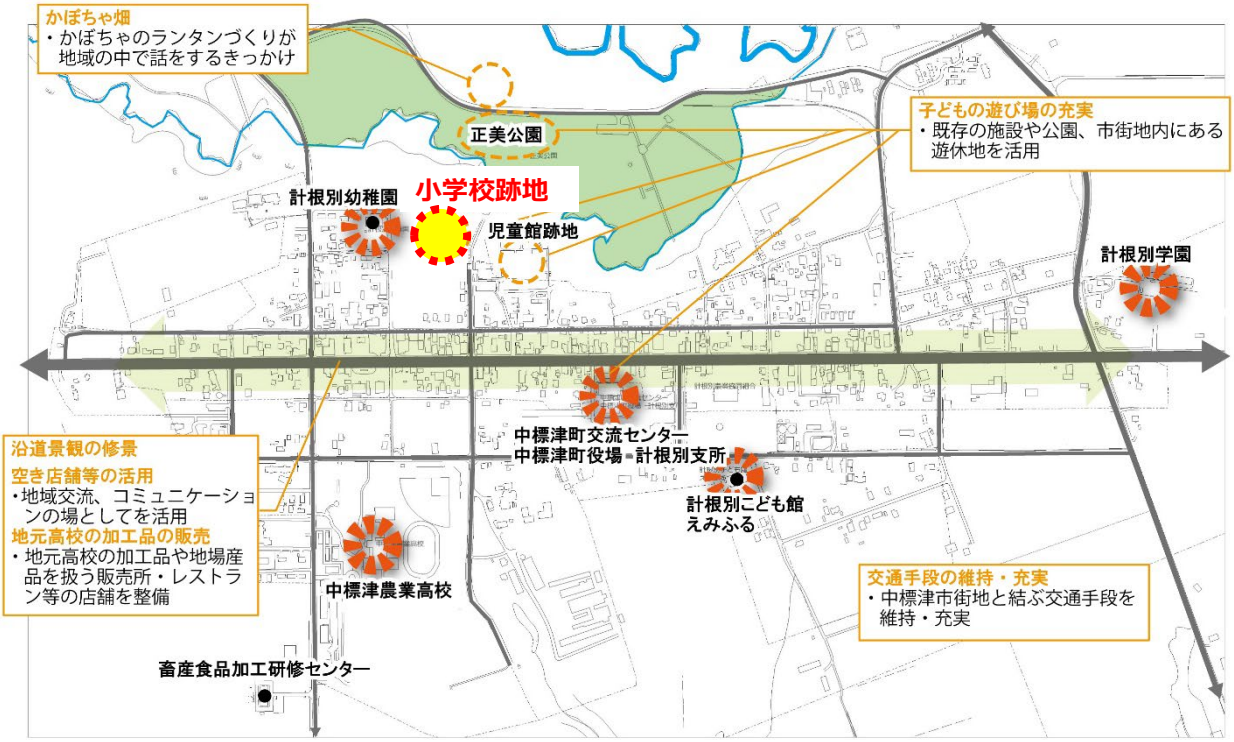

3－3　地域別街づくり構想

（1）地域別街づくり構想の考え方

- 地域別街づくり構想は、町民が身近な地域の街づくりに自発的に関わるための構想であり、地域の特性を踏まえた都市づくりや街づくりを進めるための構想としての役割を持っています。
- 本町では、第 1 期計画で、6 つの地域に区分した「地域別街づくり構想」を作成し、その後の「西町地域」「中心部地域」「西部地域」の 3 地域で「街づくり協議会」が設立され、独自のまちづくり活動が展開されています。
- 第 2 期の本計画では、基本的には平成 23 年の見直し時における方向性を踏襲するものとし、街づくり協議会が設立されている地域については、その活動について振り返ります。
- 今後は、「3－2　まちの“ツボ”活性化プロジェクト」と連携・協働しながら、住みよいまちづくりを進めていきます。

■第 1 期計画における地域別街づくり構想の展開

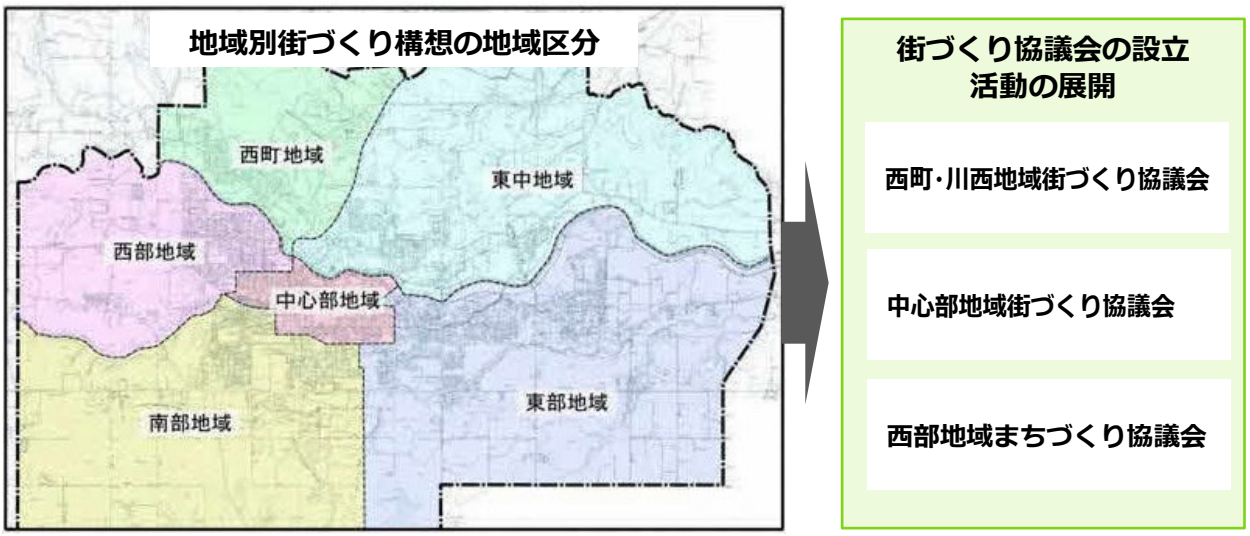

（2）地域別街づくり構想の推進

- 第 1 期計画から 10 年近く経過し、地域によって成果や課題があり、それぞれ異なることから、今後の地域別街づくり構想の推進にあたっては、各地域や街づくり協議会の自主的な運営のもと、計画を見直し、次の取り組みの展開を検討することが考えられます。
- 中標津町では、地域街づくり活動に対する運営支援のほか、アドバイザーやファシリテーターの派遣、庁内の横断的支援体制を構築し、地域街づくり活動を支援していきます。

■構想づくりのプロセス例

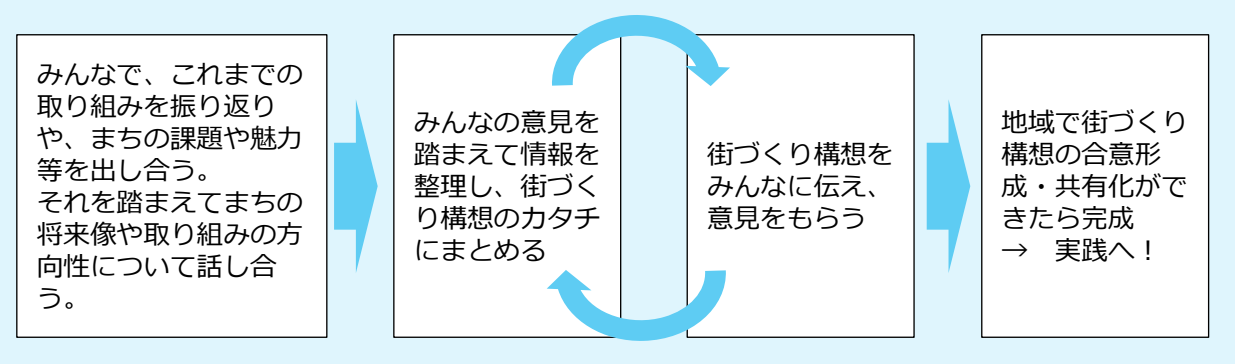

（３）地域別街づくり構想

①西町地域（構成町内会：西町、川西）

《地域街づくりの目標》

緑豊かな環境を暮らしの中に活かす街づくり

《地域街づくりの方針と想定される取り組み内容》

１地域内外から人の訪れる緑の名所づくり
①緑の名所づくりの検討 ○名所を目指す、なり得る場の検討［地域］ ○緑の名所マップの作成［地域、（行政支援）］ **②緑の名所の維持管理、場の活用** ○植樹・植栽と草木の維持管理体制の検討［地域、行政、（学校、施設管理者）］ ○名所の充実と場の活用［地域］ ○情報発信、PR
２住宅地の花と緑の環境の魅力向上
＜想定される取り組み内容＞ **①庭づくりの学習**［地域、（行政支援）］ **②庭づくり普及**［地域］ **③オープンガーデンへの発展**［地域、（行政支援）］
３幹線道路の安全性確保
①切り下げによる凸凹のない歩道の整備：西町通［行政（道路管理者）］

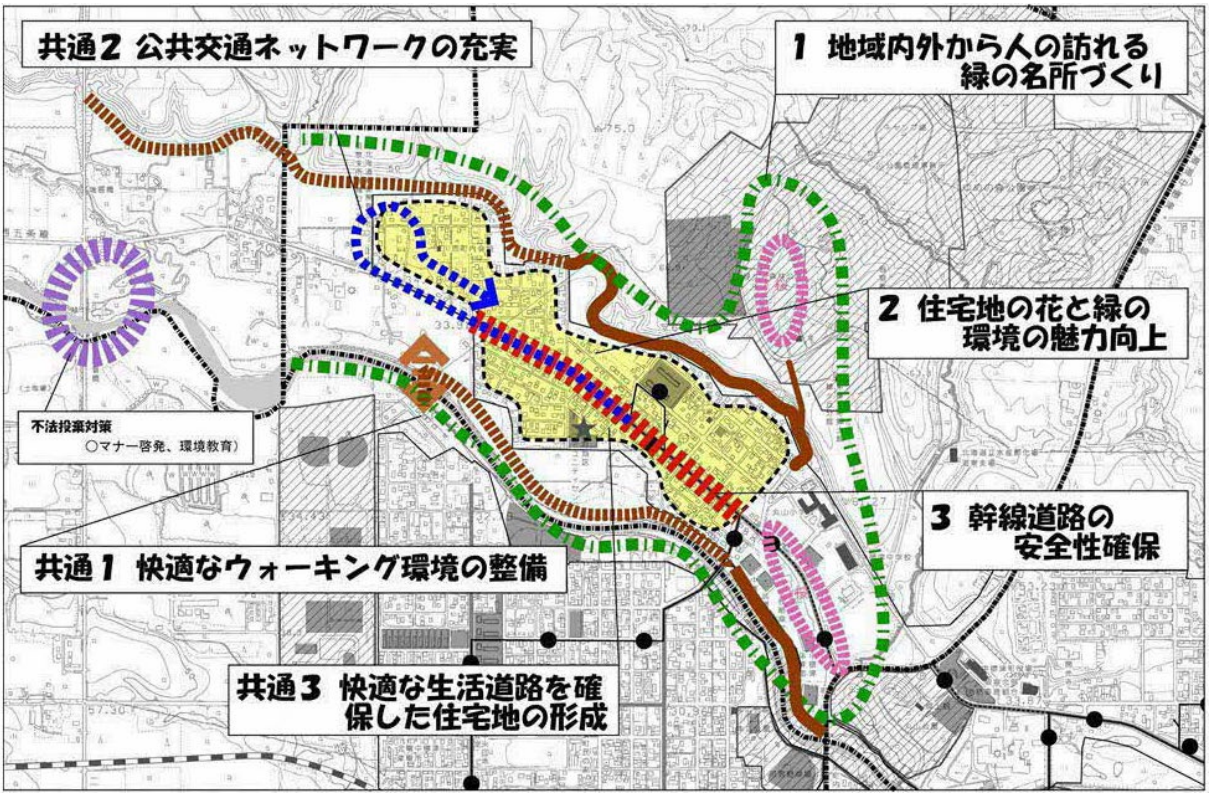

《西町・川西地域街づくり協議会の活動》

- 西町・川西地域では、平成 23 年（2011 年）7 月 24 日に西町・川西の両町内会が一緒になって街づくり協議会を設立しました。
- 活動の第 1 歩として「西町・川西の緑の名所 16 のマップ」づくりに取り組み、その後は「桜の苗木の植樹」「桜・緑を見る会」「花の寄せ植え事業」、各種の「講習会・講演会」に取り組んできました。

■西町・川西の緑の名所 16 のマップ作成

地域の緑の名所を紹介するマップを作成。（平成 23～24 年度）

■桜の苗木の植樹

桜の並木道をつくるため、桜の苗木を 4 年かけて植樹。その後、適宜枯れた苗木に植え替えなどメンテナンスを実施。（平成 25 年度～）

■桜・緑を見る会

作成した緑の名所マップを活用して散策。（平成 24～26、28 年度）

■花の寄せ植え事業

西町や川西の町民が集まり、自分好みの花の寄せ植えを作成。（平成 25 年度～）

■各種の講習会・講演会

講師を招いて、花と緑のまちづくりに関する講習会や講演会を実施。（平成 25～29 年度）

②中心部地域（構成町内会：栄・中央・日の出・旭第１・旭第２・第１宮下・末広・清泉・第２宮下）

《地域街づくりの目標》

歴史と文化の薫る賑わいの街づくり

《地域街づくりの方針と想定される取り組み内容》

１ 歩いて楽しい中心市街地づくり

①街なみの演出［地域］
○テーマ性のある街なみのイメージづくりと外への発信［地域、商店街］
○店先での憩いの空間づくりや演出［商店街］
○通りの文化性を高める演出の検討［地域、商店街］

②訪れたくなる商店街づくり［地域、商店街］
○街に人が集まる多彩なイベントの企画
○テイクアウト型軒先ショップの展開
○通りの人への中標津の牛乳配布［企業協力による］

③魅力ある拠点をつなぐ回遊ルートの設定と歩行者に優しい歩行環境の整備［地域、行政］
○魅力ある拠点をつなぐ回遊ルートの設定［地域］
○安心して歩ける歩道環境の整備［行政］
○タワラマップ川沿いの歩く環境整備の検討［地域、行政］
○案内サイン整備の検討［地域、行政］
○各拠点、回遊ルートを想定した駐車場の適正配置［地域、行政］

２ 魅力的なたまり場のある中心市街地づくり

①バイパス沿いの大型ショッピングセンターと棲み分けた界隈性のある商店街づくり
○買い物のしやすい集積した店づくり［商工会等］

②まちなかでのくつろぎの場、たまり場の整備
○人のたまれるお店の誘致［商工会等］
○世代別、世代間交流の場の整備［地域、行政］
○気軽に談笑の出来る場の整備［施設管理者］
○タワラマップ川親水広場の活用［地域、団体、商工会等］
○町内会同士で情報交換を行える場の整備［地域］

③まちなかで行政サービスを受けられる場の整備［行政］

３ 人が住まう中心市街地への転換

①まちなか居住住宅の整備
○公営住宅のまちなか整備［行政］
○まちなか居住ニーズの掘り起こしと対応住宅への支援検討［地域、（行政支援）］

②まちなかでの職住一体の店舗誘致
○職住可能店舗の調査、リスト整理［商工会等］
○新規出店希望者の誘致［商工会等］

４ 来訪者・観光客にもアピールできる中心市街地づくり

①中標津ならではの食を楽しめる店舗づくり［商工会等］

②町の観光情報、歴史、文化を感じられる拠点の整備検討［行政、団体］

③花壇・オープンガーデン整備の拡充［地域、団体］

④街路樹の整備［地域］

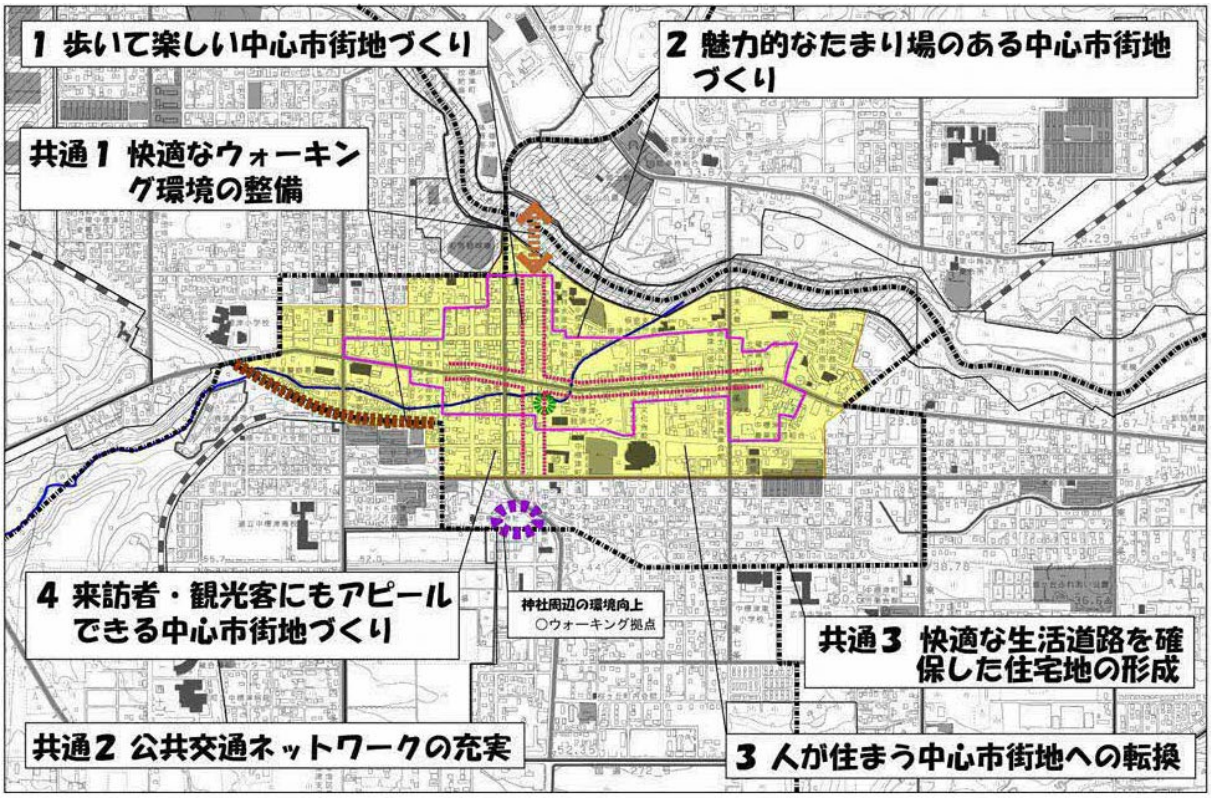

《中心部地域街づくり協議会の活動》

- 中心部地域では、平成 22 年度（2010 年度）より有志が集う「有志会議」により中心市街地の賑わい再生の議論を重ねてきましたが、実現には中心部を構成する 9 町内会の結束力が必要との声により、 9 町内会が参画した街づくり協議会が平成 23 年（2011 年）11 月 28 日に設立しました。
- これまで、なかしべつ夏まつりや冬まつり等にあわせて、親水広場、東 1 条通りを活動場所の軸として、「七夕あきんど祭り」での短冊設置や、灯ろうの作成と「灯ろう祭り」での設置、「冬ライトアップ事業」では、親水広場でのイルミネーションやキャンドルの設置に取り組んできました。

■七夕あきんど祭り

東 1 条通り～親水広場に短冊を設置。（平成 25～26 年度）

■灯ろう祭り

技能祭で灯ろうを作成し、なかしべつ夏祭りに合わせて親水広場に灯ろうを設置。（平成 24～28 年度）

■冬のライトアップ事業（イルミネーション、キャンドル）

第 1 弾として親水広場にイルミネーションを設置し、第 2 弾として冬まつりに合わせて親水広場にキャンドルを設置。（平成 24 年度～）

③西部地域（構成町内会：緑町・西泉・南泉・泉中央・東泉・清泉・末広）

《地域街づくりの目標》

緑豊かな環境のなかで健康に暮らせる街づくり

《地域街づくりの方針と想定される取り組み内容》

１みんなで集まれる交流拠点・施設のある街づくり
①地域の交流の場のあり方の検討 ○交流施設の利用ニーズの検討［地域］ ○施設確保の検討［地域、行政］ ○共同利用、維持管理体制の検討
２地域の憩いの場としての運動公園の利活用
①ウォーキングルート、歩くスキーコースとしての活用の検討［地域、行政、施設管理者］ **②地域の親水の場としての活用の検討**［地域、行政、施設管理者］ **③路線バスの運動公園までの延伸の検討**［地域、行政、事業者］
３地域の自然、歴史を学べる環境の維持、保全、管理
①タワラマップ川上流部の自然環境保全［地域、行政］ **②双子山の自然環境の維持管理**［地域、学校］ **③馬鈴薯原種農場の歴史的資源としての活用可能性の検討**［地域、施設管理者、（行政支援）］ **④自然学習の場としての活用**［地域、学校、団体］
４運動公園・中標津小学校周辺の安全・安心な交通環境の整備
①交通安全対策の検討と実施［行政、（警察）］ ○交通混乱箇所、交通安全対策必要箇所の把握と対策検討 ○交通安全対策の実施

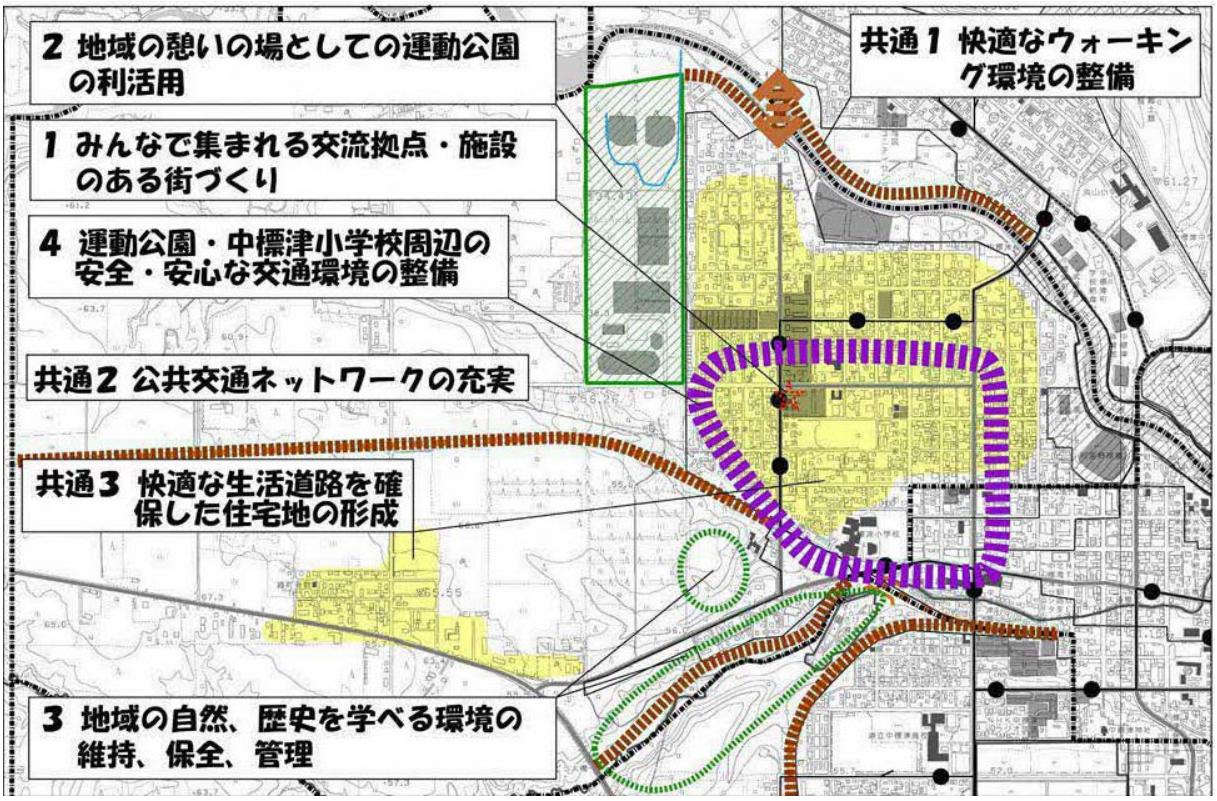

《西部地域まちづくり協議会の活動》

- 西部地域では、平成 24 年（2012 年）４月３日に緑町、西泉、南泉、泉中央の４町内会が一緒になってまちづくり協議会を設立しました。
- 協議会の設立から継続的に親子たこづくり、たこあげ大会に取り組んでおり、令和元年度（2019 年度）には真冬の災害を想定した防災訓練を実施しました。

■親子たこづくり・たこあげ大会

運動公園管理棟でいずみシルバークラブの方に教えてもらいながらたこを作成。たこあげ名人の指導のもと、空高くたこをあげる。大人から子供までが楽しめる世代間交流のきっかけとなっています。

■沿道環境整備

各町内会、団体で中標津小学校付近や沿道の環境整備を実施。（平成 27～28 年度）

■真冬の災害避難所体験

中標津小学校運営協会と協力して、真冬の災害避難所体験を実施。（令和元年度～）

④東中地域（構成町内会：東中、まこと、栄）

《地域街づくりの目標》

多様な世代・世帯の交流を育み自然と共生した豊かな暮らしを実現する街づくり

《地域街づくりの方針と想定される取り組み内容》

１地域の交流拠点としての公園の活用
①公園の管理手法の検討［所有者、地域、行政］
○個人財産としての私設公園の地域利用に向けた維持管理手法の検討
○公園施設の機能、魅力強化、維持管理内容の検討［所有者、地域、（行政支援）］
２小公園を分散配置した住宅地環境の整備
①ポケットパーク構想の検討［地域、（行政支援）］
○点在する開発行為緑地を活用した分散配置型整備の検討
○各ポケットパークの機能、分担、性格づけ、整備内容等の検討
○整備、維持管理等の計画検討
②構想に基づく計画的、段階的な整備［地域、（行政支援）］
３丸山公園の利活用
①丸山公園を取り巻く各種関連施策の調整と方向性の確認［行政］
②丸山公園利活用計画の検討［地域、行政、団体］
○関連施策の活用可能性を考慮した丸山公園のあり方検討
４「中標津町家庭菜園」の利用促進に向けた環境整備の検討
①既存の「家庭菜園」の利便性向上に向けた検討
○トイレ、給水、休憩施設の整備検討［行政］
○地域の植樹要望に応じた菜園外縁部での植樹の可否の検討［地域、行政］
○地域主体による交流活動［地域］
５ポンタワラ川の生態系に配慮した環境整備
①ポンタワラ川の浸食調査
②生態系に配慮した整備の検討
③ポンタワラ川の環境整備

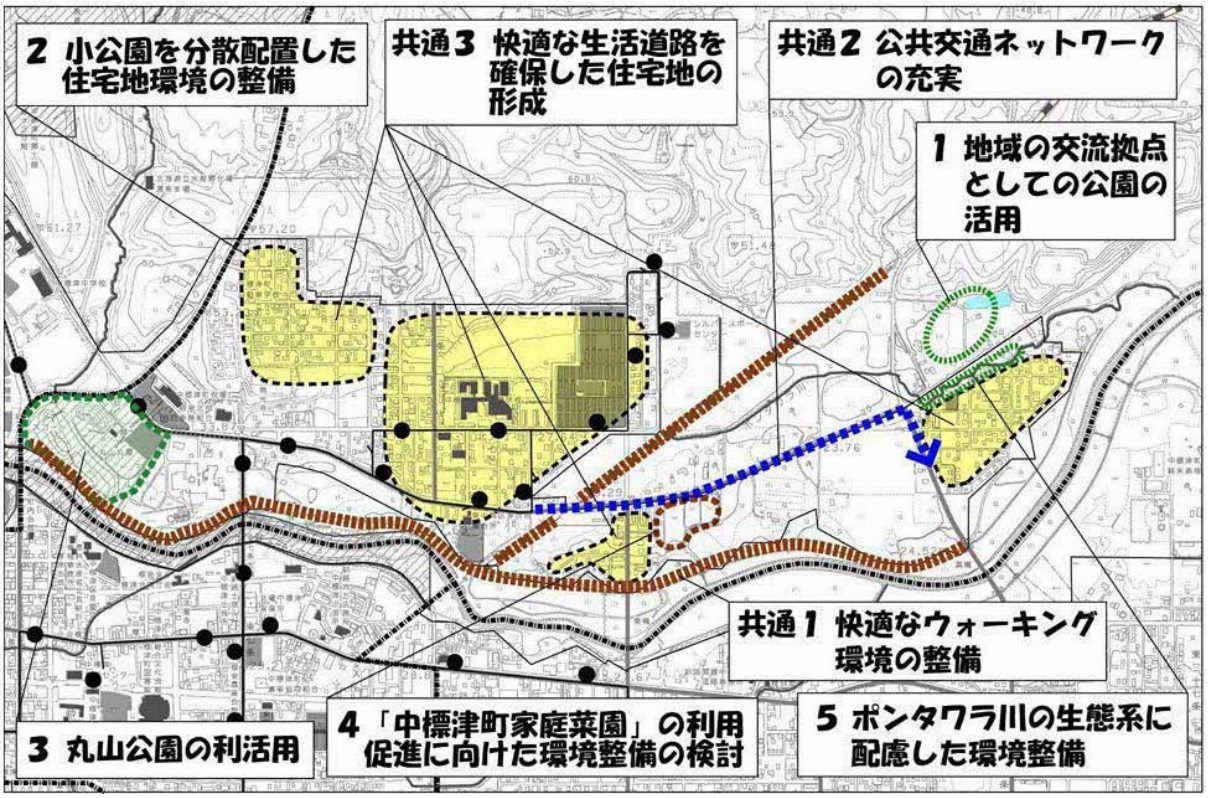

⑤東部地域（構成町内会：白樺・東・睦・明生・旭第２）

《地域街づくりの目標》

武佐岳を望み暮らしの中に水と緑の潤いを感じる街づくり

《地域街づくりの方針と想定される取り組み内容》

１潤いのある道道沿線の景観づくり
①道路景観のあり方の検討［地域、行政］ ○町、北海道、地域（沿線町内会）、沿道事業者、観光事業者の参加による道路景観のあり方の検討 ○花壇の整備、維持管理体制の検討 ○道路花壇の整備、維持管理の実践や見直し［地域］
２住宅地の花と緑の環境の魅力向上
①庭づくりの学習［地域、（行政支援）］ **②オープンガーデンモデル地域としての取り組み実践**［地域］ **③オープンガーデン普及**［地域、（行政支援）］
３ますみ川やチナナ川周辺の憩いの場づくり
①地域とともにつくる憩いの場づくりの検討［地域、行政］ ○水辺の衛生環境調査・改善［地域、（行政支援）］ ○憩いの場構想の検討［地域、（行政支援）］ **②憩いの場整備、維持管理**［地域、（行政支援）］ **③小河川の環境をテーマとした取り組みの全町波及**
４道道沿線の自転車通行路用地を利用した賑わいづくり
①自転車通行路を活用したイベント等の検討［地域、沿道事業者、団体］
５安全・安心な東１９条通の環境整備
①交通安全対策の検討と実施［行政、（警察）］ ○交通混乱箇所、交通安全対策必要箇所の把握と対策検討 ○交通安全対策の実施

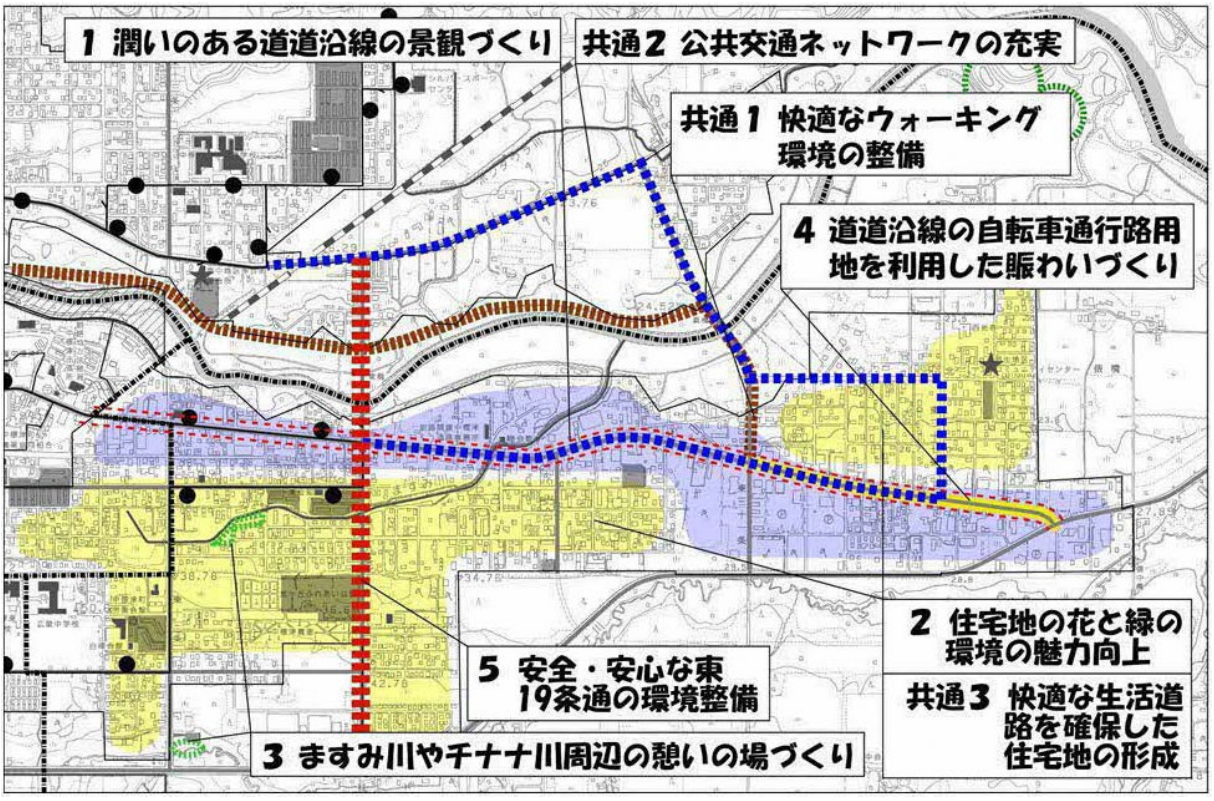

⑥南部地域（構成町内会：標ヶ丘・南町・第２宮下・桜ヶ丘・旭第１・清泉）

《地域街づくりの目標》

暮らしの中に町の成り立ち、歴史の面影が見える街づくり

《地域街づくりの方針と想定される取り組み内容》

１町立病院周辺の憩いの環境づくり
①病院横防風林の活用に向けた法的手続きの整理［行政］
②病院周辺の緑地化計画案づくりと活用試行［地域、（行政支援）］
③地域主体の緑地化整備、維持管理［地域、（行政支援）］
２伝成館を核に町の歴史を伝える環境づくり
①伝成館、白樺並木周辺のあり方、位置づけ検討［地域、行政、団体、（専門家）］
○歴史伝承の場、町の象徴としてのあり方、位置づけ
○暮らしの場としての白樺並木のあり方
○老木白樺の寿命についての検討
○町民活動拠点としての伝成館の整備・保全
３開発行為緑地の公園化
①開発緑地整備構想の策定［地域］
②構想に基づく計画的、段階的な整備［地域、（行政支援）］
４樹木の安全と安心の確保
①老朽木の処置に対する専門家への相談［行政支援］
②老朽木の処置［地域、（行政支援）］
５タワラマップ川上流部の自然を守り伝える街づくり
①タワラマップ川上流部の自然環境保全［地域、行政］
②自然学習の場としての活用［地域、学校、団体］
６安全・安心な西５条通の環境整備
①交通安全対策の検討と実施［行政、（警察）］
○交通混雑箇所、交通安全対策必要箇所の把握と対策検討
○交通安全対策の実施
７砂埃、地吹雪、吹きだまりのない環境づくり
①施設管理者との協議による環境改善

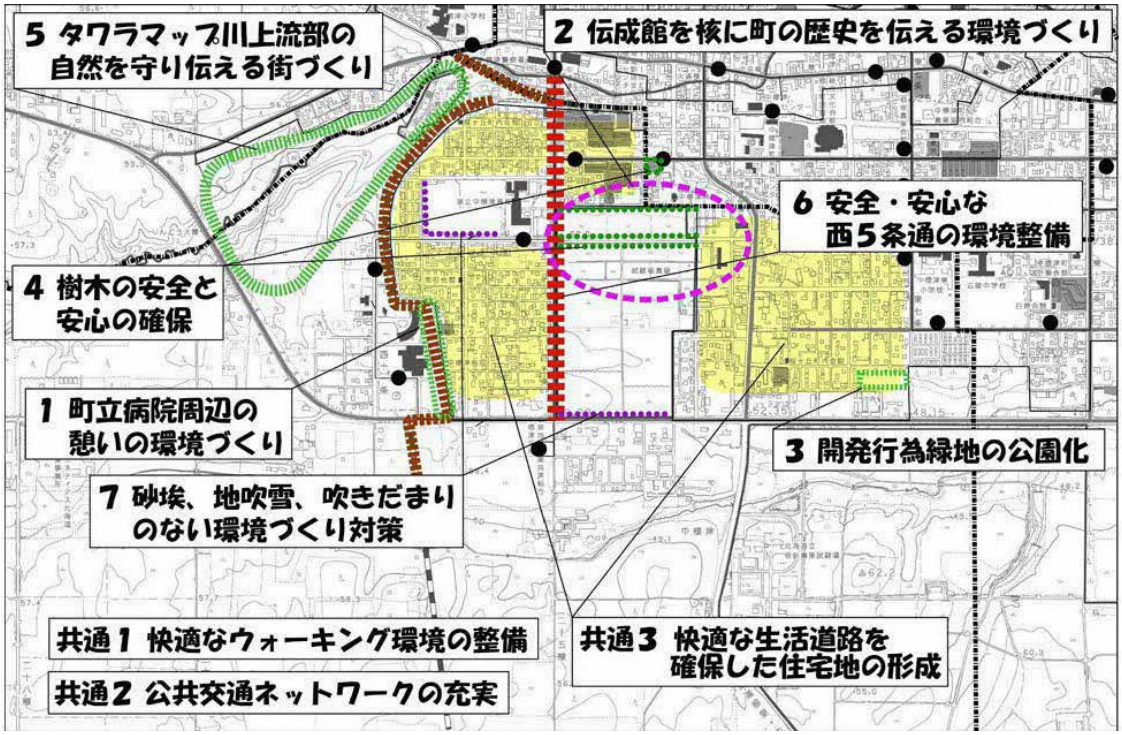

⑦地域共通テーマ

１快適なウォーキング環境の整備
①ウォーキングルートの設定と整備［地域、団体、行政］ ○未整備箇所の整備可能性、整備内容（ｳｯﾄﾞﾁｯﾌﾟ、舗装、砂利等）、事業手法の検討［地域、団体、行政］ ○維持管理、担い手の検討［地域、事業者、団体、行政］ **②ルート周辺の拠点、環境整備** ○景勝ポイントの発掘、整備内容の検討［地域、行政］ ○立ち寄り拠点の検討、設定、環境整備［地域、団体］ ○ルートサインの検討、整備［地域、団体、行政］ ○ルートマップの作成［地域、団体、行政］ **③人道橋の整備の必要性検討**［行政］
２公共交通ネットワークの充実
①公共交通のあり方の検討［地域、行政、事業者］ **②本格運行に向けた準備、社会実験、システム構築の検証** **③地域の利用ニーズに応じた公共交通の本格運行**［事業者］
３快適な生活道路を確保した住宅地の形成
①「中標津町道路整備５箇年計画」に基づく生活道路の整備 **②歩道の整備計画の策定検討と計画に基づくバリアフリー化整備**［行政］

第４章　計画の実現・推進のための方策

４－１　計画の推進方策

（１）協働のまちづくりによる推進

①協働のまちづくりの考え方

- 中標津町では、『「みんなの力で明るい豊かなまちをつくる」という町民憲章を尊重し、自ら考え、行動し、決定することによる町民が主体の自治の実現』のため、**「中標津町自治基本条例」**を制定し、これまで都市計画の分野においても、安心・安全で住みよい都市の形成に向けて、協働のまちづくりを推進してきました。
- 今後、本計画の実現・推進においても、町民、企業、団体、行政が参加・連携する**「協働のまちづくり」**を基本とし、まちの力を総結集して取り組みを進めていきます。
- 協働のまちづくりの推進にあたっては、町民、企業、団体、行政が参加する**「対話の場」**を設定し、お互いの立場や考えを尊重し理解しながらアイデアや解決策を導き出します。

②協働を進めるための役割

- 町民、企業、団体、行政が、共通の目指すべき都市の将来像に向かって計画内容を共有し、各々の立場で個々の責任のもと適切な役割分担と相互の連携により都市づくりを進めていきます。

《町民の役割》

・町民一人ひとりが身近なまちづくりに関心を持ち、地域のあり方や地域づくりの方法についての知識を身につけ、積極的にまちづくりへ参加し、自ら行動・実践することが考えられます。

《企業の役割》

・まちづくりに対して理解し、事業活動等を通じて社会的な役割を果たす中で、町民とともに責任を持って、まちづくりに参加、協力する役割を担うことが必要です。また、地域社会を構成する一員として、人材や設備、資金等の活用による地域活動への支援が期待されます。

《団体の役割》

・まちづくり活動への積極的な参加・協力が期待され、きめ細かい地域の課題に応える柔軟な事業・活動を通して、社会的な役割を果たすことが必要です。

《行政の役割》

・本計画に基づく施策・事業の進行管理、情報公開、町民によるまちづくり活動への支援、企業・団体への協力要請等を行い、都市マスの実現を目指します。

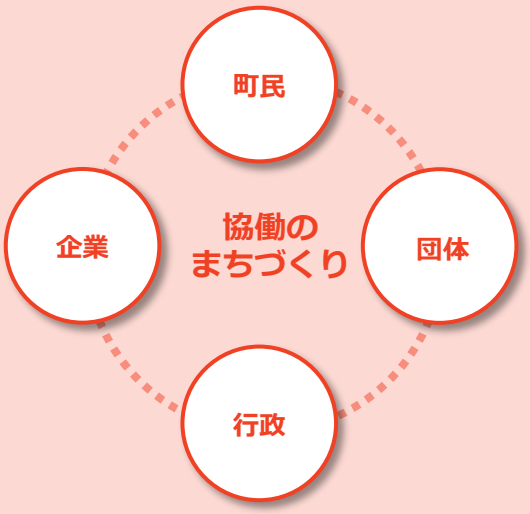

③プロジェクトチーム・街づくり協議会によるまちづくりの推進

- これまで検討してきた「プロジェクトチーム」と、地域ごとの「街づくり協議会」が担い手となり、町民が主体となったまちづくりを推進します。
- プロジェクトチームは、チームやプロジェクトに共感する町民等の有志で構成し、町内の各関係団体と連携・協働をしながら取り組みを進めます。
- 街づくり協議会は、それぞれの地域の町内会を核としながらも、それぞれの地域で活動する団体や小中学校（PTA、学校運営協議会も含む）、幼稚園・保育園、福祉施設等、取り組みに応じて構成員を拡充し、単独町内会や連合町内会だけでは難しい取り組みを検討します。
- 取り組み内容に応じて、必要なメンバーや動きやすいメンバーなど、関係者が集まって活動するなど、それぞれが進めやすい体制により進めていきます。
- プロジェクトチームや街づくり協議会における検討は、**「対話の場」**を重ね、お互いを尊重しながら話し合いを進めていきます。こうした「対話の場」を重ねることで**町民自らによるファシリテーター**※の育成にもつなげ、町民・地域主体のまちづくりを進めていきます。
- 本計画の策定段階では、７つの「まちの“ツボ”」のうち、５つのプロジェクトチームが組織されましたが、今後の取り組み状況やまちの状況変化によっては、新たなプロジェクトチームの発足や再構成をすることを検討します。
- 各プロジェクトチームや街づくり協議会に加え、町民や企業、行政等も参加する、年に１回程度の**合同会議（プラットフォーム）**を開催し、各チームや協議会における取り組みの成果や課題の共有のほか、進捗状況やまちの状況、社会経済状況に応じた計画やプロジェクトの見直しも含めて「対話の場」による意見交換を行うことで、さらなる取り組みの展開や見直しを図り、柔軟にまちづくりを進めていきます。

■町民ファシリテーターによる「対話の場」

※ファシリテーター：ファシリテート（容易にする、促進する）の意味で、集団による問題解決、アイデア創造、合意形成、教育・学習、変革、自己表現、成長などあらゆる知識創造活動を支援するため中立な立場でチームワークを引き出し、チームの成果が最大となるような支援をする人のこと。

■合同会議（プラットフォーム）のイメージ

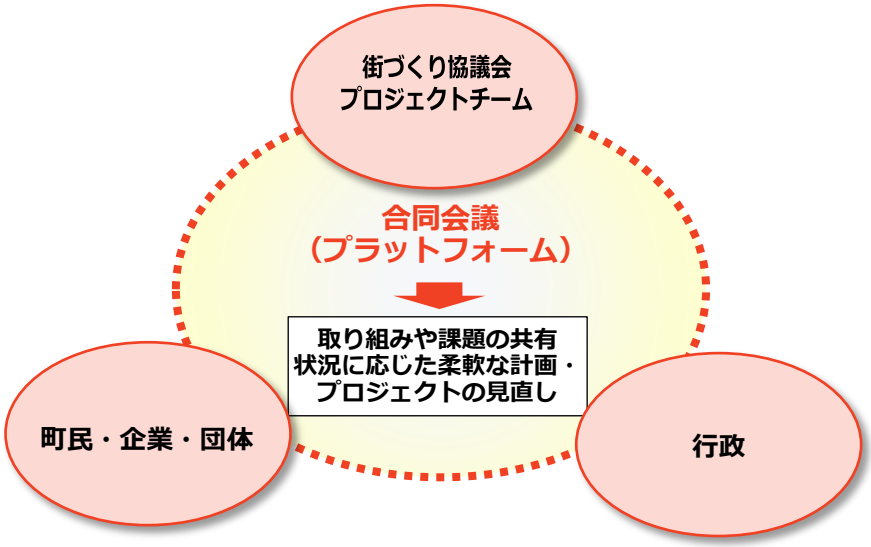

④できることから始めてゆっくり育てる

- プロジェクトチームや街づくり協議会による取り組みは、まずは**できることから始めてみる**ことが重要です。
- 例えば、未利用地等の活用において、いきなり建物などのハード整備に向かうのではなく、まずは仮設や暫定利用、実験など手軽な方法から始めるなど、トライ＆エラーのチャレンジを継続的に行うことでノウハウを蓄積し、周囲の共感や理解を集めながら取り組みを育てていきます。
- 取り組みの進め方としては、「プロジェクト・活動の検討（どんな目的・目標のために、どんなことをするか、それをどうやって進めていくか）」した後、「関係者の巻き込み・連携」体制を整え、関係者との調整や役割分担を協議し、「プロジェクト・活動の実行」を行います。その後、「振り返り」を行い、取り組みの課題や成果を共有し、次の取り組みに向けてフィードバックすることで、次の取り組みに活かしていくというプロセスで進めることが考えられます。また、必要に応じて「プロジェクトチーム・街づくり協議会の体制」についても検討します。
- ゆくゆくはプロジェクトチームや街づくり協議会が、それぞれの“ツボ”や地域を運営する「地域運営組織」として、ソフトとハードをつなぐ役割を担い、まちづくり会社等の組織化や町と連携した「公民連携組織」等の持続的な組織運営にステップアップしていくことを目指します。
- 特に、まちの“ツボ”となっている「パブリックな空間」は、まちの暮らしや人々の活動が写し出されるものであり、人々の交流・連携の場として、さらには様々な体験や実験、挑戦できる場として、施設や空間を「使っていく・運営していく」ことが重要です。

■活動の進め方のイメージ

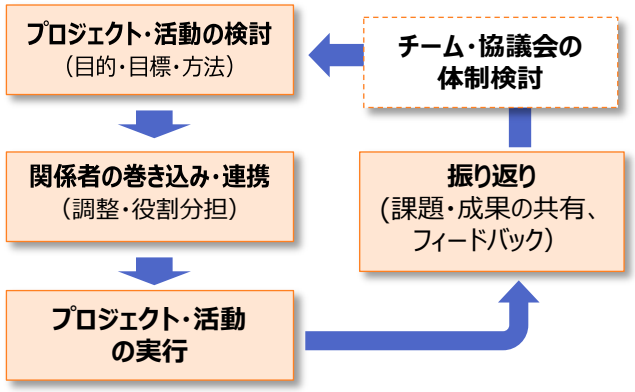

■活動のステップアップ例

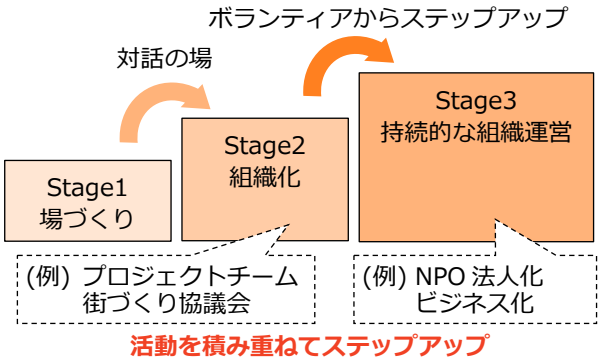

■取り組みを育てていくために大切にしたいこと

- ✓ 「対話の場」を重ね、お互いを尊重しながら話し合う
- ✓ 特定の人が頑張るのではなく、適切な役割分担の下、みんなが参加する
- ✓ メンバーの一員として責任ある行動をとり、積極的に活動に参加する
- ✓ イベントを実施して終わりではなく、継続していく
- ✓ 徐々に自立した取り組みにステップアップしていく
- ✓ 失敗したとしても、そこから学び、次に活かす
- ✓ 定期的に活動をふり返り、構想や取り組みの方向性を見直す
- ✓ 困ったときは、抱え込まずに相談する
- ✓ 楽しく活動する

⑤活動への支援

- 町は、それぞれのプロジェクトチームや街づくり協議会の運営支援やまちづくり活動に対する財源確保に関する支援を行います。
- チームや会の話し合いにおいては、ファシリテーターやアドバイザーの派遣、庁内の横断的支援体制を構築し、まちづくり活動を支援します。

《プロジェクトチーム・街づくり協議会の運営支援》

・ 各チームや協議会の総合的なマネジメント（各年度の取り組みに対する評価とそれに基づく改善策等の相談）
・ 各チームや協議会との連絡、調整、事務手続き等
・ 各チームや地域の取り組みと関連する庁内各担当部署、関連諸官庁、関係団体等の協議・調整
・ 合同会議（プラットフォーム）の開催

《活動財源への支援》

・ 「地域まちづくり事業補助金」、「フロンティア事業推進補助金」「地域づくり総合交付金」等の活用促進
・ 国や道、企業等の補助制度など町外財源の確保への支援

《アドバイザー・ファシリテーター派遣による支援》

・ 学識者や専門家等の外部アドバイザーや町内有識者を派遣し、取り組みに対して専門的なアドバイスが受けられるよう支援します。
・ 今後、本町のまちづくり全般において「対話の場」を重ねることで、町民ファシリテーターの誕生・育成を図り、ゆくゆくは各チームや協議会、合同会議において、町民ファシリテーターの派遣による支援も検討し、「対話の場」による話し合いを支援します。

（２）庁内の横断的連携による推進

- 将来都市像「環境首都なかしべつ」の実現に向けて、都市計画に限らず、農業や商工業、観光、医療、福祉、教育、環境等のまちづくりに関わる様々な分野が深く関わり、相互に連携を図りながら各種施策や事業を総合的に展開していきます。
- 「庁内推進会議」を継続的に設置し、各課で行われている各種施策や事業を共有化し、連携を図ります。

4－2　計画の進行管理（評価・見直しの考え方）

（1）総合計画の実施計画・事務事業評価と連動した進行管理

- 本計画に基づく施策・事業を着実に実施し、本計画の実効性を高めていくために、進行状況を適切に管理する仕組みが必要です。
- これまで総合発展計画の実施計画に基づく事務事業評価と連動させながら、施策・事業の評価を行ってきました。
- 今後においても総合計画の実施計画及び事務事業評価と連動させながら、計画の進行管理を行い、庁内が一体となった連携体制のもと、本計画の実現に向けた取り組みを推進します。

■進捗管理・評価のイメージ

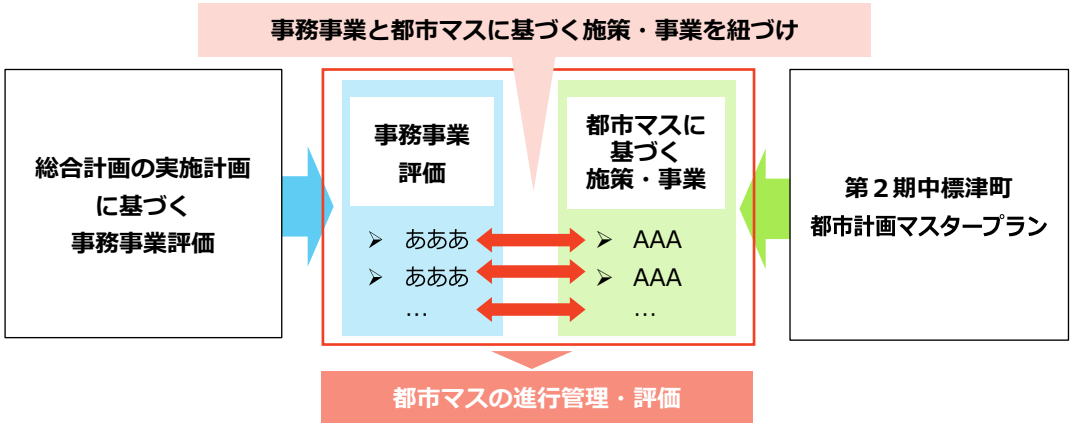

（2）庁内の横断的連携体制による進行管理

- 庁内の関係各課で組織された「庁内推進会議」を継続的に設置し、本計画に位置付けられている施策・事業の進行管理を行います。

（3）臨機応変な計画見直し　―アジャイル※な計画実行―

- いま、我が国や世界全体を取り巻く社会経済状況は大きく変化しており、その変化に対応しながら持続可能なまちづくりを進めていかなくてはなりません。そのため、社会経済状況やまちの状況の変化に応じながら、臨機応変に計画を見直し、機動的かつ柔軟にまちづくりを進めていきます（＝アジャイルな計画実行）。
- 計画の見直しにあたっては、プロジェクトチームや街づくり協議会等の計画実行組織が参加する年１回程度開催する合同会議（プラットフォーム）の意見を踏まえながら柔軟に計画見直しを行う体制を整備します。

■アジャイルな計画実行のイメージ

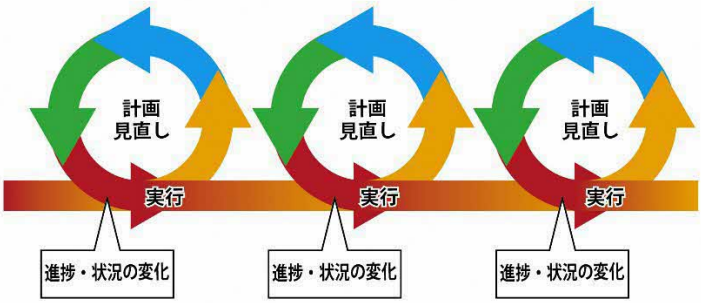

※アジャイル（英：agile）：「俊敏な」「すばやい」という意味。主にソフトウェア開発において、要求仕様の変更などに対して、機敏かつ柔軟に対応するため、仕様や設計の変更があることを前提に開発を進め、徐々にすり合わせや検証を重ねていくアプローチをとる際に使用される。

参考資料

資料１　策定経過

年	月　日	経　過　実　績
平成 30 年 （2018 年）	10 月 31 日	■第１回策定委員会
平成 31 年 （2019 年）	2 月 22 日	■第２回策定委員会
	3 月 26 日	□第１回策定委員学習会
	4 月 8 日～5 月 7 日	□パブリックコメント
	4 月 19 日	□第２回策定委員学習会
令和元年 （2019 年）	5 月 23 日	□第３回策定委員学習会
	5 月 27 日	■第３回策定委員会
	6 月 17～18 日	□視察（静岡県牧之原市、掛川市）
	7 月 1～31 日	□町民アンケート調査実施
	7 月 27 日	□視察報告会
	7 月下～9 月中	□インタビュー調査
	8 月 22～23 日	□庁内ヒアリング調査
	9 月 13 日	□第１回対話の場
	10 月 1 日	■第４回策定委員会
	11 月 14 日	□第２回対話の場
	12 月 16 日～1 月 14 日	□パブリックコメント
令和 2 年 （2020 年）	1 月 22 日	■第７期中標津町総合発展等特別委員会
	1 月 23 日	□グループファシリテーター学習会
	1 月 31 日	■第５回策定委員会
	2 月 1 日	□まちづくりフォーラム 2020
	3 月 23 日	■第７期中標津町総合発展等特別委員会
	6 月 22 日	■第６回策定委員会
	8 月 4 日～10 月 9 日	□第１回～第３回プロジェクトチーム会議
	11 月 6 日	□庁内推進会議
	11 月 18 日	■第７回策定委員会
	11 月 24 日	■第７期中標津町総合発展等特別委員会
	12 月 10 日	□策定委員会から町長へ提言（原案の手交）
	12 月 14 日～1 月 12 日	□パブリックコメント
令和 3 年 （2021 年）	1 月 21 日	■中標津町都市計画審議会へ諮問
		■中標津町都市計画審議会より答申
	3 月 9 日	■令和３年３月定例議会　上程
	3 月 18 日	■令和３年３月定例議会　議決

資料２　計画策定の参加者

（１）策定委員会名簿

	氏　名	所　属　団　体　等	備　考
委員長	小林　英嗣	北海道大学名誉教授	学識経験者
副委員長	舘下　雅志	中標津町商工会	理事
〃	佐々木　優	西部地域まちづくり協議会	副会長
委員	東田　秀美	中標津町景観審議会	NPO 景観ネットワーク理事
〃	友田　幸宏	中標津建設業協会	監事
〃	長渕　義男	中標津町農業協同組合	購買部長
〃	蠣崎　康夫	計根別農業協同組合	総務部長（H30 年度）
〃	熊谷　昌仙		総務部長（R 元年度～R2 年度）
〃	田村　正弘	（一社）北海道建築士会中標津支部	副支部長
〃	村元　雄一	（一社）中標津青年会議所	R 元年度理事長
〃	加藤　昌之	中標津飲食業連合会	会長
〃	栗崎　勝秀	NPO 法人伝成館まちづくり協議会	代表理事
〃	秋山　俊彦	全町内会連合会	明生町内会長
〃	細谷　俊輔	計根別町内連合会	㈲細谷設備　社長
〃	上原　成二	中心部地域街づくり協議会	㈱大和殿　社長
〃	原　　怡男	西町・川西街づくり協議会	会長（H30 年度）
〃	加藤　勝二	公募委員	無職
〃	松田　優子	公募委員	主婦
〃	飯野　哲弥	公募委員	酪農業
〃	遠藤　俊勝	総務部長	
〃	山口　　修	町民生活部長	H30 年度
〃	幾田　千之		R 元年度
〃	高松　絵里子		R2 年度
〃	菅野　三夫	経済部長	H30 年度～R 元年度
〃	板橋　　豊		R2 年度
〃	坂下　　毅	建設水道部長	H30 年度
〃	望月　正人		R 元年度～R2 年度
〃	木村　　実	教育部長	

（敬称略）

（２）庁内推進会議名簿

	所　属	職　名	氏　名	備　考
委員長	建設水道部都市住宅課	課長	渡部　英樹	H30 年度
		課長	天野　英典	R 元年度～R2 年度
委　員	総務部総務課	課長	天野　英典	H30 年度
		課長	下村　浩次	R 元年度～R2 年度
	総務部企画課	課長	七條　隆志	
	町民生活部（子育て支援室）	参事	高松　絵里子	H30 年度～R 元年度
		室長	榊田　真一	R2 年度
	町民生活部生活課	課長	奥山　正行	H30 年度
		課長	舟橋　利明	R 元年度
		課長	田中　道行	R2 年度
	町民生活部福祉課	課長	舟橋　利明	H30 年度
		課長	續　　隆	R 元年度
		課長	杉山　　隆	R2 年度
	経済部経済振興課	課長	太田　淳也	
	経済部農林課	課長	走出　利政	H30 年度～R1 年度
		課長	中野　康志	R2 年度
	建設水道部建設管理課	課長	望月　正人	H30 年度
		課長	不藤　浩二	R 元年度～R2 年度
	建設水道部上下水道課	課長	山崎　信明	H30～R 元年 1 月
		課長	山根　秀徳	R 元年 1 月～R2 年度
	教育委員会生涯学習課	課長	山宮　克彦	
	総務部総務課防災係	主幹	徳永　博之	R 元年度～R2 年度
	総務部企画課行政改革・協働推進係	係長	田附　直子	H30 年度～R 元年度
		主幹	伊藤　公一	R2 年度
	町民生活部生活課環境衛生係	係長	吉田　利彦	H30 年度～R 元年度
		係長	吉田　佳弘	R2 年度
	経済部農林課農務係	係長	板倉　健悟	
	経済部農林課林務係	係長	中川　由樹	H30 年度
		係長	桐島　秀一	R 元年度～R 2 年度
	経済部経済振興課地域振興係	係長	伊藤　圭太	H30 年度～R 元年度
		係長	佐々木 啓一朗	R2 年度
	経済部経済振興課観光振興係	係長	富樫　隆弘	H30 年度
		係長	篠原　　郁	R 元年度
		係長	下栃棚　稔	R2 年度
	建設水道部建設管理課事業推進係	係長	仁木　伸博	H30 年度～R 元年度
		係長	久本　哲二	R2 年度
	建設水道部建設管理課維持係	係長	佐藤　一幸	H30 年度～R 元年度
	建設水道部都市住宅課建築指導係	係長	村山　賢司	
	教育委員会生涯学習課学芸係	係長	和田　康弘	
事務局	建設水道部都市住宅課街づくり推進係	係長	佐瀬　光史	
		主事	日向　達徳	R 元年度～R2 年度
		技師	桑田　裕介	H30 年度～R 元年度
		会計年度職員	高橋 真奈美	R2 年度

（3）対話の場参加者

■第1回／令和元年（2019年）9月13日

《策定委員》舘下雅志、佐々木優、友田幸宏、長渕義男、栗崎勝秀、細谷俊輔、松田優子、飯野哲弥、望月正人**《庁内推進会議》**高松絵里子、天野英典、七條隆志、走出利政、山宮克彦、田附直子、篠原郁、村山賢司、和田康弘　（敬称略・順不同）**計18名**

■第2回／令和元年（2019年）11月14日

《策定委員》佐々木優、細谷俊輔、長渕義男、加藤昌之、加藤勝二、松田優子、飯野哲弥、遠藤俊勝、望月正人、**《庁内推進会議》**天野英典、七條隆志、田附直子、桐島秀一、伊興部浩輝、**《一般町民》**小柳ひろみ、平松英次、本間玲子、本間直樹、松原稔、荒井道夫、山川優貴、塩崎一貴、篠田有紗

（敬称略・順不同）**計23名**

（4）フォーラム参加者

《講師》栗田一吉（掛川市協働環境部 部長）、小林英嗣（北海道大学名誉教授）

《参加者》佐々木優、千葉清正、太田美帆、塩崎一貴、西村香里、増田慎一、山下安之、飯野哲弥、田附直子、松久智恵子、金田恭平、川野真由、西垣佳弘、松田優子、上原成二、上村仁志、村山賢司、伊藤匡哉、佐藤真理子、細谷俊輔、舘下雅志、土井上若那、山宮克彦、葛西忠恒、武田敦、對馬なつみ、東田秀美、七條隆志、小西健太、片岡義博、阿部嗣、竹下邦枝、本間玲子、三品歩、上原房子、秋山俊彦、栗崎勝秀、村田一貴、高橋敬子、友田幸宏、伊與部浩輝、河内谷圭史、小林寛、佐々木大輔、後藤一男、山下智代、谷川好則、嶋津賢太、山田夢子、江西浩一、佐藤翠、斉藤真紀、幕田多喜子、櫻井純一、沖田英、飯田輝雄、石本佳子、上野誠、佐々木智子、坂本江美、西山百翔、小澤浩樹、坂下毅、高橋陽子、平山光生、小野寺学、飯島実、加藤勝二、菅原浩平、山本照二、篠永光代、千野智彦、西澤有騎、木根魁斗、石垣弘毅、目黒亜希、柳谷祥吾、佐藤武志、松村康弘、阿部隆弘、山根秀徳、舘下裕典、華園紀幸、廣木智、菅野裕介、勝然徹　（敬称略・順不同）**計86名**

（5）プロジェクトチームメンバー

プロジェクト	**メンバー**（敬称略・順不同）　◎：チームリーダー
まちなか	舘下雅志、秋山俊彦、上原成二、村元雄一、板橋豊、石垣弘毅、對馬なつみ、◎塩崎一貴、小柳ひろみ、金曽義仁、高井歩美　**《中標津農業高校》**◎山口優希也、田畑陽菜
身近な地域の拠点	栗崎勝秀、◎佐々木優、田村正弘、遠藤俊勝、葛西忠恒、本間玲子、中本康太、櫻井純一、千野智彦、◎高橋敬子、**《中標津農業高校》**土井上若那、高嶋滉希
公園・公共施設	◎加藤勝二、加藤昌之、◎松田優子、木村実、杉本隆志、渡邊幸宏、中村啓太、**《中標津農業高校》**上村仁志、金川咲奈
公共交通	友田幸宏、東田秀美、長渕義男、◎飯野哲弥、高松絵里子、坂下毅、渡邊博佳、◎竹下邦枝、本間玲子、**《中標津農業高校》**橋本蘭丸、木嶋享靖
計根別	◎熊谷昌仙、細谷俊輔、望月正人、渡邊博佳、三枝邦夫、細谷明、谷川好則、山口雄彦、太田輝幸、志賀恵美子、阿部隆弘、**《中標津農業高校》**篠田有紗（教諭）、野田政樹（教諭）、◎村上仁、西山百翔、藤田龍正、三浦憧也、金澤亜音、谷澤しおり、河本菜津、根岸美憂、須藤和美

資料３　中標津町都市計画審議会答申書

令和３年２月２日

中標津町長　西　村　　穣　　様

中標津町都市計画審議会
会長　小　林　英　嗣

第２期中標津町都市計画マスタープランについて（答申）

令和３年１月２１日付け中標津町長より諮問のあった、第２期中標津町都市計画マスタープランについて審議した結果、原案を適当と認めます。

なお、本計画に示された将来都市像の実現に向けて、当審議会として意見を付して答申します。

記

１．中標津町都市計画マスタープランの周知と臨機応変な見直し

中標津町都市計画マスタープランは、計画策定に関わった人だけが理解できる計画では意味がありません。この計画をいかに町民に理解して頂くか根気よく伝えることが大切です。

この特徴ある中標津町都市計画マスタープランを、町民・企業・団体等の意見を加え進化させ、みなさんが活用しやすい臨機応変な計画となるように努めていただきたい。

２．付帯事項

都市計画法には市町村が定める基本方針（都市計画マスタープラン）は「議会の議決を経て定められた市町村の建設に関する基本構想（総合計画）に即さなければならない」と規定されています。

今後策定される、ウイズ／ポストコロナ社会の総合計画は、単にこれまでの延長ではなく、働き方、住み方、地域の価値、高齢化対応、更には政府が目標とするカーボンオフセットなど社会に大きな変革をもたらす様々な視

点が盛り込まれると想定され、それと整合を図る必要があります。
本計画はこれで完成形とせず、新たな総合計画に沿った見直しをかけ進化させていくことを望みます。

3．建議事項

都市計画法では、市町村が設置する都市計画審議会によって審議・決定された都市計画マスタープランは、議会に対して報告でよいとされていますが、中標津町では議会の議決事項となっています。
市町村の都市計画マスタープランは、市町村議会の議決を経て定められた市町村の建設に関する基本構想（総合計画）に即していること。北海道が策定する都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に即していることが条件となりますが、それ以外の制約はなく、市町村が住民の意見を反映し自由に策定することができます。
都市計画マスタープランは、長期的に検討することと、日々実行していかなければならない短期的なものがあり、都度議会に諮り変更しなければならないということは、法の趣旨から逸脱しており異例な状態となっています。この点について、都市計画審議会として行政と議会に対し再考していただきたく建議いたします。

令和３年３月

中　標　津　町

〒086-1197 北海道標津郡中標津町丸山２丁目 22 番地
TEL: 0153-73-3111　FAX: 0153-73-5333
http://www.nakashibetsu.jp/